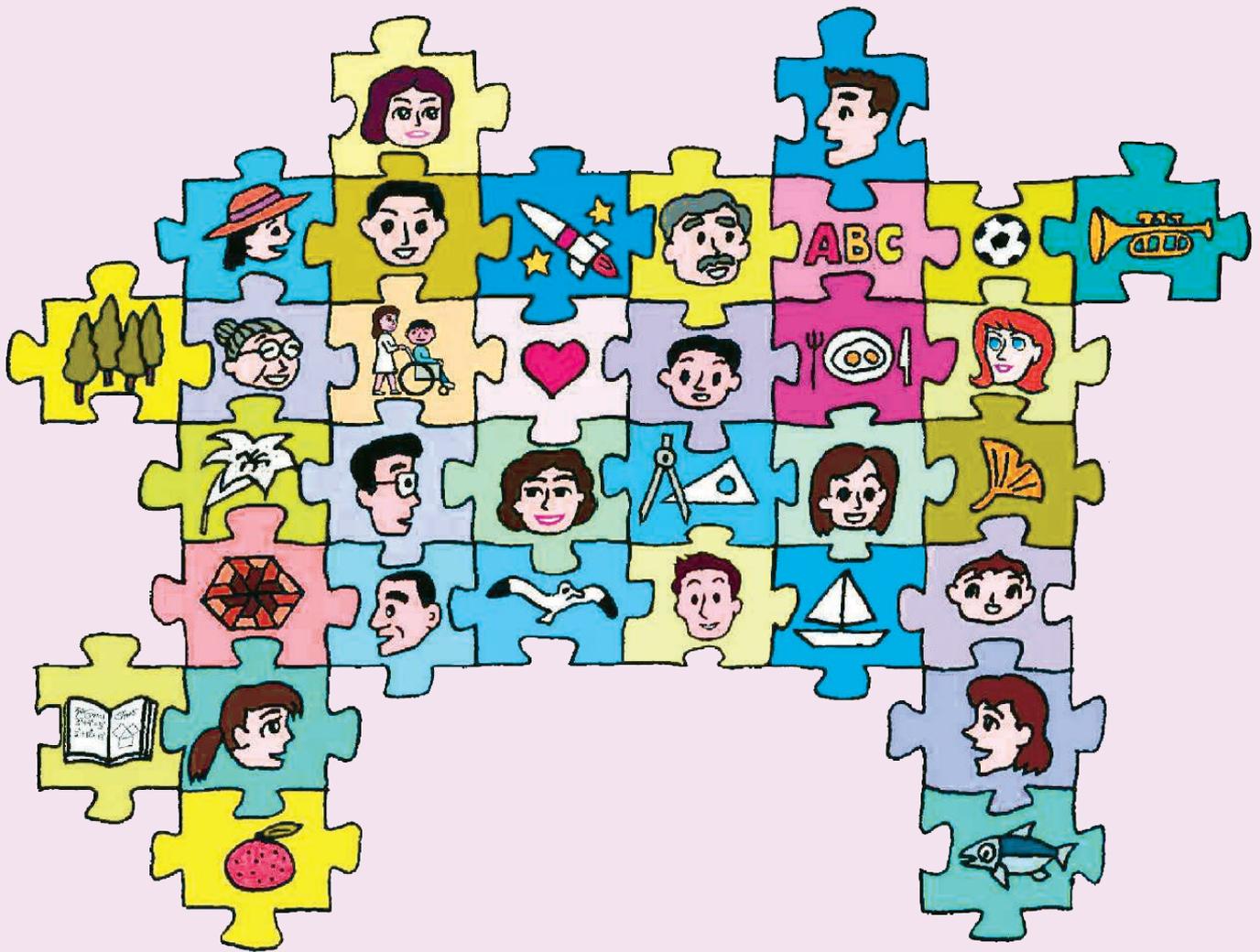


かながわ教育ビジョン

心ふれあう しなやかな 人づくり



表紙の絵について ー作者のことば：大野寛武ー

豊かな自然、歴史、文化、産業などに恵まれている「かながわ」にゆかりの深い様々なピースと、その環境にはぐくまれ、思いやりの心とたくましさをもって、自分らしく生きる人々のピースが、「人づくり」というキーワードのもとにつながり合って、かながわの明るい未来を拓き、創っていく様子を表しています。

明日のかながわを担う人づくりに向けて

神奈川県教育委員会では、子どもたちへの教育をめぐる課題が複雑かつ多様化する中で、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、平成19年8月に、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」（以下「教育ビジョン」という。）を策定いたしました。

策定にあたっては、様々な方々と継続的に教育論議を行うなど、過程を大切にしながら、県民の皆様と共感・共有できるものをめざしてまいりました。また、教育ビジョンの策定後も、教育ビジョンで掲げた理念の実現に向けて、人づくりにかかわる様々な方々との協働・連携の取組みを進めてまいりました。

その中で、学校や家庭、地域などで、様々な主体と教育ビジョンを共有し、効果的な取組みが進められるよう、継続的に協議を行うために組織された「かながわ人づくり推進ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）に参加される数多くの県民、団体の皆様と協働・連携し、教育施策に取り組んでまいりました。

教育ビジョンは、概ね20年間を見すえて、基本理念、人づくりの視点、施策展開の方向性を示したものですが、国の動向や社会状況の変化等に柔軟に対応しており、平成25年6月の国の「第2期教育振興基本計画」の策定や同年8月の「神奈川の教育を考える調査会」からの「最終まとめ」の提出等を踏まえ、平成27年10月に第4章及び第5章を改定いたしました。

このたび、AI等による技術革新の発展や平均寿命の延伸等を踏まえた国における「第3期教育振興基本計画」の策定や本県での「かながわグランドデザイン第3期実施計画」の策定等を踏まえ、教育ビジョンの見直しに取り組むことといたしました。

見直しにあたっては、教育ビジョンと各計画との整合性について検証を行うとともに、ネットワークからの「『かながわ教育ビジョン』の一部改定に関する提言」を踏まえ進めてまいりました。

このような経緯を踏まえながら、このたび、教育ビジョンを一部改定いたしました。

今後、教育ビジョンで掲げた理念の実現に向け人づくりにかかわる様々な方々との共感・共有に基づく、一人ひとりの「生涯にわたる自分づくり」とさらなる協働・連携による「生涯を通じた人づくり」を進めていきたいと考えておりますので、多くの皆様のご理解とご参加をお願い申し上げます。

令和元年10月

神奈川県教育委員会

一部改定の背景

○ 平成 27 年 10 月の教育ビジョンの一部改定以降、次のような状況の変化が見られました。

(1) 現在の社会状況

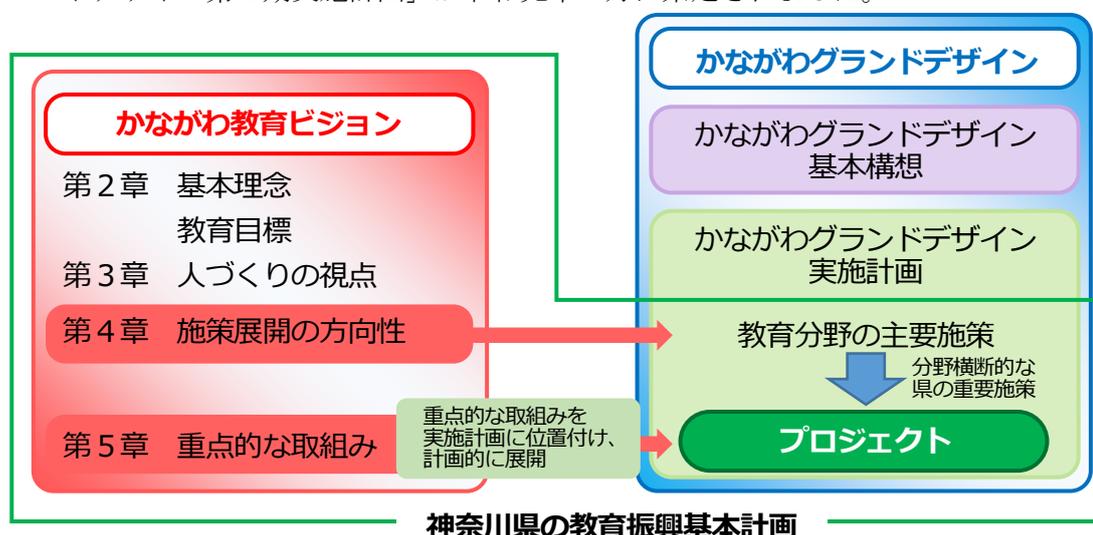
県内においては、少子高齢化、グローバル化、技術革新の動きなどに進展はあるものの、社会状況の変化の傾向は、前回の一部改定時から継続しています。

(2) 国の第 3 期教育振興基本計画

国においては、「第 2 期教育振興基本計画」で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、「人生 100 年時代」や「超スマート社会 (Society5.0)」の到来に向け、2030 年以降の社会の変化を見すえた「第 3 期教育振興基本計画」が平成 30 年 6 月に策定されました。

(3) かながわグランドデザイン第 3 期実施計画

教育ビジョンとともに、本県の教育振興基本計画を構成する「かながわグランドデザイン第 3 期実施計画」が令和元年 7 月に策定されました。



神奈川県教育振興基本計画

※ 本県では、「かながわ教育ビジョン」と「かながわグランドデザイン」の実実施計画に位置付けた教育施策とを併せて、本県の教育振興基本計画としています。(参考資料を参照)

一部改定の概要

○ 新しく策定された国の「第 3 期教育振興基本計画」等と教育ビジョンとの整合性を検証したところ、考え方や方向性の整合は図られていますが、今後の県の「重点的な取組み」を示す第 5 章について、国の「第 3 期教育振興基本計画」の施策の項目等に対し、包括的な記載になっているものがあることが確認できました。

○ 一方、社会状況の変化の傾向は、前回の一部改定時から継続していることから、教育ビジョンの基本理念・教育目標、人づくりの視点、展開の方向などは改定せず、主に第 5 章について一部改定を行うこととしました。

○ 具体的には、第 5 章の序文、Ⅰ～Ⅷの各柱について、国の「第 3 期教育振興基本計画」や「かながわグランドデザイン第 3 期実施計画」と整合を図る項目を記載するとともに、制度の変更や取組みの進捗状況などに伴う時点修正を行いました。

目 次

はじめに	1
第1章 教育ビジョン策定の背景	4
1 社会状況の変化	4
2 教育をめぐる現状と課題	4
3 人づくりにおいて踏まえるべき観点	8
第2章 基本理念・教育目標	10
1 基本理念	10
2 教育目標（めざすべき人間力像）	11
3 かながわらしい教育に向けて	12
第3章 人づくりの視点	16
1 「つむぐ おりなす」協働による取組みの推進	16
2 人の発達段階を通じた各主体のかかわり	16
第4章 展開の方向（平成27年10月改定）	40
第5章 重点的な取組み（令和元年10月改定）	46
第6章 教育ビジョンの推進（令和元年10月改定）	56
用語集（対象：本文中の「*（アスタリスク）」を付した用語）	59
参考資料	
資料1（平成19年8月策定時）	
資料2（平成27年10月一部改定時）	
資料3（令和元年10月一部改定時）	

はじめに

1 策定の趣旨

少子高齢化の進行や国際化・情報化の進展、産業・就業構造の変化など、急速な社会の変化に伴い、子どもたちをめぐる状況も大きく変わってきています。社会性や規範意識の低下への危惧、学力や学習意欲をめぐる問題、不登校*やいじめなどの問題、若者の自立をめぐる課題のほか、家庭や地域の教育力をめぐる課題など、解決すべきことは山積しています。

このような時代にあって、次代を担う子どもたちを、中長期的な視点に立って育成していくことが、ますます重要になってきていると考えます。

そこで、神奈川県教育委員会では、すべての県民とともに、明日のかながわを担う人づくりを進めるための総合的な指針となる、「かながわ教育ビジョン」（以下、「教育ビジョン」という）を策定いたしました。

2 策定の基本的考え方

神奈川県教育委員会では、家庭・学校・社会へと続く成長の過程で、様々な人々がその役割と責任を自覚して人づくりにかかわり、協働と連携を進めることのできる「教育ビジョン」をめざしています。

そのため、策定の過程を大切に、継続的に県民との教育論議を行い、内容を深めながら、ビジョンづくりを進めてまいりました。

具体的には、県民論議の成果である「かながわの教育ビジョンに関する提言」（県民論議を推進した「かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会」からの提言）をもとに、平成18年10月に骨子案を作成しました。その後も県民論議をはじめ、各方面との意見交換を行い、同年12月に素案を公表し、改めて県民意見の募集を行い、いただいた意見・提案をもとに19年3月の素案（修正版）、そして、7月の最終案の公表を経て、このたびのビジョン策定となりました。

3 基本的性格

- ① 本県の教育推進の総合的な指針であり、市町村等をはじめ、すべての県民との共感と共有、協働と連携により、一体となった施策を展開していくものとする。
- ② 本県の総合計画における教育分野の個別計画（指針）として、基本理念、人づくりの視点、施策展開の方向性を示すものであり、具体的な施策・事業は、総合計画の実施計画に位置付けるものとする。
- ③ これまでの、本県教育の根幹を成す「ふれあい教育」の理念を継承しつつ、これからの時代に対応できる新たな理念を示す。

4 見すえる期間

本県の総合計画との整合を図り、概ね20年間を見すえることとする。

5 全体構成

全体を6章構成とし、第1～3章で、家庭、地域、学校、企業、市町村などの各主体と共感・共有するための内容を、第4章以降で、県としての取組みの方向を示す。

- 第1章「教育ビジョン策定の背景」＝本県の教育を取り巻く現状と課題を整理
 第2章「基本理念・教育目標」＝本県がめざす教育の姿を明示
 第3章「人づくりの視点」＝発達段階に応じた主な教育の主体のかかわりを整理
 第4章「展開の方向」＝人づくりを展開する上での県の方向性を体系的に整理
 第5章「重点的な取組み」＝今後の県の重点的な取組みを明示
 第6章「教育ビジョンの推進」＝策定後の推進について明示

※ 平成27年10月に第4章、第5章を、令和元年10月に第5章、第6章を改定いたしました。

教育ビジョンの構成

第1章 教育ビジョン策定の背景

1 社会状況の変化

- (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来
- (2) 国際化と情報化の進展
- (3) 産業・就業構造の変化
- (4) 地方分権改革の進展
- (5) 多様な主体との協働・連携の拡大

2 教育をめぐる現状と課題

- (1) 子どもの思いと育ちの姿
- (2) 家庭の教育力の低下
- (3) 地域の連帯感の希薄化
- (4) 様々なニーズへの対応が求められる学校
- (5) 生涯を通じた「学び」への対応

3 人づくりにおいて踏まえるべき観点

- (1) 不易と流行を踏まえた人づくり
- (2) 世代を超え、循環する人づくり
- (3) 協働・連携による人づくり

第2章 基本理念・教育目標

1 基本理念

未来を拓く・創る・生きる

人間力あふれる

かながわの人づくり

2 教育目標

(めざすべき人間力像)

〔思いやる力〕

他者を尊重し、
多様性を認め合
う、思いやる力
を育てる

自己肯定感

〔たくましく生きる力〕
自立した一人の
人間として、社
会をたくましく
生き抜くことの
できる力を育て
る

〔社会とかがわる力〕
社会とのかかわり
の中で、自己を成
長させ、社会に貢
献する力を育てる

3 かながわらしい教育に向けて

- (1) 「ふれあい教育」の成果と課題
- (2) 今こそ大事な心ふれあう経験
- (3) よりよく生きるための「行動の知」を
- (4) 「心ふれあうしなやかな人づくり」へ

第3章 人づくりの視点

- 1 「つむぐ おりなす」協働による取組みの推進
- 2 人の発達段階を通じた各主体のかかわり

○ 生涯を通じた人づくりにおけるそれぞれの段階での「大切にしたい育ち(学び)の姿」・「人づくりをめぐる状況」・「各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性」の整理

(4つの発達段階)

(各主体)

健全な心身と生活の
基礎を培う段階

(乳・幼児期)

自分らしさを探求す
る段階

(児童・青年期)

社会的・経済的に自
立する段階

(成人期)

豊かな人生を探求す
る円熟の段階

(円熟期)

家庭

地域

学校

企業

市町村

県

第4章 展開の方向 (平成27年10月改定)

基本方針

取組みの方向

1. かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組みを進めます

- ① 主体的に学び行動する力を身に付ける自分づくりの取組みを進めます
- ② 社会的・職業的な自立をめざす自分づくりの取組みを進めます
- ③ 未来社会の創造に参画・協働できる自分づくりの取組みを進めます

2. 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます

- ④ 個人や社会の多様性を尊重し、生涯学習社会*を支える地域の教育力の向上の取組みを進めます
- ⑤ 参画・協働による活力ある新たな教育コミュニティの創出を進めます
- ⑥ かながわの伝統文化の継承と芸術・スポーツによる地域の振興を進めます

3. 少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます

- ⑦ 現代社会に求められる子育て・家庭教育への理解を深めます
- ⑧ 地域との連携による子どもの社会的な経験の機会の充実を図ります
- ⑨ 家庭から学校・社会への円滑な接続・連携を図る教育的な支援に取り組みます

4. 子ども一人ひとりの個性と能力を大切に、共に成長する場としての学校づくりを進めます

- ⑩ 学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる授業の実践と、個に応じた支援を大切にする学校教育に取り組みます
- ⑪ 信頼と期待に応える主体的な学校運営に取り組みます
- ⑫ 子ども的人格形成を図る教育の質の向上を担う指導力のある教職員の確保と育成に取り組みます

5. 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

- ⑬ 社会情勢の変化や科学技術の進歩に伴う教育や、インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備を進めます
- ⑭ 生涯にわたる自分づくりを支援する教育ネットワークの構築を進めます
- ⑮ 教育行政に係る施策・事業の計画的な実施と、適切で的確な支援への対応に取り組みます

第5章 重点的な取組み (平成27年10月改定) (令和元年10月改定)

第6章 教育ビジョンの推進 (令和元年10月改定)

第1章 教育ビジョン策定の背景

本章では、教育ビジョンの策定にあたり、社会状況の変化を概観した上で、教育をめぐる現状と課題を明らかにしています。

また、明日のかながわを担う人づくりを進める際に、必要と考える観点を併せて整理しました。

1 社会状況の変化

教育ビジョンの策定当時において、次のような状況の変化が見られました。

- (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来
- (2) 国際化と情報化の進展
- (3) 産業・就業構造の変化
- (4) 地方分権改革の進展
- (5) 多様な主体との協働・連携の拡大

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 子どもの思いと育ちの姿

子どもたちは、いつの時代にあっても、常に大きな可能性に満ちた存在です。自分に自信がもてれば、新たなことに興味・関心を抱き、積極的に周囲にはたらきかけ、多くのことを吸収し、自分のものにしていくことができます。これは、まわりの大人のかかわり方や社会のあり様から、大きな影響を受けやすい存在ということでもあります。

平成17年度の神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」によると、大人から見た子どもの印象と、子どもが自分自身をどう思うかについては、その意識に大きな差があります。たとえば、「ねばり強さがある」や「社会に役立つとする心や公共心がある」などの項目では、大人が感じている以上に、子どもたちは前向きな思いを抱いています。

子どもたちの表面的な言動に、ともすると大人は目を向けがちですが、子どもの内面にある思いや願いへの理解をもっと深める必要があります。

また、子どもたちは、乳幼児から小・中・高校生と成長していくに従い、まわりの人たちや社会とのかかわりを通して、自分づくりをしていきます。その過程で、多くの課題に直面し、様々な悩みをもちながら、自らを見つめ直していくものです。

こうした過程は、子どもたちにとって自然なことであり、それを乗り越えて、自分らしく生きる力を培うことに対する支援が、周囲の大人には求められているのです。

(課題) 子ども一人ひとりの思いと育ちの姿を、家庭、地域、学校などのまわりの大人がしっかりと見つめ、心の通い合う関係を築きながらかかわっていくことが重要です。

振り返って、今の子どもたちを見ると、自己肯定感*をもてなかったり、友だちなどと人間関係が上手く築けなかったりする子がいます。また、将来や友だちのことで、様々な悩みやストレスを抱えている子や、学習意欲を失っている子などもあります。

さらに、不登校やいじめなどは減らず、人格や生命の尊厳を傷つける程までに深刻化するものもあり、事態は極めて厳しい状況にあります。また、学校生活になじめず、中途退学をする者もいます。

一方、子どもたちの体力や運動能力は低下傾向にあり、食生活の乱れや肥満傾向にある子どもも増えています。

人づくりを考える上では、このような子どもの深刻な状況にも適切に対応していくことが求められています。

(課題) 子ども一人ひとりが抱える、いじめをはじめとする様々な課題に対して、柔軟で迅速かつ適切に対応できる、組織的な体制づくりが必要です。

(2) 家庭の教育力の低下

核家族化や少子化が進行し、子どもたちが家庭の中で、きょうだいと切^{せつ}磋^{きたく}琢磨^{たくま}したり、祖父母の経験から学んだりする機会は著しく減少しました。親*の子育ても、自身の経験の中にそのモデルを見いだすことが難しくなり、手探り状態で行わざるを得ない状況も生まれており、家庭の教育力が低下したと考える人も多くいます。

また、無責任な放任や過保護・過干渉は以前より多く見受けられるようになり、虐待を受ける子どもも増えています。

家庭はすべての教育の出発点として、暮らしの営みを通して、子どもが基本的な生活習慣*や規範意識を身に付け、家族への信頼感や思いやる心をはぐくむことで、学校や社会での幅広い学び合いの基盤を築くという、重要な役割を担っています。

*「親」とは、血縁関係の親のみならず、広く子どもの養育を担う大人のこと

(課題) 家庭での子育てや教育を改めて見つめ直し、次代を担う子どもを育てることの大切さを共有できる環境づくりが必要です。



(3) 地域の連帯感の希薄化

都市化や核家族化の進行、共働き世帯の増加や、少子化の進行などにより、異年齢の子ども同士や異世代の人との交流が減少し、隣近所や地域の連帯感が希薄化してきました。

子どもたちが豊かな学びを実感するには、家庭や学校以外にも、身近な学びの場や子どもの居場所が必要です。

(課題) 学び合い、教え合うことから生まれる、協働と信頼に根ざした新しい地域の姿の創出が求められています。

(4) 様々なニーズへの対応が求められる学校

学校では、社会状況の変化や、子どもたちの様々な育ちを背景に、一人ひとりの個性や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うとともに、家庭や地域からの多様化するニーズに迅速かつ的確に対応していく必要があります。

そのため、教職員には、これまで以上に高い自覚と責任、専門性などが求められています。

教職員はそうしたことに意欲的に取り組んでいます。このような様々なニーズに対応することに追われ、子どもたち一人ひとりに向き合うことや、教材研究、自己研さんを積むことに十分な時間を確保できにくくなっている面もあります。

さらに、発達障害*など、多様な支援を必要とする子どもも以前より増えており、このような視点からの対応も求められています。

(課題) 教職員が子ども一人ひとりにしっかりと向き合える学校運営や、教職員同士が課題や目標などを共有し、個々の経験や持ち味を生かし合い、一体となって取り組むことのできる、組織力の高い学校づくりを進めていく必要があります。



(5) 生涯を通じた「学び」への対応

人は、大人になっても学び続けることで、生涯にわたり成長し、発達し続けます。

これまでも、生涯を通じた学習や、スポーツや文化活動の考え方が浸透し、活動の機会が広がってきましたが、団塊の世代*を含め今後ますます高齢化が進む中で、生きがいをもち、心豊かにうるおいのある人生を送りたいという県民の思いや願いは、一層高まることが見込まれます。

(課題) 働く人や高齢者など、だれもがどこの地域でも気軽に学び続けることや、学び直しのできる場や機会をつくる必要があります。



3 人づくりにおいて踏まえるべき観点

「人づくり」とは、あたかもモノづくりのように、人を予定された形に仕立てることではありません。人は、生まれた時から、すでにそこに「在る」存在なのですから、モノのように「つくる」ことはできません。

「人づくり」とは、「絶えず自らを磨き、新たな自分へと更新していく、『自分づくり』を支援していく営み」だと考えます。

この項では、このような意味での「人づくり」について、成長の中で身に付けていくべき内容、「人づくり」と社会との関係、「人づくり」へのかかわり方、という3つの観点から整理を行いました。

(1) 不易と流行を踏まえた人づくり

子どもたちが個人として成長するだけでなく、社会の構成員として身に付けていく必要のあるものには、時代を超えて変わらない価値のあるもの（不易）と時代の変化に柔軟に対応して身に付けていく必要のあるもの（流行）があります。

不易には、健康と基礎的な体力、豊かな人間性や他人を思いやる心、生命を大切にし、人権を尊重する心、正義感、郷土を愛^{いつく}しむ心、学ぶ意欲や態度、そして「読み・書き・計算」等の基礎・基本に基づき、自ら学び、考える力などがあります。

流行には、国際化・情報化への対応や、環境問題への理解などに向け、具体的な教育活動を通して、獲得していく資質や能力があり、それらは時代の要請を的確に見極め、今後とも積極的にはぐくんでいく必要があるものです。



(2) 世代を超え、循環する人づくり

一人ひとりが成長の過程で学んだ成果は、自分づくりを豊かなものにするとともに、他の人の自分づくりにも様々な形で生かされていくものです。

親子の関係でいえば、子育てをする親は、自身の親との関係の中から学んできたものを基盤としつつ、まわりの人や社会とのかかわりの中で学びを深めながら、次の世代を担う子どもたちを育てていくものです。

つまり、人づくりとはその人ひとりを育てることにとどまらず、世代を超え、循環しながら少しずつ、次の社会の形成に大きな影響を与えているのです。



(3) 協働・連携による人づくり

人づくりは、まず家庭から始まり、その後、成長に応じて、世界を広げながら、地域・学校・社会へと様々な場面で行われます。

とりわけ、現代の社会状況の中で、人づくりが真に効果をあげるためには、自発的・自主的に取り組む人々や、地域や社会で積極的な役割を果たそうとする企業などとも力を合わせ、互いの持ち味を生かし合いながら、協働・連携を進めることがたいへん重要だと考えます。



第2章 基本理念・教育目標

1 基本理念

未来を^{ひら}拓く・創る・生きる

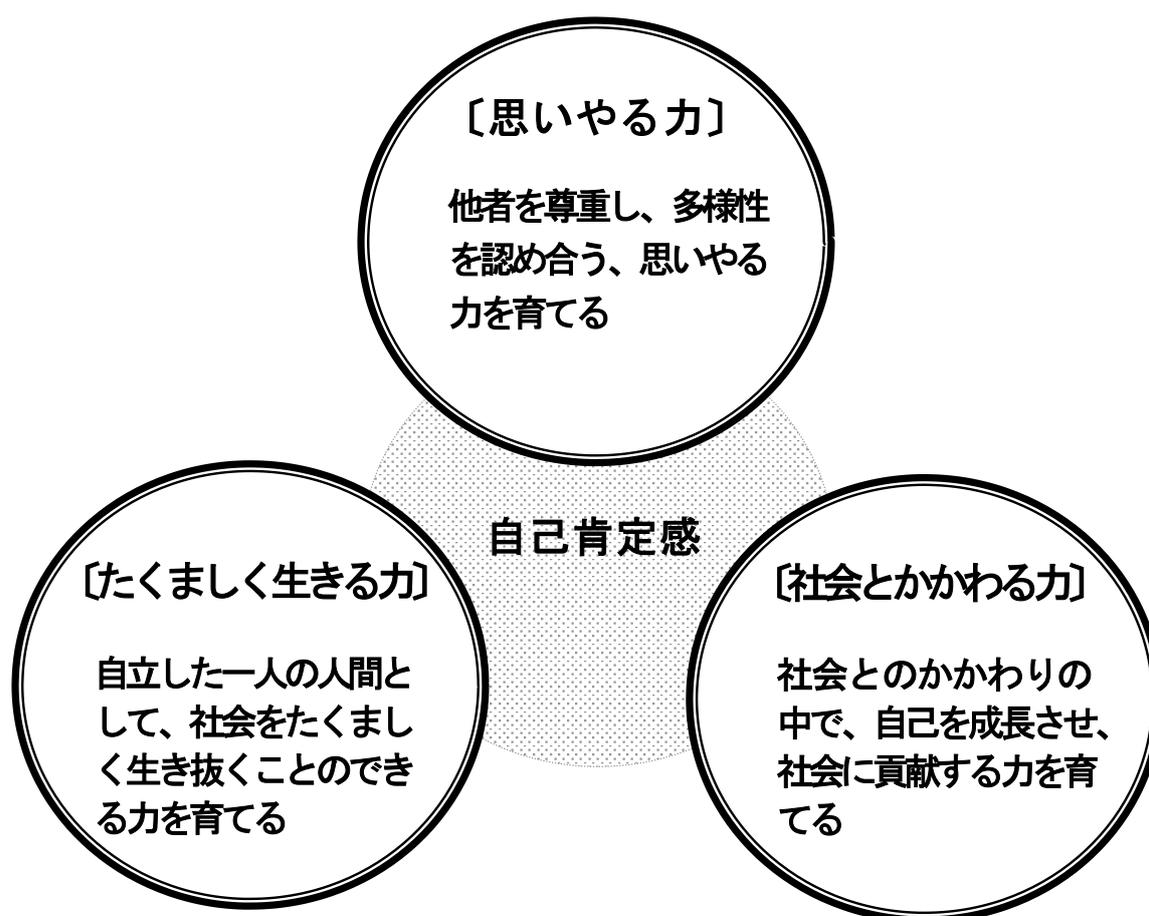
人間力あふれる

かながわの人づくり

- 子どもたちは、よりよい未来を築く、大きな可能性を秘めた存在です。激しい変化が予想されるこれからの時代にあっても、子ども一人ひとりが、その資質や能力を十分に発揮して生きることができるよう、しっかりとほぐされなければなりません。
- なかでも、夢や希望に向かい、自らを律して困難を乗り越え、**未来**をたくましく切り^{ひら}拓くことや、自己と社会の未来を**創る**強い意志をもち、変化をおそれず主体的に行動すること、さらに、自己への自信と人への思いやりをもって、心豊かでしなやかに**生きる**ことのできる力を備えることが重要です。
- そのためには、まわりの人から「大切にされている」と感じながら、育てられることが必要です。そこから生まれる安心感や信頼感に根ざして、自らをありのままの姿で受容できる自己肯定感をはぐくんでおかなければなりません。
- また、教育にかかわるすべての人々には、個のニーズに応じた多様な支援を充実していくことが求められています。
- このような考え方をもとに、自立した一人の人間をめざす自分づくりと、社会の構成員としてよりよい社会づくりにかかわる総合的な力を**人間力***ととらえ、**かながわの人づくり**の視点として基本理念をまとめました。

2 教育目標（めざすべき人間力像）

かながわの教育がめざす「人づくり」の基本理念を実現するために、子どもから大人まで、すべての人が身に付けていきたい「人間力」の内容を、まわりの人との関係、社会との関係、自己の成長の姿という視点から「めざすべき人間力像」に整理を行い、教育目標として掲げました。



この3つの教育目標では、人が家庭の中に生まれ、多くの人に見守られながら成長していく過程で、自己肯定感を基盤とし、人を尊重し、多様性を認める思いやる力を身に付けるとともに、社会とのかかわりの中で豊かな経験を積み、学び続けることで人間的な成長を遂げ、自分らしく自立してたくましく生き抜くことのできる力と、学んだことを生かして社会に貢献する力の育成をめざしています。

3 かながわらしい教育に向けて

(1) 「ふれあい教育」の成果と課題

本県では、昭和50年代の過熱する受験競争や、知識偏重的な教科中心の学校教育のあり方などをめぐり、県民をあげての「騒然たる教育論議」をきっかけとして、人や自然とのふれあいによる体験的な活動を重視した「ふれあい教育」が生まれ、現在まで、かながわの教育の根幹をなしてきました。

「ふれあい教育」は、家庭や学校、地域などの様々な団体が参加して、運動の意義や役割を共有し、行政機関も共通認識のもとで一体化した取組みを推進するものであり、「ふれあい」という言葉が、学校だけでなく、家庭や地域でも使われるようになっていきました。かながわの教育における歩みの中で、その取組みは、一時代を象徴するものといえます。

また、この「ふれあい教育」は、様々な体験活動を通じて、子どもたちが人と人とのつながりや、自然とのふれあいの大切さに気づくことや、学ぶ者と教える者とが、世代や立場を超えて学び合うという考え方が浸透していくことに、大きな成果をあげてきました。

その一方で、家庭や学校、地域などにおいて、広く展開されていたものが、時間の経過とともに、次第に学校教育が中心的な場となっていきました。さらに、子どもたちの社会性などを着実に育成していくような、成長に応じた学習活動のつながりには課題が残りました。

さらに、現在、不登校やいじめなどの件数は減らず、人格や生命の尊厳を傷つける程までに深刻化しているものもあることは、真摯に受け止めなければならない課題です。



(2) 今こそ大事な心ふれあう経験

人は、元来、自分以外の存在と「ふれあう」ことを通して、自分の価値や役割に気づき、自我同一性（アイデンティティ*）を確立していきます。そこで、「個性・共生・共育（ともいく）」を理念として掲げ、「ふれあう」ことの大切さを提唱した「ふれあい教育」は、かながわの教育ビジョンの中でも、継承していくべき不易なものといえます。

自己肯定感をもてず、人間関係が上手く築けないことから生まれる様々な課題を解決していくためには、これまでより一歩先に進んで、さらに深く人や社会とかわり合うような経験をし、それを学習として積み重ねていくことが、たいへん重要となります。

このような経験を通して、自らの力が人や社会に役立つ手応えを感じ、共に築いた成果を分かち合い、「心ふれあう」喜びを十分に味わうことが大切です。

また、様々なかわりの中から、多少の困難があっても歩み寄り理解し合えるような、思いやりとたくましさを身に付けていくことも求められているのです。



(3) よりよく生きるための「行動の知」を

「ふれあい教育」では、それまでの教育が、教科を中心とした知識や技能などの「科学の知*」（競争の原理）の習得に偏っていたとの反省から、家庭や学校、地域での様々な体験を通じて、子ども自身が実感を伴って獲得する「臨床の知*」（共生の原理）の重要性が指摘されました。

今後、まわりの人や社会とかわりながら、自分づくりを進めるには、学習や体験によって蓄えられた知を、より一層、人や社会との間で双方向的に機能させ、自らがよりよく生きるための行動を支えるような発信や創造する知へと再構築することが重要になります。

私たちは、この知を「行動の知」と呼び、学ぶことや生きることへの意欲、人への信頼や社会への関心などを基盤に、課題解決に向けて方策などを思考する力、さらにコミュニケーション能力や企画構想力、表現力などの発信にかかわる力が有機的にはたらき合って成り立つものと考えました。

教育ビジョンでは、学びとったものを生かして、自分づくりを進めるとともに、人や社会と積極的にかわり合いながら、未来を創造できる人間力の育成に向け、「行動の知」の体得をめざします。



(4) 「心ふれあう しなやかな 人づくり」へ

これからのかながわの教育は、「ふれあい教育」を一層発展させ、一人ひとりが「行動の知」を発揮しながら、さらに深く人や社会とかかわる「心ふれあう」経験を積み重ねることで、未来を拓き、創り、生きることのできる「人間力」をはぐくんでいきます。

そのためには、一人ひとりの思いや育ちを柔軟に受け止めながらも、教育ビジョンの掲げる理念に基づき、揺るぎない教育を展開することが重要であることから、柔軟さと揺るぎなさを併せ持つ「しなやかな人づくり」を進めていきたいと思えます。

こうした教育を通して、次代を担う子どもたちには、積極的に人や社会とかかわり、「思いやる心とたくましさ」をもったしなやかな人に育ててほしいという願いを込め、これからのかながわらしい教育を次のように提唱します。

心ふれあう しなやかな 人づくり

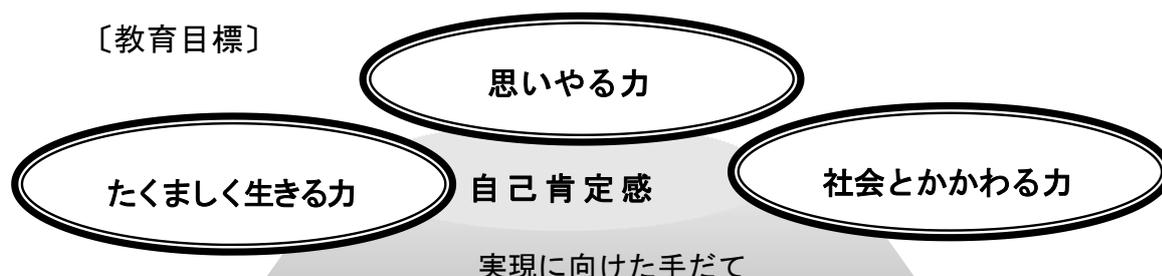


「ふれあい教育」から
「心ふれあう しなやかな 人づくり」へ

かながわ教育ビジョン

〔基本理念〕 未来を拓く・創る・生きる
人間力あふれる かながわの人づくり

〔教育目標〕



今こそ大事な
心ふれあう経験
「ふれあい教育」をさらに進め、
人や社会と深くかかわり、「心ふれあう」喜びを十分に味わう

よりよく生きるための
「行動の知」を
教科の学習や様々な体験を生かし、よりよく生きるために行動できる力を身に付ける

『心ふれあう しなやかな 人づくり』

- 一人ひとりを大切にする柔軟な対応と、教育ビジョンに基づく揺るぎない教育の展開
- 人々や社会とかかわり、「思いやる心とたくましさ」をもった人の成長に向けた願い

〔次代を担う人づくりをめぐる状況〕

- ・ 少子高齢化の進行
- ・ 国際化と情報化の進展
- ・ 産業・就業構造の変化
- ・ 社会性や規範意識の低下への危惧
- ・ 学力や学習意欲の向上の推進
- ・ 不登校、いじめ問題などの早期解決
- ・ 家庭や地域の教育力の向上

継承・発展

「ふれあい教育」の展開 - 〔基本理念〕個性・共生・共育（ともいく）

- 家庭・地域・学校で、自然や人とのふれあいによる体験的な活動を重視
- かながわの教育における根幹としての位置づけ

〔主な成果と課題〕

- 県民一体となった教育運動が実現
- ふれあうことから学ぶ大切さを実感
- 就学前・小・中・高校などの成長に応じた、つながりのある学習の展開が不十分

県民をあげての「騒然たる教育論議」

〔昭和50年代の教育をとりまく課題〕

- ・ 受験競争の過熱
- ・ 知識偏重的な教育への批判
- ・ 家庭内・校内暴力の増加 等

第3章 人づくりの視点

1 「つむぐ おりなす」協働による取組みの推進

標題の「つむぐ おりなす」は、県民との教育論議の成果として導き出されたもので、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性やよさを「つむぐ」ように大切に育てるため、まわりの大人たちが様々に「おりなす」ようにかかわり合っていこうという願いが込められたものです。

このような、かながわの人づくりを実現するには、皆が思いを一つに重ね合い、それぞれの持ち味を響き合わせながら、共に育ち、成長を続けるという循環型の教育・学習社会の形成をめざしていくことが重要です。

協働に基づく、このような人づくりが進めば、学校だけでは果たせなかった新たな教育の地平が広がっていくと考えます。

2 人の発達段階を通じた各主体のかかわり

人は、誕生してから人生を終えるまで、社会や文化、自然などから生涯にわたり様々な影響を受け、成長・発達を続けていくものです。

そうした中で、人が生活し活動していくには、多様な資質・能力が必要となり、教育は、これらを身に付ける上で、たいへん重要な役割を担っています。

人の成長・発達に即して、このような資質・能力や「人間力」を獲得していくためには、様々な教育の主体の役割が重要になります。

ここでは、それぞれの主体が個に応じて、どのように支援を行っていることが望ましいかを、発達段階ごとに整理しました。その全体を示したものが、右の表です。具体的には、発達段階ごとに概ねの目安となる「大切にしたい育ち（学び）の姿」と「人づくりをめぐる状況」を整理した上で、人づくりにかかわる家庭、地域（NPO法人などを含む）、学校・保育所、企業、市町村、そして県の主体ごとに、それぞれの役割と具体的な取組みの方向性を、イメージとして示しています。

本章を参考に、各主体がそれぞれの立場から、かながわの人づくりに主体的にかかわり、取り組んでいくことを期待しています。

生涯を通じた人づくりにおけるそれぞれの段階と目標

本表は、人生の上で大きな節目や転機となる出来事を見すえながら、人の一生を次のような年齢区分により、4つの段階に分け、それぞれの人づくりの目標を整理しました。ただし、この整理はあくまでも目安であって、実際には様々なあり方や生き方があり、それぞれに十分尊重されなければなりません。

年 齢	教育ビジョンにおける人づくりの段階と目標	節目や転機となる出来事
誕生 ↓ 概ね6歳頃 ↓ 概ね18～22歳頃 ↓ 概ね65歳頃 ↓	<p>1 健全な心身と生活の基礎を培う段階</p> <p>(乳・幼児期)</p> <p>親への信頼感を深めながら、家庭を中心に、基本的な生活習慣や態度を身に付けるとともに、集団での遊びや運動などの体験を通じて、健全な心身の基礎を培う。</p> <hr/> <p>2 自分らしさを探求する段階</p> <p>(児童・青年期)</p> <p>それぞれの学校段階において、確かな学力を身に付けるとともに、様々な体験や経験を通じて生き方や進路を考え、自分らしさを探求し、心身ともに健康で、豊かな人間性や社会性を培う。</p> <p>・この段階は、児童期と青年期に区分して整理</p> <hr/> <p>3 社会的・経済的に自立する段階</p> <p>(成人期)</p> <p>職業生活への円滑な移行と社会的・経済的な自立をめざし、自覚と責任ある行動力や社会に貢献する力を身に付ける。</p> <hr/> <p>4 豊かな人生を探求する円熟の段階</p> <p>(円熟期)</p> <p>学び直しや新たな学びに挑戦する意欲や生きがいをもち、自分づくりに取り組むとともに、次世代の育成や地域での社会貢献に努める。</p>	<p>家庭での生活</p> <p>保育所 幼稚園 入園</p> <p>特別支援学校 入学</p> <p>小学校 入学</p> <p>中学校 入学</p> <p>高校 進学</p> <p>大学等 進学</p> <p>就 労</p> <p>退 職</p>

○ 本表は、ハヴィガースト(Havighurst, R. J)やエリクソン(Erikson, E. H)の発達に関する研究や内閣府の「青少年育成施策大綱」などを参考に、県民との教育論議に基づき、神奈川県教育委員会として独自に作成したものです。

1 健全な心身と生活の基礎を培う段階（乳・幼児期） 0歳から概ね6歳頃まで

親への信頼感を深めながら、家庭を中心に、基本的な生活習慣や態度を身に付けるとともに、集団での遊びや運動などの体験を通じて、健全な心身の基礎を培う。

大切にしたい育ちの姿

自分づくりのスタートとなる時期です

- 親の愛情に包まれ、家族と共に生きることの安心感や期待感、家族の信頼に応える喜びや感謝の気持ちが、家庭でしっかりとほぐまれている。
- 親をはじめとする大人とのかかわり合いを通じて、自己の欲求や感情が十分に満たされている。
- 周囲の環境にはたらしかけながら、自分に自信をもち、身近な人への愛着を抱くなど、基本的な信頼関係が築かれている。

基本的な生活習慣・態度を身に付ける時期です

- 早寝や早起きなどの基本的な生活リズムが出来上がっており、着替えや食事など身の回りのことを自分の力で行っている。
- しつけを通して基本的で社会的な生活習慣が身に付いている。



健全な心身の基礎を培う時期です

- 生活体験や自然体験などを通して、あらゆる活動の源になる体力がしっかり身に付いており、健全な心身の基礎が培われている。
- 「遊び」を通して様々な能力が高められ、自分でできる、自分でしてみたいという自立に向けたはたらしかけが盛んに行われている。
- 幼児期には、親や家族から友だちへと人間関係が広がり、集団の中で一人ひとりが互いに気持ちよく過ごすことのできるルールやマナーを身に付けている。

人づくりをめぐる状況

子ども

- 「自分の思うことは何でも通る」と考える自我が肥大化した子どもと、反対に「自分を大切に思えない」という自己肯定感の弱い子どもが増えていること
- 外遊びをしない子どもが増えていること

家庭生活

- 親の生活時間が優先され、子ども本来の生活リズムがつくられにくい家庭が見られること
- 子どもの発達段階に応じた基本的な生活習慣のしつけなどを行っていない親が見られること

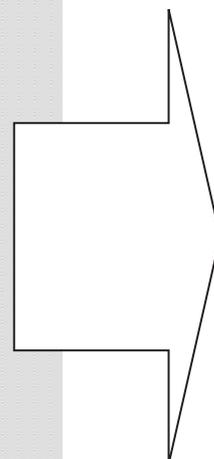


子育て環境

- 子育てへの不安や悩みを抱える親が増えていること
- 子育てが「孤育て」の状況になっている場合が少なくなっていること
- 子どもとふれあう時間やゆとりが少ないこと
- 子どもとの信頼関係が築けない親が以前より多く見受けられること
- 親自身も自分が成長してきた過程の中で、子育てを身近に感じる機会が減っていること
- 発達の遅れや障害などのある子どもをもつ親や家庭に対し、適切な支援が求められていること

地域

- 地域の連帯感の希薄化などから、子どもが大人とかかわる機会や活動が減少していること
- 身近な地域に子育ての相談や情報入手の場がないこと
- 幼児期の教育の充実を図るため、地域の実情に応じた幼稚園と保育所のあり方、小学校を含めた連携の促進が求められていること



1 健全な心身と生活の基礎を培う段階（乳・幼児期）

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の子どもにとっては、親とのかかわりが非常に大切となります。親との健全な関係が前提となって初めて、興味・関心が外へ向かう意欲が自然に生まれてきます。

そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、家庭生活においては子どもへの直接的なはたらきかけ方、その他については、家庭の子育てに対する支援のあり方を中心に、それぞれまとめています。

家庭

子育て・教育を通じた生活の基本に関する学びの提供

- 子どもを抱きしめたり、褒めたりするなど愛情をもって接し、基本的な信頼関係を形成するなど、家庭での子育て・教育の目標を明確にする。
- 親子で外遊びや運動に関して積極的に親しむ。
- してはいけないこと、まちがったことをきちんと理解させる。
- 子どもの顔を見ながら、話を聞き、安心感がもてるようにする。
- 起床・着替え・食事・あいさつ・睡眠などの基本的な生活習慣をはぐくむ。
- 家族関係を大事にし、子ども自身が愛されていると感じられるよう大切に育てる。
- 親が子育てに関する講座に参加するなど、家庭とのつながりを大切にする。



幼稚園・保育所

遊びや体験を通じた総合的な教育や保育の推進

- 家庭と十分な連携をとり、子ども一人ひとりの理解に努め、適切な対応や支援を図る。
- 集団での遊びや運動などを大切にして、生涯にわたる人間形成の基礎を育てる。
- 多様な教育的ニーズに応え、一人ひとりに応じた適切な支援に取り組む。
- 幼稚園や保育所が子どものみならず、親の育ちの場となるよう関係機関との連携による「子育てセミナー」の開催や、子育て情報の発信、相談支援に努める。
- 認定こども園制度*を生かして、小学校就学前の子どもに対する教育と保育、親に対する子育て支援の総合的な提供に取り組む。

※ 以降、それぞれの発達段階における人の成長に関わりが深いと考える順に、各主体についての記述を配置しました。（P39の配置順とは一部異なります。）

地域

子育て家庭への支援、交流の場の提供

- 地域の乳幼児や、その親・家族の方などがいたら、できる限り声をかける。
- 自治会など地域の組織を通じて、子どもたちが安心して元気に遊ぶことのできる場や、親同士の交流の場を確保する。
- 家庭や学校などと連携して、地域の子どもの安全・安心に取り組む。
- 良好な親子関係をつくるために、様々な体験活動を通じて、人と人、人と自然など、ふれあう場や機会の提供に努める。

企業

子育て家庭への理解促進、従業員などの子育て支援

- 家庭で子どもとふれあう時間をつくり、子どもが家庭で十分な愛情を受けられるよう、育児休業制度などの休暇制度の工夫や、子育てをしながら働き続けられる環境づくりの推進など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活との両立）をとることに努める。
- 家庭教育についての講演会や研修を設けるなど、市町村や県などと連携して、子育てに対する意識や子どもは次代を担う宝であるという意識の醸成に努める。
- 幼稚園や保育所、地域や家庭などでの活動や取組みをサポートするための場や機会の提供に努め、協力する。

市町村

子育て支援や幼稚園・保育所・小学校などの連携促進

- 地域における子育てや家庭教育を支える活動拠点を生かして取り組む。
- 幼児期から児童期の教育への円滑な移行に向け、幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の教職員が相互に職場体験や交流研修などを実施し、教育・保育が一体となった取組みを推進する。
- 家庭での教育・子育ての相談窓口の開設やアドバイザーの巡回派遣による身近な地域での子育て相談などの取組みを、関係機関との連携・協力により推進する。

県

家庭教育の大切さを共有できる環境づくり

- 人づくりに向けた適切な支援が行われるよう、幼児期から児童期の教育への円滑な移行に向けて、情報の共有化や連携・協力の促進に努める。
- 市町村や関係機関などとの連携・協力により、親子でのふれあいの大切さを自覚し、実感できる機会を設定するほか、幼児期の運動や体力づくりに関して親や教職員の意識改革を進める取組みを行う。
- 幼児期の教育についての環境整備など、その振興に努める。
- 子どもの発達に即した、親向けの教育プロジェクトなどを企画し、実施する。
- 食育*を含めた健康教育に関する情報の提供を行う。
- 幼稚園や保育所、市町村と連携・協力して、支援が必要な子どもへの対応を強化する。
- 子どもが、健康的な生活リズムを身に付けることができるような、教育ムーブメント（教育的な運動や活動）を先導する。
- 企業や社会に対して、子育て支援への理解促進を図る取組みに努める。

2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期） 概ね6歳頃から18～22歳頃まで

それぞれの学校段階において、確かな学力を身に付けるとともに、様々な体験や経験を通じて生き方や進路を考え、自分らしさを探求し、心身ともに健康で、豊かな人間性や社会性を培う。

児童期 [概ね6歳頃から12歳頃まで]

大切にしたい育ちの姿

自分らしさを探求する時期です

- 自分らしさを探求する時期です。自分の良さや可能性を、自信や自己肯定感を持って、積極的に表現し、目標に向かって取り組んでいる。
- 豊富な体験を通じて、多様な社会や文化に関心をもち、自己形成を進めている。



健全な生活・運動習慣を身に付ける時期です

- からだの発育や発達が著しく、食事や睡眠などの生活習慣や健康・体力の増進などの運動習慣を形成する。
- 自らを守り危険を回避できる資質や能力をはぐくみ、安全・安心に関心をもつ。

確かな学力を身に付ける時期です

- 学校生活を中心に、知的な好奇心を抱きながら、徐々に活動範囲を広げ、発達や学年段階に応じた学習活動に取り組んでいる。
- 学ぶ意欲や態度、学習の習慣が身に付き、知識や技能、創造力や表現力など多彩な資質や能力、個性を伸ばしている。

豊かな人間性・社会性を身に付ける時期です

- 子ども同士の集団活動を通して、多様な個性の中から、仲間意識が育っている。
- 文化の違いや障害の有無にかかわらず、人々を尊重し、思いやる心をはぐくまれるなど、豊かな人間性や社会性が培われている。

人づくりをめぐる状況

児童

- 就学前の育ちに起因し、学校生活や授業に上手く適応できない子どもが増えていること
- 基本的な生活習慣が身に付いていなかったり、人とのコミュニケーションが上手くとれない、好ましい人間関係が築けない子どもが以前より多く見受けられること

家庭生活

- 家族の絆や家庭での安心感が子どもの成長に大きく作用していること

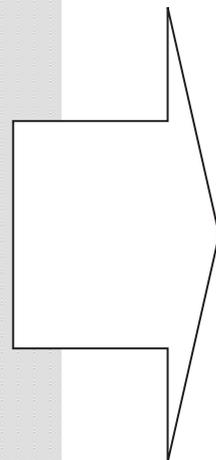


学校

- たくましく生きるための健康や体力、確かな学力や豊かな心を、発達に応じて着実に身に付けること
- 核家族化や情報化などが進む中で低下が懸念されている、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」についての理解を深める機会を充実すること
- 多様な教育的ニーズに対応できる環境を充実させていくこと
- 発達障害などにより支援を必要とする子どもに対して、家庭や医療機関などと連携した適切で迅速な対応を図ること
- 家庭や地域の実態を踏まえて、それぞれの学校が設定した教育目標の達成をめざして取り組む必要があること

地域

- 子ども一人ひとりの様々な悩みや不安への相談に適切かつ迅速に対応するなど、多くの人々が互いをよく理解し合いながら、共に助け合い、支え合って人づくりを進めること
- 人や自然とかかわる力の育成に向け、体験活動や異年齢交流などの機会をつくること
- 学校と協力し、職業観・勤労観の育成に向けた体験学習の場や機会をつくること



2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期）

児童期〔概ね6歳頃から12歳頃まで〕

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の人づくりは、学校のみならず、家庭や地域がそれぞれの役割を自覚しながら、連携・協力し合って取り組んでいくことが非常に重要になります。また、子ども自身が意欲を持続し、目標をもって主体的に学んだり、体験を通じて自己を形成したりすることができるような、生き方・進路を考える教育の場や機会も大切です。そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、家庭・地域・企業については成長・発達に応じた教育的な支援のあり方を中心にまとめ、学校については学校教育全体としての取組みの視点から、さらに市町村・県については総合的なかかわりの視点からそれぞれまとめています。

家庭

自己形成や進路実現に向けた的確な支援

- 食事や睡眠など規則正しい生活習慣を身に付け、また正しいしつけを行う。
- 日常的な生活体験の機会を増やし、親子のふれあいを大切にする。
- 家庭での目標や役割を決め、家族としての自覚と責任を育てる。
- 学校生活や学習について、親子で話し合う機会を積極的につくる。
- 親同士や地域の人々とのつながりや交流の機会を大切にする。
- あいさつなどの声かけや見守りを通して、子どもの安全確保に努める。
- スポーツや文化芸術など様々な活動にふれる機会をつくる。

学校

学校間・校種間の連携・協力の促進と、家庭・地域・企業など一体となった学校づくり

- 幼児期の教育・保育から小学校や特別支援学校での教育への適応を図る。
- 学校間・校種間の連携*・協力を促進し、確かな学力・豊かな心・健やかな体などの生きる力*の育成に取り組む。
- 学校教育全般を通じて、学習意欲や主体的に学ぶ姿勢などの学ぶ力を育てる。
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育*に取り組む。
- 生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育*）を推進する。
- すべての人が人として認め合うことを大切にしている態度をしっかりとほぐす。
- 道徳教育を中心に学校教育全体で、友人を思いやる心や様々な人々と共生できる豊かな心、公共心や規範意識など人々にかかわる力などの育成に努める。
- PTAなどを仲立ちとして、家庭や地域などと協力し、生活習慣や学習習慣をしっかりとほぐす。
- 乳幼児とのふれあい体験や高齢者との交流体験などを通じて、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」についての理解を、家庭・地域・企業など一体となって深める。
- スポーツや文化芸術など様々な活動への積極的な参加を促す。



地域

異世代間交流や体験学習の場・機会の提供と人的支援

- 子育て・教育を縁としたつながりや交流がもてるよう、家庭に対して働きかける。
- スポーツ活動など、豊かなくらしの創造や健康の保持増進につながる活動の場・機会をつくる。
- 学校の教育活動などの取組みに協力して、ボランティア活動の受け入れや様々な体験の場の提供を行い、地域の中の子どもを豊かに育てる。
- 家庭や学校と協力して、あいさつなどの声かけや見守りを通して、子どもが安全に過ごし、安心できる居場所づくりに努める。
- 子どもから大人まで、様々な体験活動を通して、異世代交流ができる場や機会をつくる。
- 地域での様々な活動を通して、相互に基本的なルールやマナーなどを身に付けることができるように努める。
- 地域の活動や交流を継続・発展させる次代を担う地域リーダーを育てる。

企業

職業観や社会性の育成への場・機会の提供と人的支援

- 地域の産業学習や仕事調べなど、学校の教育活動や学習者の主体的な学習について理解と協力を努める。
- 企業の豊富で多彩な人材を、学校や地域などの要請で外部講師として派遣する。
- 職場見学や訪問などを通して、望ましい職業観や勤労観を育成できるような、未来の職業人の育成に向けて教育の場として企業の門戸を開く。
- 学校などと連携・協力して、生きることや働くことの大切さを学び、考えるキャリア教育を推進する。
- 従業員が、家庭での子育て・教育や、地域での活動に取り組むことができるように、職場での諸制度の整備や環境づくりに努める。
- 教育機関との連携・協力により、県内の産業や職業に対する理解を深め、働くことに生きがいや誇りがもてるような取組みを推進する。

市町村

地域に根ざした信頼と協働による教育環境づくり

- 「確かな学力」の向上のため、校種間の接続や学びの系統性・継続性を重視し、個に応じたきめ細かな指導の充実と教育の質的向上を図る。
- 各学校が内外の人や関係機関などと連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築と人材の育成に努めるよう支援する。
- 生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育）を推進する。
- 授業研究*をはじめ、諸課題の解決に向けて、各学校で全教職員が組織的に取り組む校内研修を強化するための支援を行う。
- 学校教育や社会教育などが抱える様々な教育課題に対して、家庭・地域・企業や県などと協力し、一体となって解決に向けて取り組む。
- 子どもの学校生活や学習への円滑な適応を図るため、幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校、小学校と中学校など、学校間や校種間などの連携を促進する。
- 子育て・教育に関する支援ネットワークの整備や取組みの促進に努める。
- 県などと協力しながら、地域の学校や保育所、公民館などを中心に、家庭や地域との連携を促進するしくみづくりや人材の育成に努める。
- 人づくりを進める教育環境の整備・充実に努める。

県

様々な教育の主体との協働・連携による信頼あふれる教育の推進と教育環境の整備

- 個性や文化の違い、障害の有無にかかわらず、多様な教育的ニーズに応え、子ども一人ひとりを大切にはぐくむ教育を推進する。
- 市町村や教育機関などと協働して、かながわ独自の学習状況調査を実施し、子どもの主体的な学びと意欲を高めるとともに、指導者の授業改善などを支援する。
- ボランティア活動など、様々な体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育を推進する。
- 子ども理解や、学習者にとってわかりやすい授業づくりに向けて、実践的な指導技術に関する教職員の研修機会を充実する。
- 指導力の高い教職員の養成・確保・育成を強化して取り組む。
- 教職員の協働と組織の力を発揮できる学校体制の構築に取り組む。
- 時代や社会に対応できる豊かな知性を身に付ける教育を推進する。
- 家庭や地域、学校などが連携して、子どもの運動やスポーツ活動の推進に努める。
- 外部評価など学校運営の改善に生かせる学校の機能向上を図るしくみづくりに取り組む。
- かながわの人づくりを支える教育環境の整備・充実に努める。



人づくりをめぐる状況

青年

- 小学校から中学校へなど、校種が変わり、学校生活や授業に上手く適応できない人が増えていること
- 基本的な生活習慣や人とのコミュニケーションが上手くとれない、好ましい人間関係が築けない人が以前より多く見受けられること
- 自己を見つめ適切に理解し、自らの夢や目標に向かってチャレンジする意欲や態度を身に付ける必要があること
- 人生の選択時期を迎えて、自らの適性を十分認識し、生き方・進路を考え、選択し、自己決定する力を身に付ける必要があること
- ボランティア活動など様々な体験を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められていること

家庭生活

- 家族の絆や家庭での安心感が、成長に大きく作用していること



学校

- たくましく生きるための健康や体力、確かな学力や豊かな心を、発達に応じて着実に身に付けること
- 核家族化や情報化などが進む中で低下が懸念されている、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」についての理解を深める機会を充実すること
- 多様な教育的ニーズに対応できる環境を充実していく必要があること
- 発達障害などにより支援を必要とする人に対して、家庭や医療機関などと連携した適切で迅速な対応を図ること
- 家庭や地域の実態を踏まえて、それぞれの学校が設定した教育目標の達成をめざして取り組む必要があること

地域

- 一人ひとりの様々な悩みや不安への相談に適切かつ迅速に対応するなど、多くの人々が互いをよく理解し合いながら、共に助け合い、支え合って人づくりを進めること
- 人や自然とかかわる力の育成に向け、体験活動や異年齢交流などの機会をつくること
- 学校と協力し、職業観・勤労観の育成に向けた体験学習の場や機会を充実させること

2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期）

青年期〔概ね12歳頃から18～22歳頃まで〕

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の人づくりは、学校のみならず、家庭や地域がそれぞれの役割を自覚しながら、連携・協力し合って取り組んでいくことが非常に重要になります。また、子ども自身が意欲を持続し、目標をもって主体的に学んだり、体験を通じて自己を形成したりすることができるような、生き方・進路を考える教育の場や機会も大切です。そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、家庭・地域・企業については成長・発達に応じた教育的な支援のあり方を中心にまとめ、学校については学校教育全体としての取組みの視点から、さらに市町村・県については総合的ななかかわりの視点からそれぞれまとめています。

家庭

自己形成や進路実現に向けた的確な支援

- 日常的な生活体験の機会を増やし、親子のふれあいを大切にする。
- 学習や進路について親子で話し合う機会を積極的につくる。
- 親同士や地域の人々とのつながりや交流の機会を大切にする。
- 自ら選択して決め、結果に対して責任がとれるよう、よき社会人の先輩として、的確なアドバイスをしたり、相談にのったりする。
- 社会的・経済的な自立をめざして、支え合い、応援する。

学校

学校間・校種間の連携・協力の促進と、家庭・地域・企業などと一体となった学校づくり

- 学校間・校種間の連携・協力を促進し、確かな学力・豊かな心・健やかな体などの生きる力の育成に取り組む。
- 学校教育全般を通じて、学習意欲や主体的に学ぶ姿勢などの学ぶ力を育てる。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育に取り組む。
- 地域での貢献活動やボランティア活動、職場体験などの体験活動を通して、生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育）を推進する。
- 進学や就職など生徒個々の多様な進路目標を実現するため、学習活動や進路指導の充実に取り組む。
- すべての人が人として認め合うことを大切にする態度をしっかりとほぐくむ。
- 道徳教育を中心に学校教育全体で、友人を思いやる心や様々な人々と共生できる豊かな心、公共心や規範意識など人々とかわる力などの育成に努める。
- P T Aなどを仲立ちとして、家庭や地域などと協力して健全育成に努める。
- 乳幼児とのふれあい体験や高齢者との交流体験などを通じて、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」についての理解を、家庭・地域・企業などと一体となって深める。
- スポーツや文化芸術など様々な活動への積極的な参加を促す。



地域

異世代間交流や体験学習の場・機会の提供と人的支援

- 教育を縁としたつながりや交流がもてるよう、家庭に対して働きかける。
- スポーツ活動など、豊かなくらしの創造や健康の保持増進につながる活動の場・機会をつくる。
- 学校の教育活動などの取組みに協力して、ボランティア活動の受け入れや様々な体験の場の提供を行い、地域の中で豊かに育てる。
- 家庭や学校と協力して、あいさつなどの声かけや見守りを通して、安全に過ごし、安心できる居場所づくりや、親のコミュニティの場づくりに努める。
- 子どもから大人まで、様々な体験活動を通して、異世代交流ができる場や機会をつくる。
- 地域での様々な活動を通して、相互に基本的なルールやマナーなどを身に付けることができるように努める。
- 地域の活動や交流を継続・発展させる次代を担う地域リーダーを育てる。

企業

職業観や社会性の育成への場・機会の提供と人的支援

- 地域の産業学習や仕事調べなど、学校の教育活動や学習者の主体的な学習について理解と協力を努める。
- 企業の豊富で多彩な人材を、学校や地域などの要請で外部講師として派遣する。
- 職場体験学習やインターンシップ*などを通じて、自己理解や人間関係の大切さを知り、望ましい職業観や勤労観を育成できるよう、未来の職業人の大成に向けて、教育の場として企業の門戸を開く。
- 若者の社会的・経済的な自立に向けて、学校などと連携・協力して、生きる意欲や働くことの大切さを学び、考えるキャリア教育を推進するとともに、働く意欲のあるすべての若者が活躍できる雇用環境づくりに努める。
- 従業員が、家庭での子育て・教育や、地域での活動に取り組むことができるように、職場での諸制度の整備や環境づくりに努める。
- 教育機関との連携・協力により、県内の産業や職業に対する理解を深め、働くことに生きがいや誇りがもてるような取組みを推進する。

市町村

地域に根ざした信頼と協働による教育環境づくり

- 「確かな学力」の向上のため、校種間の接続や学びの系統性・継続性を重視し、個に応じたきめ細かな指導の充実と教育の質的向上を図る。
- 各学校が内外の人や関係機関などと連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築と人材の育成に努めるよう支援する。
- 生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育）を推進する。
- 授業研究をはじめ、諸課題の解決に向けて、各学校で全教職員が組織的に取り組む校内研修を強化するための支援を行う。
- 学校教育や社会教育などが抱える様々な教育課題に対して、家庭・地域・企業や県などと協力し、一体となって解決に向けて取り組む。
- 学校生活や学習への円滑な適応を図るため、小学校・中学校・特別支援学校や、中学校と高校など、学校間や校種間の連携を促進する。
- 教育に関する支援ネットワークの整備や取組みの促進に努める。
- 県などとの協力しながら、地域の学校や保育所、公民館などを中心に、家庭や地域との連携を促進するしくみづくりや人材の育成に努める。
- 人づくりを進める教育環境の整備・充実に努める。

県

様々な教育の主体との協働・連携による信頼あふれる教育の推進と教育環境の整備

- 個性や文化の違い、障害の有無にかかわらず、多様な教育的ニーズに応じた支援体制の構築と人材の育成に努め、一人ひとりを大切にはぐくむ教育を推進する。
- 市町村や教育機関などと協働して、かながわ独自の学習状況調査を実施し、学習者の主体的な学びと意欲を高めるとともに、指導者の授業改善などを支援する。
- インターンシップなどの体験を通じて、生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育）を推進する。
- 「確かな学力」の向上など、教育の質的向上を図る。
- 地域貢献活動やボランティア活動など、体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育を推進する。
- 授業研究をはじめ、諸課題の解決に向けて、各学校で全教職員が組織的に取り組む校内研修を強化するための支援を行う。
- 生徒理解や、学習者にとってわかりやすい授業づくりに向けて、実践的な指導技術に関する教職員の研修機会を充実する。
- 指導力の高い教職員の養成・確保・育成を強化して取り組む。
- 教職員の協働と組織の力を発揮できる学校体制の構築に取り組む。
- 時代や社会に対応できる豊かな知性を身に付ける教育を推進する。
- 家庭や地域、学校などが連携して、運動やスポーツ活動の推進に努める。
- 外部評価など学校運営の改善に生かせる学校の機能向上を図るしくみづくりに取り組む。
- かながわの人づくりを支える教育環境の整備・充実に努める。



3 社会的・経済的に自立する段階（成人期） 概ね18～22歳頃から65歳頃まで

職業生活への円滑な移行と社会的・経済的な自立をめざし、自覚と責任ある行動力や社会に貢献する力を身に付ける。

大切にしたい学びの姿

自分らしさを発揮し、自己実現をめざす時期です

- 職業生活や家庭生活を通して、担い手としての自覚と責任をもち、やりがいを感じて行動している。
- 自己の目標に向けて、生きがいのある自分づくりを進めている。
- 円熟した人生をめざして、再就職を支援する教育環境などを活用し、自己実現に向けた取組みに努めている。



それぞれに充実した生活を営む時期です

- 人それぞれの価値観や生き方を大切にするとともに、将来、家庭を築き、親になった際の自分づくりに向けて、子育てや家庭教育の意義などを学び考えている。
- 地域や社会で、主体的に充実した生活を営むとともに、家庭を築き、親となって子育てを行ったり、様々な形で子育ての支援に努めたりするなど、次代の人づくりにも積極的にかかわっている。
- 円熟期に向けて、後半生を有意義に過ごすライフプランづくりに取り組んでいる。

習得した知識・技能を発展させる時期です

- 身に付けた知識・技能を、職業人として生かし、さらに発展させている。
- リカレント教育*などを通じて得た知識・技能を、様々な場面で生かして活動している。

豊かな人間性・社会性を開花させる時期です

- ボランティア活動や、まちづくり・共同生活の継承・発展などにかかわるなど、地域や社会に貢献している。
- 次代の担い手の育成に携わるなど、社会の形成者として重要な役割と責任を担っている。
- スポーツやレクリエーションなどを通して、健康・体力づくりに努めている。
- 文化芸術にふれ、豊かさのある生活を営んでいる。

人づくりをめぐる状況

成人

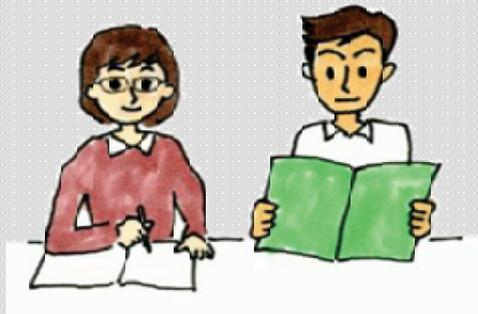
- よりよい人間関係を形成するため相手をきちんと理解することや、コミュニケーション能力などに関して、不安を抱えている人が増えていること
- 産業・雇用情勢の変化への対応や就業のための専門教育の受講など、社会的・職業的な自立をめざすことが必要であること
- 時代や社会の変化に対応して、学び直すことや学び続けることを通じて、自ら高めていこうとする意欲や行動力に、課題が見受けられること

家庭生活

- よりよい家庭生活を築くことや子育てについて不安を抱く若い世代や、悩みを抱える親が増えていること
- 過保護や過干渉、行き過ぎたしつけや放任といった親の子育てのあり方が、発達の遅れなど多様な育ちを生み出していること

企業

- 職場などでの様々なストレスや悩みから、生きがいをもてない人が増えていること
- 子育てや学校・地域での活動に参加できる職場環境の整備と意識の醸成が必要であること
- 障害者の就労を促進する必要があること



地域

- 地域での行事などに参加する意識が低下していること
- 地域での教育や子育てを支援する、家庭や様々な主体をつなぐネットワークの形成や、新たなコミュニティづくりが求められていること
- 学び直しや学びの継続に対応するため、リカレント教育やスポーツ・文化芸術の振興を図る拠点が必要であること

3 社会的・経済的に自立する段階（成人期）

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の自分づくりは、家庭や社会とのかかわりが非常に大切になります。社会的・経済的な自立をめざすとともに、生きがいを持ちながら、人生を歩んでいくには、多くの人や社会とのかかわり、自己実現に向けて、学び続けていくことが求められます。

そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、自分づくりに向けた周囲のあり方に注目し、家庭については、自立や自己実現に向けた相談・支援の役割を中心に、その他の主体については、自分づくりを生かす場や機会のあり方を中心にまとめています。

家庭

暮らしの営みや子育てなどを通じた学びの提供

- 社会的・経済的な自立に向けて、相談や支援を行う。
- 円満な家庭を築く努力を重ね、愛情と信頼にあふれる子育てに取り組む。
- 様々な悩みや不安などの解消に向けて、家族や身近な人で話し合うなど心の支えになる。
- 多様な家庭のあり方を尊重するとともに、暮らしの営みや子育て環境の充実に向け、交流や支援に努める。



企業

仕事を通じた職業人・社会人としての学びの提供

- 若者の社会的・経済的な自立に向けて、地域や行政、教育機関などと連携・協力して取り組むとともに、障害者の就労支援や自立支援への取組みを促進する。
- 従業員が、家庭・地域・学校などでの教育活動に、親として積極的にかわり、取り組める職場環境づくりを推進する。
- 従業員が子育て中の親であり、また高齢者や障害者など支援を必要とする家族がいる場合、良好な家族関係が築けるような配慮や制度的な対応に努める。
- 企業が有する知識や技術などの継承に向けた人づくりに取り組むとともに、リカレント教育など自己実現に向けた取組みや研修などへの参加・奨励に努める。
- 子育てや介護などで仕事を離れた人材の再雇用の機会をつくる。

地域

活動の担い手となる交流の場・機会の提供

- 子育てをしている家庭にできる限り声をかけて応援する。
- 地域に居住する同世代の人を交流の場に誘う。
- 異世代間の交流の機会や次代を担う人づくりにかかわる場をつくる。
- 地域の教育力を結集し、協働で、家庭や学校が抱える教育課題の解決に向けて取り組むとともに、地域の担い手の育成にも努める。
- 地域の連帯意識の高揚に向け、地域スポーツ・文化クラブなどの育成に取り組む。
- 行政やNPO法人*などと協力して、生涯にわたって学ぶ場や機会をつくる。
- 地域の自然や歴史、伝統文化の保存や継承に対する意識を高め、行事などを通じて次世代に伝えていく取組みにかかわる。

学校

子育ての相談・支援や生涯学習などの場・機会の提供

- 地域や企業、行政や関係機関と連携・協力して、親の子育てについての相談や情報交流の場として門戸を開く。
- 行政やNPO法人などと協力して、リカレント教育の充実をはじめ、学び直しや新たな学びにチャレンジできる場や機会、しくみをつくる。

市町村

身近な地域における教育支援や生涯学習などの場・機会の提供

- 家庭での教育や子育てについて、気軽に相談や支援を受けられる場やネットワークの形成に、様々な主体と協働して取り組む。
- 地域や企業、県などと協力して、若者の自立支援に向けた取組みを推進する。
- 県やNPO法人などと協力して、学び直しや新たな学びにチャレンジできる場や機会、しくみをつくるとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組みを進める。

県

広域的な教育の支援や生涯学習などの場・機会の提供

- 家庭や地域などでの教育に関する相談や支援の場、ネットワークの形成に、様々な主体と協働して取り組む。
- 新たな教育コミュニティ*を核とする家庭や地域、学校や企業、市町村などと連携した教育のしくみや人材の育成に取り組む。
- 豊かな県民ライフの創造に向けて、市町村や様々な関係機関などと連携し、多様な生涯学習活動や、文化芸術・スポーツ活動の推進に努める。

4 豊かな人生を探求する円熟の段階（円熟期） 概ね 65 歳以上

学び直しや新たな学びに挑戦する意欲や生きがいをもち、自分づくりに取り組むとともに、次世代の育成や地域での社会貢献に努める。

大切にしたい学びの姿

生涯にわたる自分づくりを続ける時期です

- 豊かな人生を過ごせるよう、自分づくりを着実に続けている。
- 生きがいをもち、円熟した人生を送っている。



環境の変化があっても前向きに生きる時期です

- 自らの健康・体力などの衰えにも上手に対応している。
- 長年、付き合い、連れ添ってきた親愛なる人との別れなど、精神的な試練を乗り越え、前向きに生きている。

培った知識・技能を次代に継承する時期です

- 長い人生で培ってきた知識・技能や経験を、次代の担い手に伝え、社会に還元している。

地域や社会にかかわり豊かに活動する時期です

- 第二の人生を迎え、これまで取り組めなかったことに励んでいる。
- これまで続けてきた学習や趣味などを継続し、楽しみをもって生活している。
- 近所や地域の人とかかわりをもち、ボランティア活動などの社会に貢献する活動を行っている。

人づくりをめぐる状況

成人（円熟期）

- 退職などにより、自らのあり方や社会での役割が変わる中で、第二の人生に向けて、生きがいや目標をもてない人が少なからず見受けられること



家庭生活

- 老いに備えた生活環境づくりや過ごし方ができる自分づくりを探求していく必要があること
- 家族との人間関係や家庭の環境などに悩みや不安を抱えていること
- 体力の衰えや健康面での問題に対応した家庭でのケアや介護の機能に課題があること
- 一人暮らしが増えるなど、人とのつながりが希薄化する傾向にあること

地域

- これまでの経験や身に付いている知識・技能を生かし、次世代に伝えていこうとする、意欲ある人がいるのに、そのための場や機会が少ないこと
- ボランティア活動など社会に参加・貢献する場や機会をつくる必要があること
- 地域の豊富な人材を活用するネットワークやしくみづくりの機能を活用していく必要があること
- 地域在住の豊富な経験や技能などのある人材を発掘し、コーディネートする推進者が必要であること



4 豊かな人生を探索する円熟の段階（円熟期）

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の自分づくりは、家庭や社会とのかかわりが非常に大切になります。円熟期を迎え、第二の人生を、生きがいをもちながら、豊かに送れるよう、人や社会とかかわり、自己を生かしながら次代を担う人づくりに携わる一方で、学び続け、学び合っていくことが求められます。

そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、自分づくりに向けた周囲のあり方に注目し、それまでの知識や経験を生かし、自分づくりを生かす場や機会のあり方を中心にまとめています。

家庭

健康で豊かさのある家庭生活の提供

- 自ら健康や体力に留意するとともに、家族や地域などの協力を得て、介護や援助について気軽に相談できる環境やつながりを形成する。
- 長い生活体験や人生経験から得られた豊富な知恵や技能などを、家族に伝えることを通して、家庭での存在や役割について認識できるように努める。
- 家族や地域の人々との人間関係やかかわり合いをもてる場を大切にするこ
とで、自らの人生を主体的かつ前向きに生きる姿勢がもてるようにする。



地域

豊かな知識や経験を生かせる場・機会の提供

- 健康・体力づくりに向けて、様々な行事をはじめ、スポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりに取り組む。
- 地域の連帯や生活文化の継承・発展に向けて、豊かな知識や経験を生かせる場や機会をつくる。
- 次世代育成や地域の担い手の育成にかかわれる場や機会をつくる。

学校

長い経験から得た知識や技能を次世代の育成に活用する場や機会づくり

- 自己実現に向けて、知識や技能の習得が可能なリカレント教育などの場としての提供・活用に努める。
- 学校での子どもたちの教育活動や生涯学習の機会で、これまで職業人として、あるいは子育て・家庭生活の経験者として身に付けた豊富な経験や知恵を、次世代の育成に向けて活用できる場や機会をつくる。
- 家庭や地域などと連携し、子どもの安全・安心に対する取組みや青少年の健全育成に参加し、貢献できるよう努める。

企業

これまでに身に付けた知識や経験の積極的活用

- これまで職業人として身に付けた経験や知恵を、次の世代に継承する場や機会をつくり、長年の功労に対する顕彰の意識を高める。
- 生活の支えとなる仕事を求めている人や、働く意欲のある人を積極的に雇用するよう努める。

市町村

地域での自分づくりを応援する場・機会の提供

- 県やNPO法人などと協力して、学び直しや新たな学びにチャレンジできる場や機会、しくみをつくるとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組む。
- 生きがいをもち、学校や公民館など地域の身近な施設で、豊かな経験を生かして教えたり、また学んだりする場や機会をつくる。

県

自己を高めることのできる環境づくり

- 市町村やNPO法人などと協力して、学び直しや新たな学びにチャレンジできる場や機会、しくみをつくるとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組みを進める。
- 豊かな県民ライフの創造に向けて、市町村や様々な関係機関などと連携し、多様な生涯学習活動や、文化芸術・スポーツ活動の推進に努める。
- 生涯学習や生涯スポーツの講師や指導者を、また郷土の自然や歴史・文化を次世代に伝える継承者を、それぞれ育成していく場や機会をつくる。

「つむぐ おりなす」協働による取組みの推進

1 健全な心身と生活の基礎を培う段階



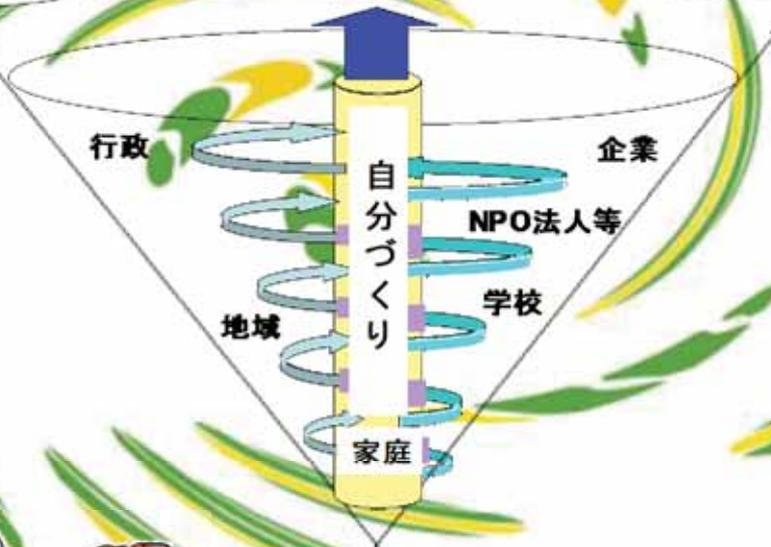
他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる

2 自分らしさを探求する段階



自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる

社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる



4 豊かな人生を探求する円熟の段階



3 社会的・経済的に自立する段階

生涯を通じた人づくりの段階におけるそれぞれの役割

1 健全な心身と生活の基礎を培う段階（乳・幼児期） 0歳から概ね6歳頃まで

親への信頼感を深めながら、家庭を中心に、基本的な生活習慣や態度を身に付けるとともに、集団での遊びや運動などの体験を通じて、健全な心身の基礎を培う。

- （家庭） 子育て・教育を通じた生活の基本に関する学びの提供
- （地域） 子育て家庭への支援、交流の場の提供
- （幼稚園・保育所） 遊びや体験を通じた総合的な教育や保育の推進
- （企業） 子育て家庭への理解促進、従業員などの子育て支援
- （市町村） 子育て支援や幼稚園・保育所・小学校などの連携促進
- （県） 家庭教育の大切さを共有できる環境づくり

2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期） 概ね6歳頃から18～22歳頃まで

それぞれの学校段階において、確かな学力を身に付けるとともに、様々な体験や経験を通じて生き方や進路を考え、自分らしさを探求し、心身ともに健康で、豊かな人間性や社会性を培う。

- （家庭） 自己形成や進路実現に向けた的確な支援
- （地域） 異世代間交流や体験学習の場・機会の提供と人的支援
- （学校） 学校間・校種間の連携・協力の促進と、家庭・地域・企業などと一体となった学校づくり
- （企業） 職業観や社会性の育成への場・機会の提供と人的支援
- （市町村） 地域に根ざした信頼と協働による教育環境づくり
- （県） 様々な教育の主体との協働・連携による信頼あふれる教育の推進と教育環境の整備

3 社会的・経済的に自立する段階（成人期） 概ね18～22歳頃から65歳頃まで

職業生活への円滑な移行と社会的・経済的な自立をめざし、自覚と責任ある行動力や社会に貢献する力を身に付ける。

- （家庭） 暮らしの営みや子育てなどを通じた学びの提供
- （地域） 活動の担い手となる交流の場・機会の提供
- （学校） 子育ての相談・支援や生涯学習などの場・機会の提供
- （企業） 仕事を通じた職業人・社会人としての学びの提供
- （市町村） 身近な地域における教育支援や生涯学習などの場・機会の提供
- （県） 広域的な教育の支援や生涯学習などの場・機会の提供

4 豊かな人生を探求する円熟の段階（円熟期） 概ね65歳以上

学び直しや新たな学びに挑戦する意欲や生きがいをもち、自分づくりに取り組むとともに、次世代の育成や地域での社会貢献に努める。

- （家庭） 健康で豊かさのある家庭生活の提供
- （地域） 豊かな知識や経験を生かせる場・機会の提供
- （学校） 長い経験から得た知識や技能を次世代の育成に活用する場や機会づくり
- （企業） これまでに身に付けた知識や経験の積極的活用
- （市町村） 地域での自分づくりを応援する場・機会の提供
- （県） 自己を高めることのできる環境づくり

第4章 展開の方向（平成27年10月改定）

第3章では、生涯を通じた人づくりにかかわる、家庭、地域（NPO法人などを含む）、学校・保育所、企業、市町村の各主体が、それぞれどのような役割を果たしながら、取組みを進めていくべきか整理をしています（16～39ページ参照）。

その整理を受けて、第4章では、今後、協働で各主体が人づくりを進めていくために、県としてどのような展開を図っていくべきかについて、5つの「基本方針」を明らかにし、「取組みの方向」を体系的にまとめました。

具体的には、まず、「生涯にわたる自分づくり」の視点から、県としてどのような方向性で今後の取組みを進めていくか、その方向を明らかにしました。

その上で、自分づくりを支える「生涯を通じた人づくり」という視点から、県としてどのような展開を図っていくか、その方向を示しています。人づくりの場としては、「地域」、「家庭」、「学校」の3つの場として整理しています。

そして、他の主体と協働して人づくりを進めるという視点から、人づくりの3つの場をつなぐ「教育環境」の整備にかかわって、県としてどのような展開を図っていくか、その方向を明らかにしました。

基本方針

1. **かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組みを進めます**
2. **新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます**
3. **少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます**
4. **子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます**
5. **生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます**

＜基本方針1＞

かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組みを進めます

～取組みの方向～

◇主体的に学び行動する力を身に付ける自分づくりの取組みを進めます

一人ひとりが、人や社会とのかかわりを通して、自己肯定感を基盤とした「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」の3つの力を身に付けられるよう、様々な学習の場や機会を利用して、学ぶ意欲と学ぶ力を高め、主体的・積極的に自分づくりの取組みが進められることをめざします。

- かながわの豊かな学びの場や機会を生かした自分づくりの推進
- 「自ら学ぶ力」を育み高める場や機会の充実
- 社会生活の基盤としてのことばの力を育む教育の推進（読書活動の推進）
- 安全に関する教育の推進や防災教育の推進

◇社会的・職業的な自立をめざす自分づくりの取組みを進めます

社会的・職業的に自立した自分づくりに向けて、社会を構成する一人として、自らの役割と責任を自覚し、行動力あふれる自分づくりの取組みが進められることをめざします。また、一人ひとりの成長に応じた職業観・勤労観を育み、自立が促進されるようキャリア教育や、規範意識と公共の精神の醸成に向けた教育の充実に取り組みます。

- 自立した自分づくりを進める機会の充実
- 生き方や社会を学ぶ教育の充実（キャリア教育、シチズンシップ教育*の充実）
- 人権教育と人権啓発の推進

◇未来社会の創造に参画・協働できる自分づくりの取組みを進めます

社会の構成員としてよりよい社会づくりにかかわることができる自分づくりに向けて、地域社会での協働・連携の大切さを理解し、社会参画への意欲を高めます。そして、互いの持ち味を生かし合いながら、ボランティア活動等を通して、生涯にわたり社会に参画・協働できる自分づくりの取組みが進められることをめざします。

- 地域貢献活動・ボランティア活動の充実
- 多様な主体による協働の推進

＜基本方針2＞

新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます

～取組みの方向～

◇個人や社会の多様性を尊重し、生涯学習社会を支える地域の教育力の向上の取組みを進めます

少子高齢化の急速な進展や、産業・就業構造の変化など、社会状況の変化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化する中で、生涯学習の場や機会を充実し、そこで得た知識などが活用されることで、地域の教育力の向上につながるような環境づくりを進めます。

- 地域の教育コミュニティづくりの推進
- 生涯学習の環境整備の充実
- 青少年の多様な体験活動の促進

◇参画・協働による活力ある新たな教育コミュニティの創出を進めます

子どもの育ちにとって大切な場であり、県民一人ひとりにとっても生涯にわたる自分づくりの大切な場である地域において、公民館や学校などを地域の交流や学習の拠点として活用した、地域（NPO法人などや、企業、市町村を含む）・家庭・学校の協働による、活力ある新たな教育コミュニティづくりを進めます。

- コミュニティ・スクール*の普及と充実
- 生涯学習の深化と成果を活用する場づくり

◇かながわの伝統文化の継承と芸術・スポーツによる地域の振興を進めます

かながわの伝統文化の継承や、芸術・スポーツなどを身近なものとして親しむ活動を推進するとともに、これらを通じて、伝統文化・スポーツによる地域の振興につながるような環境づくりを進めます。

- 伝統的な文化芸術の振興
- 文化遺産の保存と活用
- 「鎌倉」の世界遺産登録の推進と魅力発信
- 子どもの文化芸術活動の充実
- 学校の部活動の活性化
- 子どもの遊び・スポーツ活動の推進
- 子どもの未病*対策（体力向上と運動習慣の確立、生活習慣の改善）
- スポーツ活動の機会の提供と多様な場づくり
- スポーツ活動を支えるしくみづくり
- 競技力向上のためのしくみづくり
- 「かながわパラスポーツ*」の普及

<基本方針3>**少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます**

～取組みの方向～

◇現代社会に求められる子育て・家庭教育への理解を深めます

少子化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て・家庭教育を支える環境の変化や、家庭環境が多様化する中で、地域や学校が協働・連携して、子育て・家庭教育をめぐる課題への理解を図ります。そして、地域や社会全体で子どもを育むことの大切さなどへの理解と協力が得られるような環境づくりを進めます。

- 家庭、地域、事業者、NPO、行政などの連携による子育て支援
- 地域における多様な子育て支援の充実
- 青少年が健全に育つ環境の整備
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 犯罪から子どもを守る対策の強化

◇地域との連携による子どもの社会的な経験の機会の充実を図ります

自然や人とのふれあいなどの体験による学びを通じて、地域と連携を深めながら、自己肯定感を育み、子どもが社会の一員として成長できるような機会の充実に取り組みます。

- 子どもの社会的な経験の機会づくり
- 子どもの放課後などにおける育ちの場の提供

◇家庭から学校・社会への円滑な接続・連携を図る教育的な支援に取り組みます

家庭から学校や社会への円滑な接続が図られるよう、医療・福祉等の関係機関との連携を図り、発達段階に応じて、子どもや保護者が相談できる体制や支援の充実に取り組みます。

- 相談体制や支援の充実
- 待機児童対策の推進
- 高校生などへの就学支援の充実

＜基本方針4＞

子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます

～取組みの方向～

◇学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できる授業の実践と、個に応じた支援を大切にしている学校教育に取り組みます

子ども一人ひとりの学習への興味・関心を高め、基礎的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力等を育む授業実践等の取組みを通じて、確かな学力の向上を図ります。また、課題を抱える子どもへの支援を充実し、個々の資質や能力を伸ばすことのできる教育の充実に取り組みます。

- 確かな学力向上の推進
- これからの社会に応じた専門教育の推進
- 小・中・高等学校における支援教育の充実
- 特別支援学校における進路指導と専門的な教育などの充実
- いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応
- 教育相談体制の充実
- 道徳教育の取組みの推進
- 食育・健康教育の充実
- 総合的な環境教育の推進
- かながわの魅力に基づく教育の推進（郷土史学習や歴史教育などの推進）

◇信頼と期待に応える主体的な学校運営に取り組みます

家庭や地域との連携・協力を深め、学校評価*などを活用して、信頼され、活力と魅力にあふれた学校づくりに取り組みます。また、県立高校改革を計画的かつ着実に推進するとともに、新たな課題への対応にも取り組みます。

- 信頼あふれる開かれた学校づくりの推進
- 高校の魅力と教育力向上の推進
- 特別支援学校の整備
- 小中一貫教育*を行う学校の導入に向けた取組みの推進
- 公立高校と私立高校による協調事業の推進
- 私立学校への支援の充実

◇子ども的人格形成を図る教育の質の向上を担う指導力のある教職員の確保と育成に取り組みます

学校教育の質の向上を図るため、教職への情熱と豊かな人間性をもった教職員を計画的に確保するとともに、指導力の向上のための研修の充実など、次代の人づくりを担う、指導力の高い教職員を育成します。

- 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

＜基本方針5＞

生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

～取組みの方向～

◇社会情勢の変化や科学技術の進歩に伴う教育や、インクルーシブ教育の推進に向けた環境整備を進めます

グローバル化や情報化が急速に進展する社会において、異文化を理解・尊重し、豊かな語学力、コミュニケーション能力等の育成を図り、国際社会に対応できる人材育成のための教育環境の充実に取り組みます。また、共生社会*の実現に向け、障害のあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざす、インクルーシブ教育の推進*のための教育環境づくりを進めます。

- グローバル化に対応した教育の推進
- 科学技術・情報通信技術の進展に対応した教育の推進
- インクルーシブ教育の推進
- 外国籍県民のくらしやすい環境づくりに向けた教育の推進

◇生涯にわたる自分づくりを支援する教育ネットワークの構築を進めます

学校教育以外の場でも学ぶ意欲をもち、様々な体験活動などを通して、生涯にわたり学び続ける自分づくりを支援するために、地域、学校、社会教育施設などとの協働・連携を進め、横断的な教育ネットワークの環境整備を進めます。

- 県立社会教育施設などの生涯学習機能の充実
- 生涯学習の情報提供とネットワークづくり
- 県と企業、大学などとの連携の推進

◇教育行政に係る施策・事業の計画的な実施と、適切で的確な支援への対応に取り組みます

子どもたちが安全・安心で快適に学べるよう、学校の教育環境を整備するとともに、外部専門家等による教育委員会の施策・事業に対する点検・評価*や第三者評価*等の実施・充実を図り、関係機関との調整や支援などを通じて、計画的で着実な教育施策・事業を実施します。また、県民一人ひとりがかながわの教育について考えるための機会づくりと、協働・連携の充実・拡大に取り組みます。

- 安全で快適な教育環境の整備
- かながわ教育ビジョンの着実な推進
- かながわの教育を考える機会の充実
- 外部専門家等による点検・評価等を活用した教育施策の推進

第5章 重点的な取組み（令和元年10月改定）

県では、不易で価値ある教育の実践を重視し、着実にかつ先進的に取り組むことを、かながわらしさの一つとして大切にして、これまで取組みを進めてきました。今後も同様に、時代の潮流を的確にとらえ、生涯を通じた人づくりに向けて、「SDGs（持続可能な開発目標）*」の理念を踏まえつつ、かながわらしい取組みを進めます。

第4章では、県としての「基本方針」を明らかにし、「取組みの方向」を体系的にまとめました（40～45 ページ参照）。第5章では、第4章の「取組みの方向」をもとに、今日の教育課題を解決していくため、特に、集中的・横断的に進めていく必要のある「重点的な取組み」を示しており、次のⅠからⅧのとおりです。

Ⅰ. 生涯学習社会における人づくり

すべての人が「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」を身に付けることができるよう、自分づくりへの支援の充実に取り組めます。

Ⅱ. 共生社会づくりにかかわる人づくり

共生社会づくりにかかわり、すべての人が多様なあり方を認め合い、尊重し、支え合い、参加できるようにするための教育や環境づくりを進めます。

Ⅲ. 学びを通じた地域の教育力の向上

地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及・充実や、活力あるコミュニティづくりを進め、地域の教育力を高めます。

Ⅳ. 子育て・家庭教育への支援

生涯にわたる自分づくりの基盤となる子育て・家庭教育の役割を大切にし、地域・学校など社会全体で、子育て・家庭教育を支援する取組みを進めます。

Ⅴ. 学び高め合う学校教育

生涯にわたる学習の基盤が培われるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育むため、教育課程や学習活動の充実に取り組めます。

Ⅵ. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり

教育の質を高め、県民の信頼を確立するため、優秀な人材の確保と指導力の高い教職員の育成や、社会の変化に対応した活力と魅力にあふれた学校づくりを推進します。

Ⅶ. 県立学校の教育環境の改善

安全・安心で、質の高い教育を支える県立学校の環境整備を進めます。その際に、生涯学習の場や地域のコミュニティの場としての環境整備にも取り組めます。

Ⅷ. 文化芸術・スポーツの振興

かながわの魅力や地域資源を生かし、自分づくりを支える取組みを進め、かながわの文化芸術・スポーツの振興につなげます。

I. 生涯学習社会における人づくり

知識基盤社会*が本格的に到来する中、これからの「生涯学習社会」において、子どもから大人まで、すべての人が、教育ビジョンで掲げた「人間力」(11 ページ参照)を身に付け、よりよく生きるために行動できるよう、生涯にわたる自分づくりを支援する取組みを進めます。

具体的には、地域・家庭・学校における学びの機会や様々な人との交流の機会を通じて、自己肯定感を基盤とした「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかわる力」を身に付けることができるよう、生涯を通じた人づくりを進めます。

○ 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

人生100歳時代*において、一人ひとりの学びの意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、生涯学習の環境整備を行います。

そして、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、学校においては、課題の解決に必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に取り組む態度を育成するための学習活動の工夫・充実に取り組むとともに、読書活動の推進、実践的な防災教育や安全に関する教育の推進などに取り組めます。

また、子どもから大人まで、自然等とかわり、様々な人と交流し、相互に学び合う機会を通じた自分づくりへの支援の充実に取り組めます。

さらに、県民一人ひとりが、人権尊重の理念について正しい理解を深め、子どもたちが互いの大切さを認め合うよう人権教育に取り組めます。

○ 社会とかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

子どもが学校から社会・職業へ円滑に移行するために必要な能力や態度を育成するため、小・中・高・特別支援学校等におけるキャリア教育の一層の充実に取り組むとともに、地域貢献活動・ボランティア活動を通じて、地域の人と協働しながら自分づくりを進める教育に取り組めます。

また、政治参加教育、司法参加教育、消費者教育や道徳教育など、規範意識や公共の精神を培い、社会とかわる実践力を育む「シチズンシップ教育」のさらなる推進に取り組めます。

さらに、子どもから大人まで、学校や地域におけるボランティア活動等を通じた自分づくりへの支援の充実に取り組めます。

○ 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実

県民一人ひとりが、かながわの教育について考え、行動するための機会として、「かながわの教育の日、教育月間」を設定し、県民との協働・連携による教育イベントやテーマ別のフォーラム、「かながわ人づくりコラボ」の開催に取り組めます。

また、生涯にわたる自分づくりの推進に向けて、家庭教育、学校教育、社会教育における人づくりの実践が進むよう、「かながわ人づくり推進ネットワーク*」を核とした様々な主体との協働・連携の拡大・充実を図ります。

Ⅱ. 共生社会づくりにかかわる人づくり

子どもから大人まで、すべての人が多様なあり方を認め合い、尊重し、支え合い、参加できる共生社会に向けた環境づくりを進めます。

具体的には、様々な教育活動を通じて、自分を大切にする心や他者への思いやりを育み、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つための環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実に取り組みます。

○ 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

不登校、いじめ・暴力行為など、子どもたちをめぐる課題への対応を一層進める必要があることから、「いのちの授業*」の実践や道徳教育など教育活動全体を通して、自分を大切にする心や他者への思いやりの育成に取り組むとともに、「あいさつ運動」の推進に取り組みます。

また、子どもたちの自立を適切に支援するため、外部専門職であるスクールカウンセラー*とスクールソーシャルワーカー*の配置の充実や、教育相談コーディネーター*の養成・活用の促進など、教育相談体制の充実に取り組みます。

さらに、不登校対策自然体験活動の充実や、フリースクール*との連携など、課題に応じた対応に取り組みます。

そして、地域や関係機関との連携・協力の強化を図り、「神奈川県いじめ防止基本方針*」に基づく取組みを進めるとともに、緊急時には「学校緊急支援チーム*」による支援に取り組みます。

○ インクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、「みんなの教室*」の普及や県立高校における「実践推進校」での取組みなど小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を全県で展開します。

また、広くインクルーシブ教育の理解を図るための取組みを進めます。

特別支援学校では、子どもたちが集団の中で楽しく充実した学校生活を送れるよう、そして、地域社会でいきいきと暮らせるよう、医療従事者とも連携した医療的ケア*等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた専門的な指導や支援の充実に取り組みます。

また、企業等への就労等に向けた進路指導の充実や、就労後のサポートなどについて、企業、労働、福祉等の関係機関との連携を拡充します。

○ 「外国につながる児童・生徒*」への指導・支援の充実

本県は近隣都県と比べて日本語指導が必要な外国籍児童・生徒の在籍者数が多く、「外国につながる児童・生徒」へのさらなる指導・支援の充実が必要であることから、その条件整備を図っていきます。

Ⅲ. 学びを通じた地域の教育力の向上

地域の教育的な役割を大切にし、地域での様々な学びや、社会参加や社会貢献等の活動を通じて、活力あるコミュニティづくりを進め、地域の教育力を高めます。

具体的には、社会教育施設や学校等における、世代を超えて地域の人々が交流を深め、学び合う機会の充実に取り組みます。また、地域との協働による学校づくりを進め、学校運営の活性化と学校の教育力の向上を図るとともに、学校を核とした教育コミュニティづくりを進めていきます。

○ 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進

県民一人ひとりが学び続けるために、社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりを進める必要があることから、子どもから大人までを対象とした公開講座や施設開放の充実を図ります。

また、社会教育主事等の育成や、生涯学習社会で求められる、学びの成果を活用できる場づくりに向け、地域への支援に取り組みます。

○ 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実

保護者や地域住民等が参画・協働しやすい環境を整えていきます。あわせて、学校運営の活性化と教育力の向上を図るため、地域との協働による学校づくりをめざした「かながわらしいコミュニティ・スクール」の導入と推進・支援に取り組みます。

こうした取組みや地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みである地域学校協働活動*を通じて、学校を核に地域との交流を深め、地域ぐるみで子どもを見守るとともに子育てや教育にかかわり合える、教育コミュニティづくりを進めます。



IV. 子育て・家庭教育への支援

家庭環境の多様化や地域社会の変化に伴い、子育て・家庭教育を支える環境が大きく変化中、生涯にわたる自分づくりの基盤となる子育て・家庭教育の大切さを認識し、地域・学校など社会全体で支えるような、子育て・家庭教育を支援する取組みを進めます。

具体的には、経験豊かな地域の大人の協力を得て、子どもたちの放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う取組みを支援します。また、親が子どもに積極的にかかわることができるように、企業への働きかけや、家族のコミュニケーションを深めるための取組み等を進めていきます。

○ 子どもの社会的な経験の機会の充実

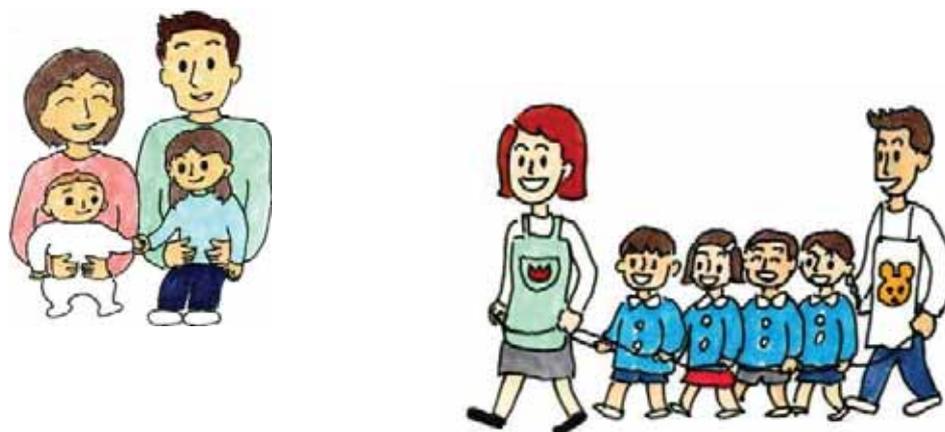
かながわの豊富な人材、物的な資源や様々なネットワークを生かし、地域で子どもの健全な育成を推進するため、放課後における学習や体験活動を提供する「放課後子ども教室*」や「土曜日の教育活動*」の支援等を進めます。

○ 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

次代を担う子どもたちの豊かな成長のため、子育て・家庭教育の大切さをすべての県民が共有し、協力する機運を醸成することが必要です。

そのため、企業の理解と協力を得て、家族で一緒に過ごす時間の確保や子育て・家庭教育の充実、高校生等への就学支援の充実を図るなど、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

また、相手を思いやる気持ちを育み、家族のコミュニケーションが深まるよう、「ファミリー・コミュニケーション運動」を一層推進します。



V. 学び高め合う学校教育

子どもたちが、持続可能な社会の創り手として、これからの時代に向き合い、新しい価値の創出に挑むなど、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育めるよう、質の高い教育の提供に向けて、教育活動の充実や環境づくりを進めます。

具体的には、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、子どもたちに確かな学力を身に付けさせるため、カリキュラム・マネジメント*など教育課程の見直し・組織的な授業改善の一層の推進に取り組みます。また、職業的・社会的な自立をめざし、キャリア教育、シチズンシップ教育の一層の充実に取り組みます。さらに、グローバル化や情報化に対応した教育の充実に取り組むとともに、国際社会で活躍するグローバル人材の育成をめざします。

○ 確かな学力の向上を図る取組みの充実

A I *の発展やグローバル化など複雑で予測困難な時代の中でも、基礎的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うために、言語活動の充実*を図るなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善の一層の推進に取り組みます。

その際に、一人ひとりの学習状況を調査・把握し、その結果を分析し、指導の充実を図るなど、学力向上に生かします。

こうした取組みを通じて、継続的な検証・改善のサイクルを確立し、質の高い教育を進めていきます。

また、産業・就業構造の変化や社会のニーズ等に対応した専門教育の充実や、県立高校と大学等の教育機関、企業・団体等との連携（コンソーシアム*）の充実を図ります。

○ 生き方や社会を学ぶ教育の充実

かながわの子どもたちが自らのあり方や生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、計画的・組織的な進路指導を行うとともに、小学校段階からの系統的なキャリア教育を推進し、積極的に社会に参加するための能力と態度の育成を図ります。

また、インターンシップや職場体験活動、先端産業の実習体験などを通して職業観・勤労観など、将来の社会的な自立に向けた力を身に付ける職業教育の充実に取り組みます。

○ グローバル化などに対応した教育の推進

諸外国の歴史や文化を理解し尊重するとともに、日本の歴史や文化についてのより深い理解を図るため、「逆さま歴史教育」などの学習活動の工夫と充実に取り組み、異なる習慣や文化をもつ人と共に生きていくためのコミュニケーション能力の向上を図っていきます。

また、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成をめざして、児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るための取組みを進めるとともに、国際バカロレア*認定校での先進的な教育に取り組みます。

さらに、社会状況の変化に対応したICT*を活用した教育の推進や、児童・生徒が自然とのかかわりや科学技術の進歩の中で、問題や課題を見だし、観察や実験などを通して理科や算数・数学への興味・関心を高める理数教育の一層の推進に取り組みます。

あわせて、環境問題への関心を高め、環境保全を意識し、自主的な活動につながる環境教育をさらに推進していきます。

VI. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり

教育の質を高め、県民の学校に対するゆるぎない信頼を確立するために、優秀な人材を確保し、指導力の高い教職員を育成します。また、子ども、保護者、地域の人々に信頼されるよう、必要な体制づくりを進めるとともに、社会状況の変化に対応した活力と魅力にあふれた学校づくりを推進します。

具体的には、教職員の人材確保・育成のための計画*に基づき、優秀な人材を確保し、高い指導力をもち、これからの時代に対応し、様々な教育課題の解決を図ることができる教職員を育成します。また、義務教育学校*など小中一貫教育を行う学校の導入を推進するとともに、中長期を展望した県立高校改革を進めます。

○ かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進

学校教育の質の向上を図るため、教職員としての人格的資質と教職への情熱をもち、様々な課題に対応するとともに、児童・生徒が主体的・協働的に取り組む授業を実践できる人材の確保・育成に取り組んでいきます。

そのため、優秀な人材を計画的に確保するとともに、教職員の専門性や実践的指導力を向上させるため、研修効果が測れる、柔軟で効果的な研修体系への再構築を図っていきます。

○ 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化

教職員研修については、専門性と実践的指導力を高めるため、研修の充実に取り組んでいきます。

そのため、総合教育センターと体育センターの一体的な整備を進めるとともに、各学校の教育課程編成等を支援するためのカリキュラムセンター機能の充実や、教育相談機能の強化などに取り組んでいきます。

○ 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり

少子化の進行を踏まえ、「中一ギャップ*」や「基礎的な学力の向上」等の課題を解決する方策の一つとして、義務教育9年間を見通した教育を行う義務教育学校など小中一貫教育を行う学校の導入を推進していきます。

また、小学校教育と就学前教育の円滑な接続を図るため、その連携を推進します。

あわせて、十分に義務教育を受けられなかった人たち等、多様化する教育的ニーズに応じるため、中学校夜間学級*の設置について、支援していきます。

さらに、県民と地域に信頼され、活力と魅力にあふれた県立学校づくりを進めます。

県立高校では、学び直しの教育を展開するクリエイティブスクール*などにおけるきめ細かな指導や、生徒数、地域バランス等に配慮した再編・統合に取り組めます。

県立中等教育学校では、次世代のリーダー育成のため、教育内容の一層の充実に取り組めます。

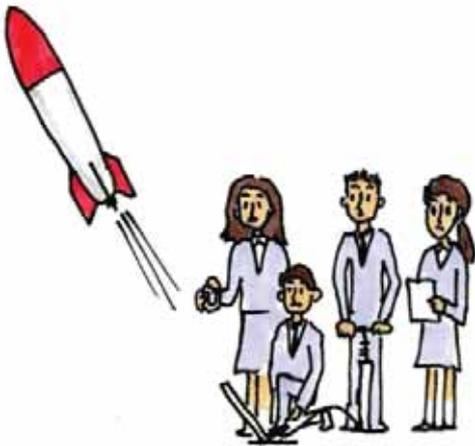
あわせて、県立特別支援学校の教育環境の整備に取り組めます。

○ 学校評価や第三者評価を活用した学校経営の推進

県立学校における、質の高い教育の提供と充実に向けて、学校評価の充実や第三者評価の実施を通じて、組織的で機動的な学校運営や教育活動を進めるとともに、学校経営の改善に取り組みます。

また、県民の信頼と負託に応える教育行政の推進に向けて、県立各教育機関の第三者評価の実施に取り組みます。

さらに、「かながわ教育ビジョン」に基づく、計画的で着実な教育施策・事業の実施に向けて、県立学校や県立各教育機関への第三者評価等を活用し、外部専門家による意見を聞きながら、県教育委員会の点検・評価に取り組みます。



VII. 県立学校の教育環境の改善

すべての県立学校において、安全・安心で居心地の良い教育環境の整備や、質の高い教育を支える環境整備を進めます。その際に、生涯学習の場や地域のコミュニティの場としての環境整備や、地域・家庭との協働・連携による教育環境の改善を進めます。

具体的には、教育活動の基盤となる校舎等の耐震補強・老朽化対策等を行うことにより、子どもたちの安全を確保し、安心して快適に過ごせる環境整備を進めていきます。また、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、個別業務の役割分担や適正化、校務の効率化を図るICT環境の整備、外部人材の活用など「教員の働き方改革*」を進めていきます。

○ 豊かな学びを実現する教育環境の整備

県立学校に在籍する子どもが安心して快適に過ごせる校舎等の耐震補強・老朽化対策等や、実験・実習等にかかる設備の整備、タブレット型端末等のICT環境の整備を着実に進めていきます。

また、大規模地震への備えとして、災害時に必要な防災備品や職務として学校に留まる教職員の備蓄食料等の整備を計画的に進めていきます。

○ 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善

教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、ベテラン教員の知識・技能を確実に継承していくため、校務用パソコンの計画的な整備と、効率的な運用ができるICT環境の整備を進めます。

また、豊富な知識と経験を有する退職教員、民間企業で培われた専門的・実践的な知識や技術を有する地域人材等がもつ、多様な教育力の活用を通じて、学校の教育活動の一層の充実を図ります。



Ⅷ. 文化芸術・スポーツの振興

かながわの魅力や地域資源を生かして、生涯にわたる自分づくりを支える取組みを進め、かながわの文化芸術やスポーツの振興につなげていきます。

具体的には、歴史・文化芸術等の学びの機会の充実や、伝統芸能・文化の保存・継承・活用に向けた、継承者の育成や、展覧会や講座の開催による文化財の普及啓発を行うなどの取組みを進めていきます。また、誰もがスポーツに親しめる社会を実現し、健康で活力に満ちた心豊かな人生を築くことができるよう、あらゆる世代を通じて楽しむことができるスポーツ活動を推進するとともに、こうした活動を支える環境づくりに取り組めます。

○ かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展

かながわの自然、歴史・風土、文化芸術、産業や観光など、かながわの魅力や地域資源を生かした学びの機会の充実や、県内各地の伝統芸能の発表の機会の確保や継承者の育成のための支援に取り組めます。

また、かながわの文化財の保護を図るため、未指定文化財を調査し、指定等の保護措置を講ずるほか、文化財の保存や活用の普及啓発を図るため、社会教育施設等での展覧会や講座などの開催を進めていきます。

さらに、「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦に向け、関係機関と連携・協力しながら、魅力の発信に取り組めます。

○ 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興

誰もが生涯を通じて、健康で豊かな生活ができるよう、子どもの頃から未病を改善する取組みにもつながる、外遊びや健康・体力づくり、学校での食育を一層推進するとともに、「がん教育*」の実施、部活動の活性化、学校や地域での「かながわパラスポーツ」の普及、さらに、くらしの中で運動を習慣化する「3033運動」など、世代に応じた運動・スポーツを推進します。

また、ラジオ体操など世代を超えて行うことができる運動・スポーツの機会の拡大に取り組めます。

あわせて、地域の様々な世代がニーズに応じて活動できる総合型地域スポーツクラブ*の設立や運営を支援し、スポーツ活動を通じた地域のコミュニティづくりを促進します。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめざして、神奈川育ちのアスリートの育成など、競技力の向上を図るとともに、県民のスポーツ拠点として体育センターの再整備に取り組めます。

※ 第4章以降の取組みは、知事部局と一体となって、県全体として取り組んでいます。第4章及び第5章で示す施策については、私立学校法に基づく私学の建学の精神や特色ある教育活動を尊重するという観点から、私立学校への支援にかかるものを除き、公立学校を対象としています。

「人づくり」は、根源的に公私の区別はありませんので、私立学校においても教育ビジョンの共有を図っています。

第6章 教育ビジョンの推進（令和元年10月改定）

策定された教育ビジョンに基づき、実効性のある教育政策を推進できるよう、次により取組みを進めます。

県民と歩む教育ビジョンの推進

神奈川県教育委員会では、教育ビジョンの策定過程において、県民との教育論議を大切に取り組んできましたが、推進過程においても県民との関係を重視した取組みを進めます。

- 県民との論議の場として「かながわ人づくりコラボ」を設け、推進状況などをもとに、県民と検証を行い、課題解決に向けた今後の方向性について論議していきます。
- 教育ビジョンで掲げた人づくりの理念が、多くの方々と共感・共有され、協働・連携が一層進むよう、「心ふれあう3つの運動」に取り組めます。
- 「県のたより」や県のホームページなど様々な広報の機会をとらえ、募集した意見を踏まえ、県民ニーズを的確にとらえた柔軟な推進に努めます。
- 社会状況の変化に柔軟に対応するため、一定の期間が経過したところで、推進過程を振り返り、達成状況の点検などを行い、見直しに取り組めます。

人づくりにかかわる様々な主体との協働・連携の拡大

学校や家庭、地域などで、様々な主体と教育ビジョンを共有し、効果的な取組みが進められるよう、継続的に協議を行う場として「かながわ人づくり推進ネットワーク」を設置し、協働・連携を拡大していきます。

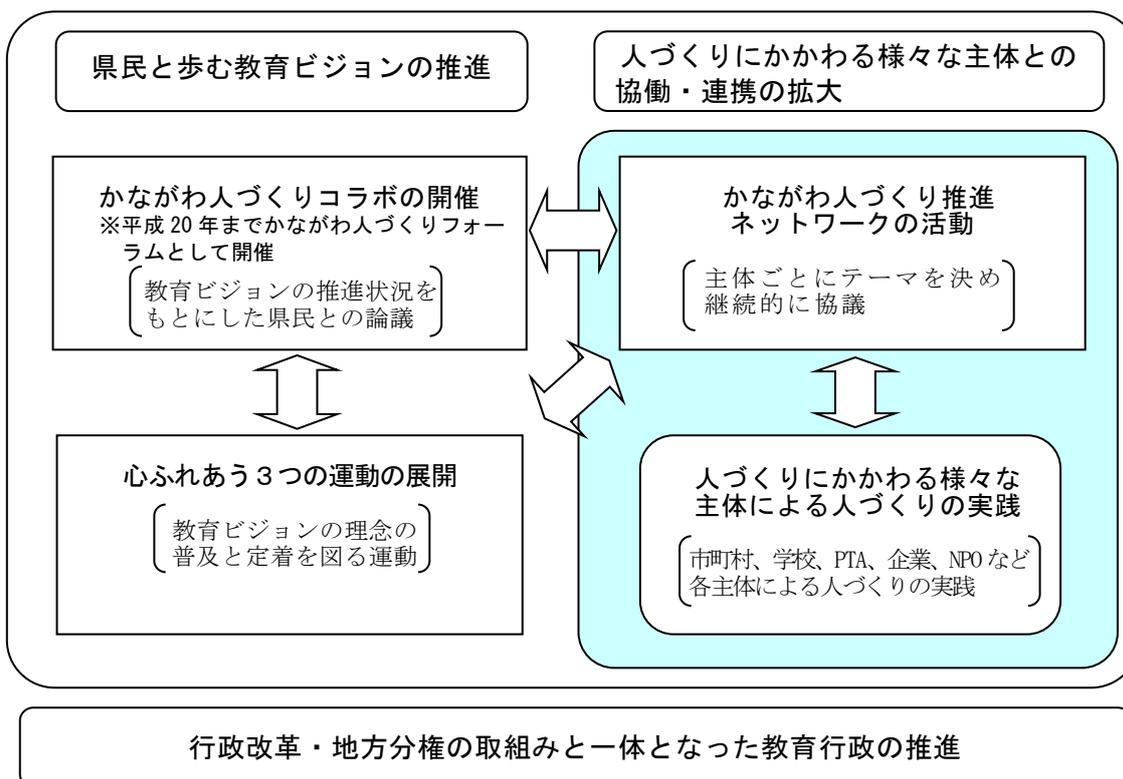
- 市町村とは、学校教育や社会教育などの分野で、校種や地域を超えて、円滑に人づくりが行われるよう、適切な役割分担に基づき、連携・協力の一層の充実を図ります。
また、幼稚園や保育所、大学や専修・各種学校など様々な機関にも教育ビジョンの浸透を図ります。
- 国に対しては、現場の実践などに基づく新たな取組みの方向を発信します。
また、他の都道府県とは、広域的な課題の解決に向けた連携を深め、必要な場合は、一体的な取組みを進めます。
- 企業やNPO法人などに対しては、教育ビジョンの浸透を図るとともに、それぞれの持ち味を生かし合えるよう、適切な役割分担を行い、協働・連携のあり方を模索しながら、その拡大に努めます。

行政改革・地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進

教育ビジョンの推進にあたっては、行政改革や地方分権の取組みなどと一体的に進めます。

- 教育委員会の情報公開を一層進めるとともに、本県教育行政の現状及び制度的課題を分析し、望ましい教育委員会制度のあり方を検討します。
- 国と地方の適切な役割分担のもと、地方の自主性、主体性を拡大する方向での教育における地方分権に取り組めます。
- 事故・不祥事防止対策の徹底など、教育委員会が一丸となって県民から信頼されるよう努めます。

〔教育ビジョンの推進〕



心ふれあう3つの運動

県教育委員会では、「かながわ教育ビジョン」で掲げた人づくりの理念が、多くの方々と共感・共有され、協働・連携が一層進むよう、これらの運動を「心ふれあう3つの運動」として、取り組みます。

あいさつ運動

家庭、地域や学校でのあいさつを励行する運動です。

各学校が特色を生かし、あいさつを通じて、子どもたちの社会性やコミュニケーション能力を高める取組みを推進しています。

※平成22年まで「あいさつ一新運動」として実施

サンマルサンサン 3033運動

県民の皆さんが、スポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送っていただけるよう、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、習慣化していただく運動です。

県内各地でキャンペーンや講習会等を行っています。

心ふれあう
しなやかな
人づくり

ファミリー・ コミュニケーション運動

県民の皆さんが、家族でのコミュニケーションを大切にし、子どもたちが自分の気持ちを表現する力や相手を思いやる気持ちを育む運動です。

毎月第1日曜日を「ファミリー・コミュニケーションの日」とし、施設優待やイベント等を実施しています。

用語集

	用 語	解 説
ア行	ICT p. 51	Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のことをさす。
	アイデンティティ (Identity) p. 13	エリクソン※が提唱した概念であり、自我同一性のことで、自分という存在が独自で一貫しており、しかも他者や社会に認められていることで生じる「自分らしさ」の感覚をさす。 ※1902～1994年 発達心理学者で精神分析者
	生きる力 p. 24	学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のことで、文部科学省が提唱しているもの。知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやり、感動したりするなどの「豊かな心」、及びたくましく生きるための「健やかな体」などから構成されている。
	いのちの授業 p. 48	本県では、子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組みのことをいう。
	医療的ケア p. 48	県立特別支援学校での教育活動において、在宅で安定して行われている特定行為及び特定行為以外の医行為、また、その連携行為をいう。なお、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。
	インクルーシブ教育の推進 p. 45	インクルーシブ教育のシステムとは、障害者権利条約によれば、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。 本県では、「共に学び共に育つ教育」を基本とし、すべての子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに、適切に対応していくことを根幹にすえた教育を支援教育として取り組んでいる。今後、障害のあるなしにかかわらず、小・中学校から高校段階まで連続した多様な学びの場で、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育のしくみづくりを進めていくこととしている。
	インターンシップ (Internship) p. 29	生徒などが在学中に、産業の現場などにおいて、自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこととされている。高校においては、各学校の判断で科目の履修とみなして単位認定が可能。キャリア教育の一環として、小学校や中学校においても、職場体験や見学が盛んに行われるようになってきている。
	AI p. 51	Artificial Intelligence の略で、いわゆる人工知能。具体的には、人間の脳が行っている記憶・推論・判断・学習などの知的機能をコンピューターで代行できるようにモデル化されたソフトウェアやシステムをいう。

	用語	解説
ア行	N P O (Non Profit Organization) 法人 p. 33	特定非営利活動促進法に基づく法人資格を取得した特定非営利活動法人のことをさす。政府・自治体や私企業とは独立した存在として市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っている。
カ行	外国につながるのある児童・生徒 p. 48	「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツをもつ児童・生徒」など、外国籍をもつ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景をもった児童・生徒のことをいう。
	科学の知 p. 13	「ふれあい教育」の実践の際に、背景となった「臨床の知」に相対する「知」のことをさす。「知」は一般に、人間が物事の本質を理解するための知識や能力の総体（全体像）をさすが、「科学の知」は、客観的・分析的で、原理や法則といった一般化された自然観に基づき、これをもってすれば、やがてはどんな課題でも解決されるという考え方に立つものとされている。
	学校間・校種間の連携 p. 24	学校間の連携とは、同じ学校種間でとる連携のことで、小学校間、中学校間、高校間、特別支援学校間などの連携をさす。 校種間の連携とは、異なる学校種間でとる連携のことで、幼稚園と小学校、小学校と中学校、小学校と特別支援学校、中学校と高校の連携などをさす。
	学校緊急支援チーム p. 48	本県において、学校におけるいじめなどの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチームのことをいう（平成 19 年 7 月に県教育委員会に設置）。
	学校評価 p. 44	子どもたちがよりよい教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすための取組みのことをさす。具体的には各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価することで、学校として組織的・継続的な改善を図る。また、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進める。さらに、各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることで、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図る。
	神奈川県いじめ防止基本方針 p. 48	いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、いじめ防止対策推進法に基づき策定した、本県の基本方針のことをいう（平成 26 年 4 月 1 日施行）。
	かながわパラスポーツ p. 42	本県では、すべての人が自分の運動機能を生かして同じように楽しみながらスポーツをする、観る、支えることとしている。
	かながわ人づくり推進ネットワーク p. 47	本県において、学校や家庭、地域などで、「かながわ教育ビジョン」を様々な主体と共有し、実効性のある人づくりを県民総ぐるみで進めていくために、学校、家庭、企業等の主体により平成 20 年に結成されたネットワーク。

	用 語	解 説
力行	カリキュラム・マネジメント p. 51	「子供たちにどのような力を身に付けていくか」という新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、カリキュラム・マネジメントは次の3つの側面としてとらえられるとされている。1つめは、教科横断的な視点で、教育の内容を組織的に配列していくという側面。2つめは、教育課程のPDCAサイクルを確立するという側面。3つめは、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、効果的に組み合わせるといった側面。
	がん教育 p. 55	本県では、子どもの頃から、がんに関する正しい知識を学び、がんそのものやがん患者に対する理解を深める学習のこととしている。
	基本的な生活習慣 p. 5	人としてのあらゆる態度や行動の基礎となるもので、個々の生き方についての自覚を深めるような習慣や態度などの行動様式のことをさす。一般に、その基礎は乳・幼児期からのしつけにあると考えられている。具体的には、挨拶をすること、時間を守ること、朝一人で起きること、顔を洗うこと、約束を守ることなど、食事・睡眠・着替え・排泄・清潔維持などで生活全般を支えるものである。
	義務教育学校 p. 52	「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成27年6月24日に公布され（平成28年4月1日施行）、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校として創設された新たな学校の種類。
	キャリア教育 p. 24	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育をさす。
	教育委員会の施策・事業に対する点検・評価 p. 45	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項で、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない、とされている。
	教育コミュニティ p. 33	教育・学習を縁として、人と人とのつながりを形成しようとする地域づくりの考え方。幼稚園・保育所をはじめ、小学校・中学校・高等学校など学校や公民館等が拠点としてより重要な役割を果たし、教育の営み自体が地域コミュニティを形成・活性化し、各地域の抱える課題を適切な形で解決する基盤となることが重視されてきている。
	教育相談コーディネーター p. 48	本県では、支援を必要とするすべての児童・生徒に対し、学校の教育相談体制の中心的な役割を果たす教員のことをさす。学校（高校は課程）ごとに、校長が所属する教員の中から各校の実態に応じて1名以上を指名している。国では「特別支援教育コーディネーター」という。
	教職員の人材確保・育成のための計画 p. 52	「かながわ教育ビジョン」（平成19年8月策定）の重点的な取組みである「意欲と指導力のある教職員の確保・育成」を推進するために、本県で定めた「教職員人材確保・育成基本計画」（平成19年10月策定）のことをいう。現在、この基本計画で明らかにした、かながわにおける「めざすべき教職員像」の実現に向け、教職員の採用や研修について総合的な対応を進めている。なお、平成27年度に「教職員人材確保・育成計画」として改定。
	共生社会 p. 45	中央教育審議会（特別支援教育の在り方に関する特別委員会）報告（平成24年）によれば、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことで、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこととされている。

	用 語	解 説
力行	クリエイティブスクール p. 52	本県では、中学校段階でもっている力を必ずしも十分に発揮できなかった生徒に対して、これまで以上に学習意欲を高め、基礎学力や社会性を身に付けることができるよう、学び直しを必要とする生徒を支援する学校のことをいう。学年制による普通科の県立高校。
	言語活動の充実 p. 51	各教科等において記録、要約、説明、論述、討論などの活動を発達の段階に応じて行い「思考力、判断力、表現力等」の育成を効果的に図ることをさす。
	教員の働き方改革 p. 54	学校現場では、社会状況の変化に伴い、学校における課題が複雑化、困難化しており、教員の精神的・身体的負担も大きくなっている。そうした中で、教員の長時間労働を是正し、教員のワーク・ライフ・バランスを実現することは、教員の精神的余裕を創出し、ひいては、教員と子どもたちが向き合う時間を確保し、教育活動を充実させることが求められている。
	国際バカロレア p. 51	インターナショナルスクールや各国の現地校の卒業生に、国際的に認められる大学入学資格を付与するしくみのことをさす。国際バカロレアには、3歳から19歳の子どもの年齢に応じた3つのプログラムがあり、そのうちのディプロマ資格プログラムを修了し、ディプロマ資格取得のための統一試験に合格することで、国際的に認められている大学入学資格の1つである、国際バカロレア資格を取得することができる。
	コミュニティ・スクール p. 42	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により導入されたもので、学校の設置者である教育委員会の判断により学校運営協議会を設置することを通じて、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって公立学校の運営に参画することを可能とするしくみのこと。
	コンソーシアム p. 51	本県では、生徒の学習意欲や興味・関心、さらには進路目標の実現に向けた学習ニーズに対応するため、大学、職業技術校等の教育機関や企業などと連携して学びの機会を広げるしくみのこととしている。 県立高校の生徒は、連携協定に基づき提供される学びの機会を活用し、講義や実習、体験的な学習活動を通じて、豊かな教養と専門的な知識や技能・技術を身に付け、その学習内容に応じて連携協定先で認められた成果を、在籍する高校の認定により、単位として修得することができる。
サ行	支援教育 p. 24	「共に学び共に育つ教育」を基本とし、すべての子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに、適切に対応していくことを根幹にすえた教育のことをさす。
	自己肯定感 p. 5	自己自身の存在に対する認識として、自らの身体的な特徴や能力、性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情のことをさす。具体的には、他者とのかわりにおいて他者と異なる自己を意識し、自らの存在が受容されているのを感じることで、自己肯定感を育むには重要になると考えられている。
	シチズンシップ教育 p. 41	積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育として、本県では、キャリア教育の一環として平成23年度から「政治参加教育」「司法参加教育」「消費者教育」「道徳教育」を4本柱としてすべての県立高校で実施している。
	授業研究 p. 25	よりよい授業のあり方について、研究した成果を実際の授業を通して検証するわが国独自の研究方法のことをさす。一人の教師が授業を行い、その授業を同じ学校の教師や他校の教師が参観して、授業後に全員で検討することで研究を進める。教師の力量を高める効果が高いことから、アメリカをはじめ、多くの国で教職員研修の方法として取り入れられつつある。

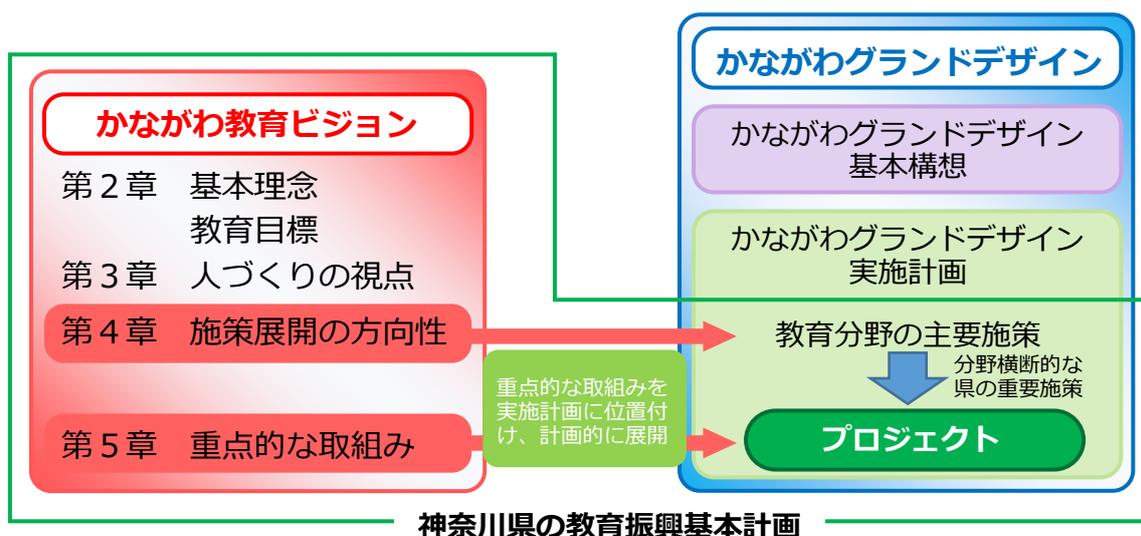
	用 語	解 説
サ行	生涯学習社会 p. 3	教育基本法では、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会のこととされている。
	小中一貫教育 p. 44	本県では、小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育のこととしている。
	食育 p. 21	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために行われるものとされている。食育基本法によれば、健全な食生活の実践としての食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深めることや、伝統のある優れた食文化の継承、地域の特性を生かした食生活に配慮すること等が求められている。
	人生100歳時代 p. 47	いわゆる超長寿社会のこと。こうした状況においては、県民一人ひとりが柔軟な働き方や学び直しなどの多様な人生を送ることができるような社会づくりを進めていく必要があり、本人が希望する生き方を実現できるよう教育支援の充実を図るとともに、県民一人ひとりの学びの意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けることや、いくつになっても学び直すことができるよう、生涯学習などの環境整備を行うことが求められている。
	SDG s (持続可能な開発目標) p. 46	平成27年(2015)年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させる統合的取組みとして作成された。そして2030アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中にSDG s (持続可能な開発目標【Sustainable Development Goals】)として17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられている。
	【関連用語】 E S D (持続可能な開発のための教育)	Education for Sustainable Development の頭文字をとったもので、日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳される。ユネスコスクールにおいて、「私たちとその子孫たちが、この地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学び」であり、「持続可能な社会の担い手を育む教育」である。また、E S Dの実践には、特に「人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと」、「他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、『関わり』『つながり』を尊重できる個人を育むこと」の2つの観点が必要とされている。そのため、「環境、経済、社会の各側面から学際的かつ総合的に取り込むことが重要」とされている。
	スクールカウンセラー p. 48	児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、児童・生徒や保護者、教職員に対して、いじめや不登校、暴力行為などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じる役割を担う職をいう。
	スクールソーシャルワーカー p. 48	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対して、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく役割を担う職をいう。
総合型地域スポーツクラブ p. 55	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで(多世代)、②様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをさす。	

	用 語	解 説
タ行	第三者評価 p. 45	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものとされている。本県では、平成 23 年度から県立学校を対象に実施している。
	団塊の世代 p. 7	昭和 22 年 (1947) から同 24 年 (1949) のベビー・ブーム時代に誕生した世代のことをさす。
	地域学校協働活動 p. 49	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域の主導による「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域主体の様々な活動のこと。子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域の創生につながっていくことが期待されている。
	知識基盤社会 p. 47	中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像 (答申)」(平成 17 年 1 月 28 日)において、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこととして定義されている。
	中学校夜間学級 p. 52	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割を果たすもの。夜間中学ともいう。なお、令和元年 7 月現在、9 都府県に 33 校が設置されており、文部科学省では、中学校夜間学級が少なくとも各都道府県に 1 校は設置されるよう、その設置を促進している。
	中一ギャップ p. 52	小学校から中学校に進学し、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等の状況とされている。
	土曜日の教育活動 p. 50	子どもたちの健やかな成長のため、土曜日の教育環境を豊かなものにするために行われる活動のことをさす。実施主体や扱う内容等により、「土曜授業」「土曜の課外授業」「土曜学習」の形態に分けられている。文部科学省では、地域や企業の協力を得て、「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等の構築事業」を進めている。
ナ行	ニート (NEET) (Not in Education, Employment or Training.) 資料 1 - 3	いわゆる「学校に通っておらず、働いてもおらず、職業訓練も受けていない者」の通称とされ、語源は英国政府による労働政策の用語の頭文字をとった呼称。厚生労働省では、若年無業者について、年齢を 15~34 歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を「ニート」に近い概念ととらえ、集計している。
	人間力 p. 10	平成 15 年 4 月の内閣府の人間力戦略研究会の報告書で「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義されており、平成 18 年 2 月 13 日の中教審初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告では、この報告をひきながら、知的能力的要素、社会・対人的要素、自己制御的要素などで構成される、「自立した人間として生きていくための総合的な力」とされている。

	用語	解説
ナ行	認定こども園制度 p. 20	親の就労の有無や形態にかかわらず、就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園、保育所などが、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受ける制度。
ハ行	発達障害 p. 6	発達障害者支援法に「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。早い段階で障害を認識し、発達支援を行うことが求められている。
	不登校 p. 1	平成4年3月の文部省（当時）の学校不適応対策調査研究協力者会議報告では、「一般に何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状態（病気や経済的な理由などを除く）のこと」とされている。
	フリースクール p. 48	一般に、不登校児童・生徒等に対し、教育相談、体験活動、学習指導等の活動を行っている民間の施設とされている。民間施設は、設置や運営の形態、指導方針・内容等が多種多様である。
	フリーター 資料1-3	一般に定職に就かず、アルバイトなどで生計を立てる人のこと。厚生労働省では、「15～34歳の男性又は未婚の女性（学生を除く）で、パート・アルバイトとして働く者又はこれを希望する者」と定義して、集計している。
	放課後子ども教室 p. 50	放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組みのことをさす。
	ボーダレス化 資料1-2	境界がない、または境界があいまいな状態のこと。国際化の進展に伴って生まれた言葉であり、国境を越えてヒトやモノが動く様をさす。
マ行	未病 p. 42	健康と病気を2つの明確に分けられる概念としてとらえるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとしてとらえ、このすべての変化の過程をあらゆる概念のこととしている。
	みんなの教室 p. 48	すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができるしくみのこと。
ラ行	リカレント教育 p. 30	学校教育を修了し、いったん社会に出た後で、必要に応じて再び行われる高等教育機関を活用する高度で専門的・体系的な教育のことをさす。OECD（経済開発協力機構）が1970年代に提唱した。具体的には、大学の社会人入試制度や夜間の大学院の開設などで、高度な職業人の再教育をめざしている。
	臨床の知 p. 13	「ふれあい教育」が展開されていく過程において、その実践の背景となった考え方で、哲学者の中村雄二郎氏によって提唱された。人が生活するすべての場で、自然や人とかかわる直接的な体験を通して獲得される共存・共生の原理に裏打ちされた「知」のことをさす。

参 考 资 料

1 「かながわ教育ビジョン」に関する計画等について



1 教育振興基本計画と教育ビジョンの関係

神奈川県では、国の教育振興基本計画を参酌し、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」と、本県の総合計画（令和元年度現在「かながわグランドデザイン」）の実施計画に位置付けた教育施策とを併せて、本県の教育振興基本計画としています。

さらに、教育振興基本計画に位置付けた教育施策の進行管理については、総合計画の実施計画の進行管理（「評価報告書」「点検報告書」）として行うほか、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に従い、毎年度実施する「教育委員会の点検・評価」において、「第5章 重点的な取組み」に沿って、施策・事業にかかる主な取組みの点検・評価を行っています。

2 総合計画（「かながわグランドデザイン」）と教育ビジョンの関係

「かながわ教育ビジョン」は、県の総合計画（令和元年度現在「かながわグランドデザイン」）における教育分野の個別計画（指針）として、基本理念、人づくりの視点、施策展開の方向性を示しており、具体的な施策・事業は、総合計画の実施計画に位置付けています。

本県では、2007（平成 19）年に、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、「神奈川力構想」（基本構想・実施計画）が策定されました。2012（平成 24）年には「かながわグランドデザイン」として基本構想と第 1 期実施計画、2015（平成 27）年には第 2 期実施計画が、2019（令和元）年には第 3 期実施計画[※]が策定されました。

※ 第 3 期実施計画は 2025 年を目標年次とした「基本構想」の実現に向けて、2019～2022 年度の 4 年間に取り組む政策を示したものです。

県の政策の全体像を総合的・包括的に示す「主要施策」などをまとめた「主要施策・計画推進編」と、喫緊の課題に対応するため先進性や発展性などをもった重点施策を分野横断的に取りまとめ、ねらいや具体的な取組みなどを示した「プロジェクト編」で構成しています。

2 「かながわ教育ビジョン」と「かながわグランドデザイン」第3期実施計画との関係

教育ビジョン第5章における重点的な取組み		関連するグランドデザインのプロジェクト	
		プロジェクト名	主な取組み
I	生涯学習社会における人づくり	3 高齢者	・生涯学習への支援
		9 減災	・学校での防災教育
		10 治安	・交通安全教育
		11 安心	・若年者への消費者教育
		14 学び・教育	・キャリア教育、シチズンシップ教育
		19 多文化共生	・人権教育
		20 協働連携	・県民、NPO、企業、大学等との連携
II	共生社会づくりにかかわる人づくり	4 障がい児・者	・インクルーシブ教育の推進
		13 子ども・青少年	・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置
		14 学び・教育	・医療的ケア
		19 多文化共生	・県立高校等における通訳支援
III	学びを通じた地域の教育力の向上	14 学び・教育	・県立社会教育施設での展示、講座 ・コミュニティ・スクール
IV	子育て・家庭教育への支援	10 治安	・関係機関と連携した児童虐待への対応
		13 子ども・青少年	・小学生の放課後対策の充実
		14 学び・教育	・地域学校協働活動
V	学び高め合う学校教育	14 学び・教育	・グローバル化に対応した教育、情報化に対応した教育
		17 雇用	・県立の専門学科高校における教育内容の充実
		22 環境	・SDGsの達成にもつながる取組み
VI	意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり	14 学び・教育	・教員研修の充実 ・生徒や社会のニーズを踏まえた学科改編
VII	県立学校の教育環境の改善	14 学び・教育	・県立学校の校舎等の耐震化・老朽化対策 ・教員の業務の見直し
VIII	文化芸術・スポーツの振興	1 未病	・県民のライフステージに応じた未病改善の取組み
		2 医療	・がん教育
		15 文化芸術	・鑑賞・参加機会の確保
		16 スポーツ	・豊かなスポーツライフの基礎づくり

資料 1（平成 19 年 8 月策定時）

「かながわ教育ビジョン」づくりに向けて、平成 17 年 11 月の第 1 回かながわ人づくりフォーラムでの「かながわ人づくり宣言」をきっかけに始められた「県民論議」、それを踏まえて県教育委員会がいただいた「提言」や、「県民意見募集」などを中心に、県民の皆様とともに進めてきた取組みの記録や資料などを整理しました。

1 教育ビジョン策定時の状況に関する参考資料	・・・ 1
2 「かながわ教育ビジョン」の策定過程	・・・ 10
3 かながわ人づくり宣言	・・・ 12
4 教育ビジョンづくりに向けた県民論議の展開	・・・ 13
(1) かながわ人づくりフォーラム	・・・ 13
(2) ワークショップ	・・・ 16
(3) 教育イベント	・・・ 18
(4) 県民論議の全体的な状況	・・・ 19
5 かながわの教育ビジョンに関する提言	・・・ 20
6 教育ビジョンの策定基本方針	・・・ 22
7 県民意見募集、意見交換などの展開	・・・ 24
(1) 広報の実績	・・・ 24
(2) 骨子案に対する意見募集	・・・ 24
(3) 素案に対する県民意見募集	・・・ 24
(4) 様々な主体との意見交換	・・・ 24
参考 「神奈川の教育の流れ（昭和 20 年～平成 19 年）」	・・・ 25

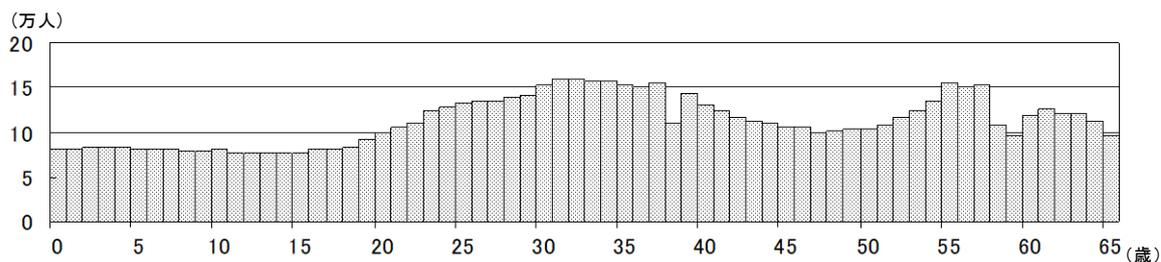
1 教育ビジョン策定時の状況に関する参考資料

1 社会状況の変化

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

かながわの人口は全国よりも遅く 2019 年をピークに、減少に転ずることが予測されています。また、少子化の進行、高齢化の加速により、今後の人口構造に大きな変化が見込まれています。

図1 年齢別神奈川県人口

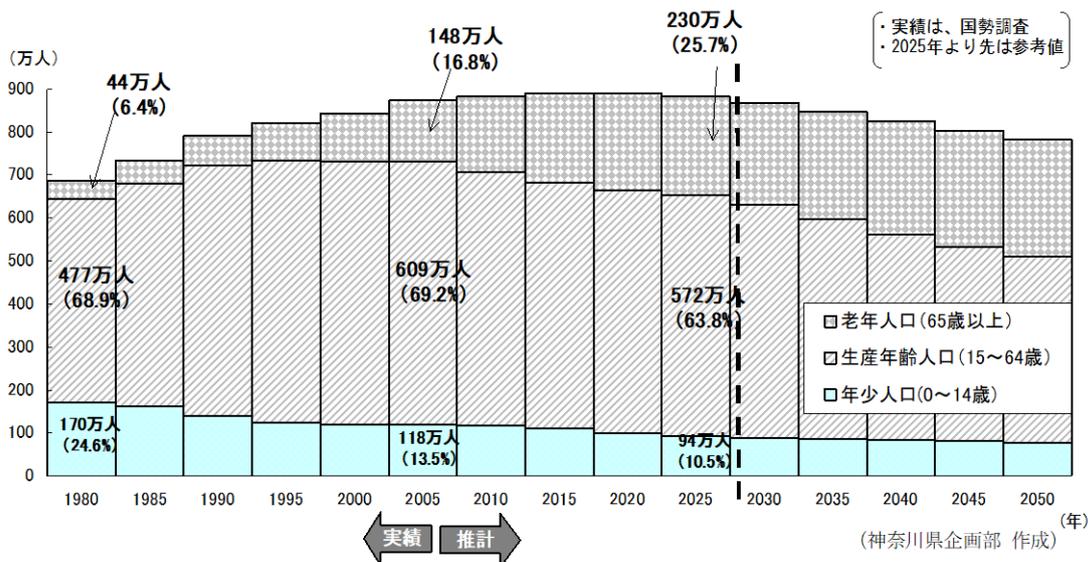


平成 17 年 1 月 1 日現在（神奈川県企画部「神奈川県年齢別、男女別人口」（平成 17 年）より作成）

年少人口は次第に減少し、2005 年の 118 万人が 2025 年には 94 万人程度になると予測されています。

一方、老年人口は、団塊の世代*をはじめ、高度経済成長期に本県に転入してきた世代の高齢化が進行することから、全国を上回るスピードで増加し、2005 年の 148 万人が 2025 年に約 230 万人と、約 1.6 倍になると予測されています。

図2 年齢3区分別人口（県の人口推計）



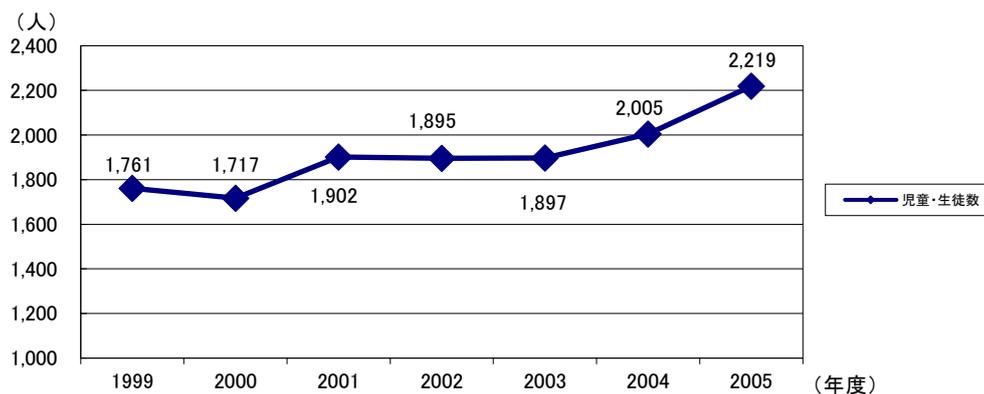
平成 17 年 1 月 1 日現在（神奈川県企画部「神奈川県年齢別、男女別人口」（平成 17 年）より作成）

(2) 国際化と情報化の進展

社会はボーダレス化*が進み、人やモノが国境を越えて、自由に移動するようになってきました。日常的な生活の場面でも、多様な文化や価値観を認め合っていく必要があります。

外国籍県民の増加、定住化が進む中で、学校でも外国につながりのある子どもたちが増えています。

図3 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況（神奈川県）



(文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」より作成)

また、情報化が急速に進み、大人も子どもも疑似的（バーチャル）な体験の中で過ごす機会が、以前より多くなりました。直接的な人と人とのかかわりは減り、これまでは他の人と実際にかかわらなければ済まなかったことでも、インターネットや携帯電話などを用いることで、代替できることが多くなりました。その結果、生活の中で人と人とのかかわり方も、変化してきていると考えられます。

表1 都道府県別情報化指標

都道府県	携帯インターネット人口普及率(%) ※1	順位	携帯電話・PHS契約数人口比(%) ※2	順位
東京都	49.8	1	115.2	1
奈良県	48.8	2	63.1	19
香川県	48.3	3	71.5	8
神奈川県	44.0	4	69.5	10
埼玉県	43.9	5	64.4	16

※1 携帯インターネット＝インターネットに接続できる携帯電話から、インターネット、メール又はウェブアクセス利用目的での利用者数を調査回答者数で除した数値。(平成17年1月～3月の調査結果)

※2 都道府県別携帯電話・PHS契約数(平成16年12月末現在)を住民基本台帳(平成16年3月31日現在)に基づく都道府県別人口で除した数

(総務省「平成17年版情報通信白書」より作成)

(3) 産業・就業構造の変化

産業構造の転換がさらに進み、多様な働き方が広がる中で、若者の勤労観・職業観や企業の雇用形態も変化しています。そうした中で、多様な能力を生かして活躍できる機会が広がる一方、フリーター*などのような非正規雇用の割合も高まり、所得格差の拡大が懸念されています。

新規学卒者の雇用環境は好転しているものの、15～34歳の完全失業率は、他の年代と比べて高い水準にあります。

また、若年層の無業者（いわゆるニート*）の増加が社会問題化しています。

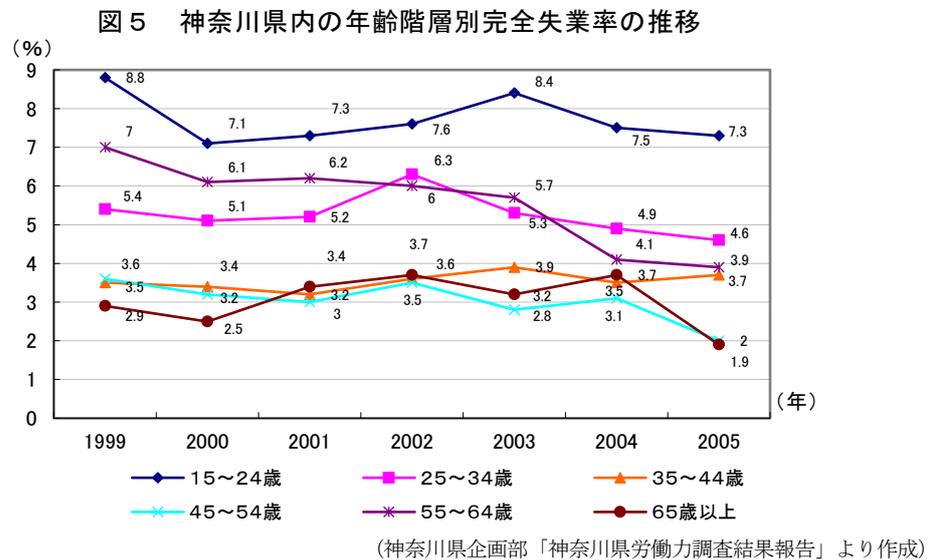
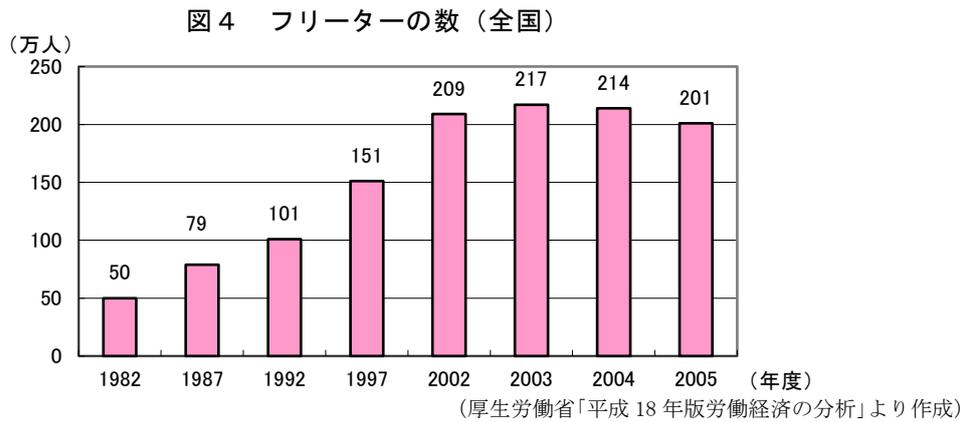
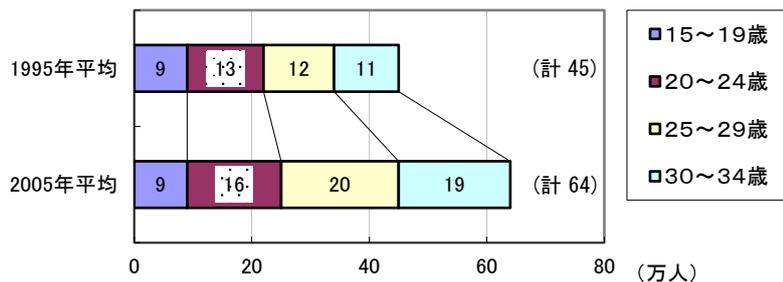


図6 若年層の無業者（いわゆるニート）数の推移（全国）



(4) 地方分権改革の進展

「地域でできることは地域で」行うことを基本に、地方分権改革を推進する取組みが進められています。市町村への権限移譲や市町村合併が進むとともに、県域を越えた広域行政課題へ対応するために、自治体間の連携も進められています。

こうした中で、教育委員会のあり方など、教育に関する国と地方のあり方についても、様々な論議が広がっています。

(5) 多様な主体との協働・連携の拡大

県民ニーズの多様化に伴い、かながわでは、全国的にみても多くの人々が、ボランティアやNPO法人*等の活動を通して、地域の課題に自発的・主体的に取り組んでいます

企業においても、地域や社会に対して積極的に役割や責任を果たすことで、企業価値を高めようとする動きも出てきています。

現代社会の困難な課題を解決に向かわせるには、行政やそこに暮らす人々はもとより、このように自発的・主体的に取り組む人々や企業の力を結集するなど、多様な主体が協働・連携を拡大しながら、新たな公共の役割を担っていくことへの期待が高まっています。

表2 特定非営利活動促進法に基づく認証数

順位	所轄庁名	認証数 (累計)	全国に占める割合 (%)
1	東京都	5,178	17.7
2	大阪府	2,173	7.4
3	神奈川県	1,780	6.1
4	北海道	1,168	4.0
5	兵庫県	1,030	3.5
	全国計	29,203	100

平成10年12月1日から平成18年10月31日累計
(内閣府「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等」(平成18年)より作成)

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 子どもの思いと育ちの姿

子どもたちは、いつの時代にあっても、常に大きな可能性に満ちた存在です。自分に自信がもてれば、新たなことに興味・関心を抱き、積極的に周囲にはたらきかけ、多くのことを吸収し、自分のものにしていくことができます。これは、まわりの大人のかかわり方や社会のあり様から、大きな影響を受けやすい存在ということでもあります。

平成17年度の神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」によると、大人から見た子どもの印象と、子どもが自分自身をどう思うかについては、その意識に大きな差があります。たとえば、「ねばり強さがある」や「社会に役立つとする心や公共心がある」などの項目では、大人が感じている以上に、子どもたちは前向きな思いを抱いています。

子どもたちの表面的な言動に、ともすると大人は目を向けがちですが、子どもの内面にある思いや願いへの理解をもっと深める必要があります。

また、子どもたちは、乳幼児から小・中・高校生と成長していくに従い、まわりの人たちや社会とのかかわりを通して、自分づくりをしていきます。その過程で、多くの課題に直面し、様々な悩みをもちながら、自らを見つめ直していくものです。

こうした過程は、子どもたちにとって自然なことであり、それを乗り越えて、自分らしく生きる力を培うことに対する支援が、周囲の大人には求められているのです。

(課題) 子ども一人ひとりの思いと育ちの姿を、家庭、地域、学校などのまわりの大人がしっかりと見つめ、心の通い合う関係を築きながらかかわっていくことが重要です。

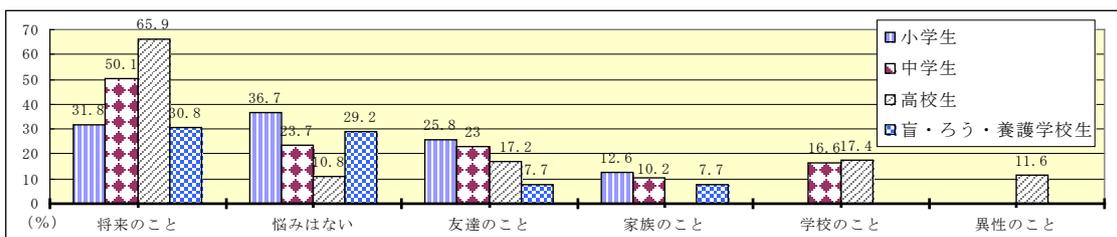
表3 最近の子どもの印象、自分自身をどう思うか

(「そう思う」(大人は + 「どちらかというと思う」) 一部抜粋) (単位: %)

項目	教員	保護者	学校評議員	小学生	中学生	高校生
明るく元気である	88.8	72.8	68.4	60.4	54.8	52.6
自分らしさを持っている	56.1	62.2	40.0	51.8	51.3	54.4
やさしさや思いやりがある	60.5	64.5	43.5	33.7	34.2	41.1
ねばり強さがある	14.4	29.6	12.2	44.3	34.1	35.1
自分一人で選択や判断ができる	12.8	35.5	15.6	37.0	33.7	39.4
社会に役立つとする心や公共心がある	26.4	34.1	23.9	64.9	58.5	47.7
社会のルールやマナーを守っている	45.2	59.2	33.6	40.5	45.7	51.5
食事や睡眠など生活が規則正しい	29.1	35.3	9.1	29.0	25.2	27.0

(神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」(平成17年度)より作成)

図7 悩んでいること（上位5項目、複数回答）



（神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」（平成17年度）より作成）

振り返って、今の子どもたちを見ると、自己肯定感をもてなかつたり、友だちなどと人間関係が上手く築けなかつたりする子がいます。また、将来や友だちのことなどで、様々な悩みやストレスを抱えている子や、学習意欲を失っている子などもあります。

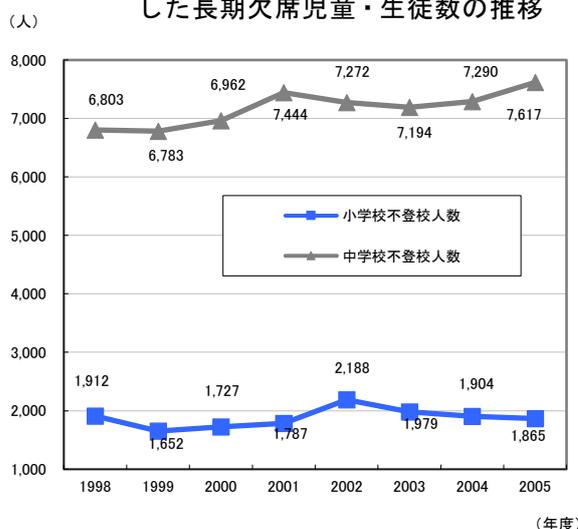
さらに、不登校やいじめなどは減らず、人格や生命の尊厳を傷つける程までに深刻化するものもあり、事態は極めて厳しい状況にあります。また、学校生活になじめず、中途退学をする者もいます。

一方、子どもたちの体力や運動能力は低下傾向にあり、食生活の乱れや肥満傾向にある子どもも増えています。

人づくりを考える上では、このような子どもの深刻な状況にも適切に対応していくことが求められています。

（課題） 子ども一人ひとりが抱える、いじめをはじめとする様々な課題に対して、柔軟で迅速かつ適切に対応できる、組織的な体制づくりが必要です。

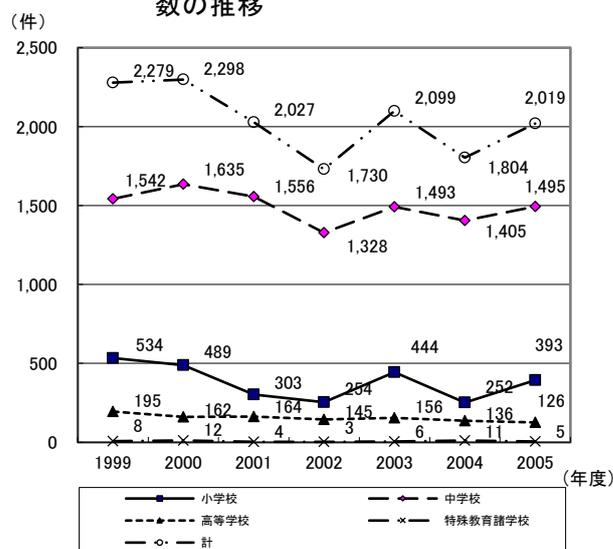
図8 神奈川県内の不登校を理由とした長期欠席児童・生徒数の推移



※国立・公立・私立のすべての小中学校における推移
 ※長期欠席児童・生徒とは、各年度の間に30日以上欠席した児童等

（神奈川県企画部「神奈川県学校基本調査」より作成）

図9 神奈川県内のいじめ発生件数の推移



（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成）

(2) 家庭の教育力の低下

核家族化や少子化が進行し、子どもたちが家庭の中で、きょうだいと切磋琢磨^{せつさくたくま}したり、祖父母の経験から学んだりする機会は著しく減少しました。親^{*}の子育ても、自身の経験の中にそのモデルを見いだすことが難しくなり、手探り状態で行わざるを得ない状況も生まれており、家庭の教育力が低下したと考える人も多くいます。

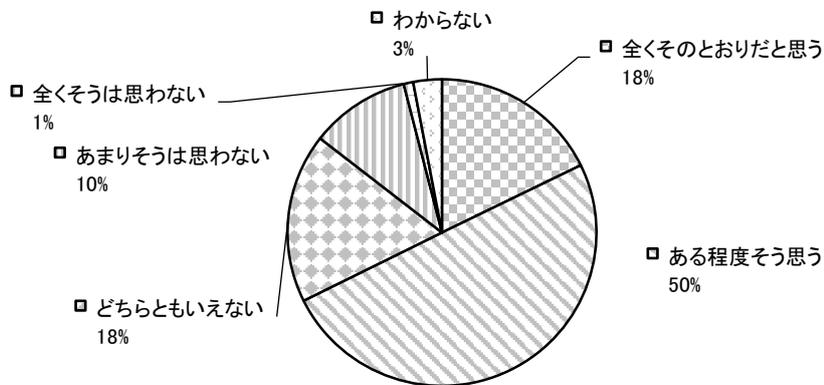
また、無責任な放任や過保護・過干渉は以前より多く見受けられるようになり、虐待を受ける子どもも増えています。

家庭はすべての教育の出発点として、暮らしの営みを通して、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付け、家族への信頼感や思いやる心をはぐくむことで、学校や社会での幅広い学び合いの基盤を築くという、重要な役割を担っています。

※「親」とは、血縁関係の親のみならず、広く子どもの養育を担う大人のこと

(課題) 家庭での子育てや教育を改めて見つめ直し、次代を担う子どもを育てることの大切さを共有できる環境づくりが必要です。

図 10 家庭の教育力の低下について



(国立教育政策研究所「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年度)より作成)

(3) 地域の連帯感の希薄化

都市化や核家族化の進行、共働き世帯の増加や、少子化の進行などにより、異年齢の子ども同士や異世代の人との交流が減少し、隣近所や地域の連帯感が希薄化してきました。

子どもたちが豊かな学びを実感するには、家庭や学校以外にも、身近な学びの場や子どもの居場所が必要です。

(課題) 学び合い、教え合うことから生まれる、協働と信頼に根ざした新しい地域の姿の創出が求められています。

表4 地域の教育力が低下している原因（複数回答）

順位	低下している原因の選択項目	回答率 (%)
1	個人主義が浸透してきているので（他人の関与を歓迎しない）	56.1
2	地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに対する抵抗が増しているため	33.7
3	近所の人々が親交を深められる機会が不足しているため	33.2
4	人々の居住地に対する親近感が希薄化しているため	33.1
5	母親の就労が増加しているため	30.1
6	高層住宅（マンション）の普及など居住形態が変化しているため	28.0
7	昔より地域における行事がなくなったため	18.2
8	新しく移住してきた世帯が増加しているため	13.4
9	近所の人たちの連帯感を培うリーダーが不足しているため	8.8
10	労働時間が長くなってきているため	7.8
11	転勤等で転居が頻繁になっているため	6.2
12	父親の家庭の教育や地域活動への参加が不足しているため	6.0
13	学生時代の友人、趣味のグループの仲間など、人々の行動範囲が広域化しているため	5.0

（文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」（平成17年度）より作成）

(4) 様々なニーズへの対応が求められる学校

学校では、社会状況の変化や、子どもたちの様々な育ちを背景に、一人ひとりの個性や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うとともに、家庭や地域からの多様化するニーズに迅速かつ的確に応えていく必要があります。

そのため、教職員には、これまで以上に高い自覚と責任、専門性などが求められています。

教職員はそうしたことに意欲的に取り組んでいますが、このような様々なニーズに対応することに追われ、子どもたち一人ひとりに向き合うことや、教材研究、自己研さんを積むことに十分な時間を確保できにくくなっている面もあります。

さらに、発達障害など、多様な支援を必要とする子どもも以前より増えており、このような視点からの対応も求められています。

(課題) 教職員が子ども一人ひとりにしっかりと向き合える学校運営や、教職員同士が課題や目標などを共有し、個々の経験や持ち味を生かし合い、一体となって取り組むことのできる、組織力の高い学校づくりを進めていく必要があります。

表5 教員が日々の業務で感じていること（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計上位5項目）

順位	小学校	中学校	高等学校	盲・ろう・養護学校
1位	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった (81.1%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった (87.0%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった (87.6%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある (70.2%)
2位	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり、対応に苦慮している (80.2%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している (84.5%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある (85.6%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった (67.6%)
3位	児童・生徒の問題行動に、どこまで対応するのか迷うことが多くなった (60.8%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある (77.3%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している (59.3%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している (58.5%)
4位	教員間での仕事の分担や業務量に差がある (59.4%)	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった (56.3%)	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった (53.7%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多くなった (46.8%)
5位	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった (54.7%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多くなった (55.0%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多くなった (53.1%)	人間関係での悩みごとが増えた (39.4%)

（神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」（平成17年度）より作成）

(5) 生涯を通じた「学び」への対応

人は、大人になっても学び続けることで、生涯にわたり成長し、発達し続けます。

これまでも、生涯を通じた学習や、スポーツや文化活動の考え方が浸透し、活動の機会が広がってきましたが、団塊の世代を含め今後ますます高齢化が進む中で、生きがいをもち、心豊かにうるおいのある人生を送りたいという県民の思いや願いは、一層高まることが見込まれます。

（課題） 働く人や高齢者など、だれもがどこの地域でも気軽に学び続けることや、学び直しのできる場や機会をつくる必要があります。

2 「かながわ教育ビジョン」の策定過程

教育ビジョンづくりに向けた県民論議の展開

平成17年11月5日 第1回かながわ人づくりフォーラム
参加者数308人

平成18年2月～7月
ワークショップ・教育イベントによる県民論議

- ワークショップ(19回延べ726人)
 - A: 少子化時代に対応した家庭教育を支える子育て環境づくり
 - B: 学ぶ楽しさやわかる喜びが実感できる学校づくり
 - C: 生涯を通じた自分づくりを応援する環境づくり
- 教育イベント(4回延べ962人)
 - 3月11日 演劇ワークショップ
 - 5月3日 海人丸移動環境教室
 - 5月27日 親子体操
 - 6月17日 演劇ワークショップ・高校生と県教育委員との教育論議

◎参加者数合計1,688人
意見・提案件数435件

平成18年8月26日 第2回かながわ人づくりフォーラム
参加者数356人

平成18年11月5日 第3回かながわ人づくりフォーラム
参加者数257人

◎かながわ人づくりフォーラムによる県民論議
全3回の参加者数合計 921人
意見・提案件数 165件

県民論議による意見・提案件数
709件

電子会議室

平成18年3月～9月

平成19年1月～7月

◎109件の意見

教育ビジョン策定の流れ

平成17年11月

かながわ人づくり宣言

県教育委員会

平成18年2月

教育に関する学校関係者向け意識調査
報告書 (調査実施平成17年8～10月)

県教育委員会

かながわの教育ビジョンに関する提言
(概要)

地域・家庭・学校
つむぐ おりなす
かながわの人づくり

夢育てる思いを重ね合う
夢持てる学校役割が響き合う
夢育てる。夢は継げる

平成18年8月26日

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会

「かながわ人
づくりフォー
ラム運営推
進委員会」に
よる
まとめ

平成18年8月

かながわの教育ビジョンに関する提言

かながわ人づく
りフォーラム運
営推進委員会

平成18年10月

教育ビジョン策定の基本方針・骨子案

県教育委員会

平成18年12月

教育ビジョン 素案

県教育委員会

平成19年3月

教育ビジョン 素案(修正版)・[概要版]

県教育委員会

平成19年7月

教育ビジョン 最終案

県教育委員会

かながわ教育ビジョン 策定

県教育委員会

意見・提案の総数 **2,927** 件

表紙の絵のように、県民論議などの成果を一つひとつ組み合わせながら、かながわらしい人づくりの指針となる教育ビジョンができました。

県民意見募集、意見交換(市町村教育委員会、教育関係団体、民間企業関係団体等)などの展開

<意見交換>

平成18年3月～6月
「かながわ人づくり宣言」及び「教育に関する学校関係者向け意識調査」などの内容をもとに44回実施

<意見交換>

平成18年10月～12月
「かながわの教育ビジョンに関する提言」及び「かながわ教育ビジョン(仮称)」「(骨子案)」などの内容をもとに35回実施

<意見交換>

平成18年12月～平成19年2月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」「(素案)」などの内容をもとに22回実施

<意見交換>

平成19年3月～6月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」「素案(修正版)」などの内容をもとに32回実施

<意見募集・照会>

平成18年10月～11月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」「(骨子案)」の内容をもとにした意見募集及び教育関係団体への意見照会

意見・提案件数 522件

<県民意見募集>

平成18年12月～平成19年2月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」「(素案)」の内容をもとにした県民意見募集

意見・提案件数 630件

◎県民意見募集など

意見・提案件数 1,152件

◎意見交換

回数合計 133回
意見・提案件数 1,066件

**県民意見募集や意見交換などによる意見・提案件数
2,218件**



3 かながわ人づくり宣言

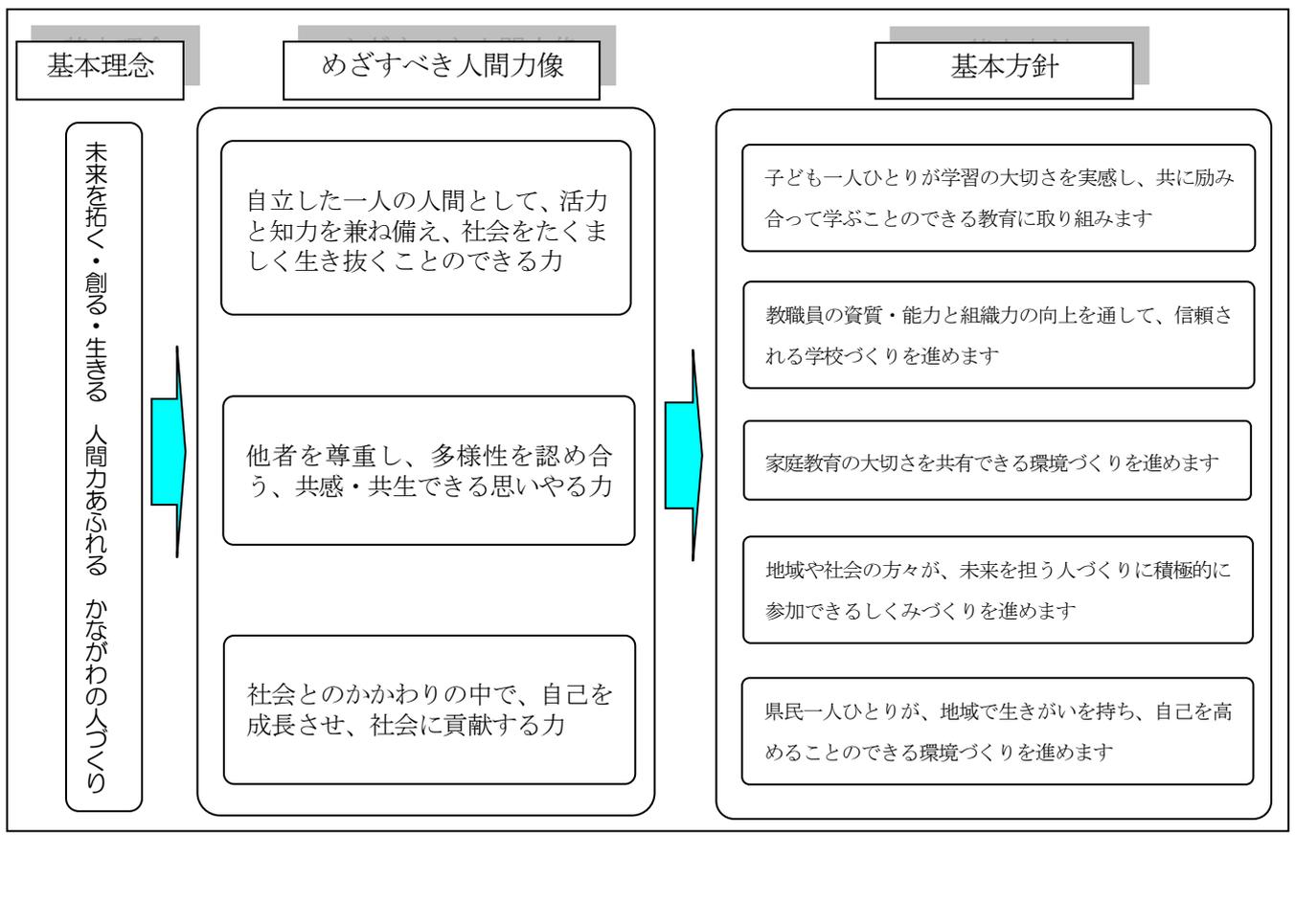
協働・連携による人づくりを進めることのできる教育ビジョンの策定をめざして、平成17年11月に県教育委員会が表明しました。（以下は、一部抜粋）

かながわ人づくり宣言

神奈川県教育委員会では、中長期的な視点から、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、教育ビジョンづくりに取り組むこととしました。そのスタートとして、「かながわ人づくり宣言」をアピールします。

このアピールを契機として、今後、県民の皆さんと大いに議論し、神奈川における教育ビジョンを取りまとめていきたいと考えています。

（「かながわ人づくり宣言」の体系図）



4 教育ビジョンづくりに向けた県民論議の展開

かながわ人づくりフォーラムや、ワークショップ、教育イベントを開催し、多くの県民の皆様や教育関係者などと、論議を重ねました。

(1) かながわ人づくりフォーラム

平成17年11月から、翌18年11月まで、3回にわたり、教育ビジョン策定に向けた論議を、多くの県民の皆様や教育関係者などで行いました。

ア 第1回かながわ人づくりフォーラム

県教育委員会として「かながわ人づくり宣言」を表明し、これを契機に県民の皆様に広く議論を呼びかけ、県民との協働による教育ビジョンづくりを開始しました。

日時：平成17年11月5日(土) 場所：県立横浜平沼高校・小ホール

参加者数：308人

- ・「かながわ人づくり宣言」(県教育委員会のアピール)
- ・かながわの教育の現状と課題(課題提起)
- ・教育論議「かながわで育つ、かながわで育てる」



イ 第2回かながわ人づくりフォーラム

県民論議の成果をかながわ人づくりフォーラム運営推進委員会が取りまとめ、「かながわの教育ビジョンに関する提言」として県教育委員会に提言しました。

日時：平成18年8月26日(土) 場所：県立青少年センター・ホール

参加者数：356人

- ・県民論議の成果報告
- ・「かながわの教育ビジョンに関する提言」(かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の公表)
- ・教育論議「今後の教育ビジョン策定に向けて」



ウ 第3回かながわ人づくりフォーラム

教育ビジョン骨子案の内容を紹介するとともに、家庭、地域、学校、企業、市町村からパネリストを招き、骨子案に基づくパネルディスカッションと教育論議を展開しました。

日時：平成18年11月5日(日) 場所：厚木市総合福祉センター・ホール

参加者数：257人

- ・「かながわ教育ビジョン(仮称)」(骨子案)の説明
- ・パネルディスカッション「教育ビジョンへの期待」
- ・教育論議「今後の教育ビジョン策定に向けて」



エ かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会は、県民論議を推進するため、ワークショップなどを主催し、その成果を「かながわの教育ビジョンに関する提言」として取りまとめました。

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会名簿

(五十音順 ◎－委員長 ○－副委員長)

氏 名	職 名
荒木 汰久治	アウトリガーカヌークラブ湘南葉山主宰者
伊藤 昭彦	県立横浜清陵総合高等学校教頭
入江 礼子	共立女子大学家政学部教授
太田 てる子	主婦
金子 佳代子	横浜国立大学教育人間科学部学校教育課程教授
○佐藤 晴雄	日本大学文理学部教育学科教授
佐藤 弘道	第一保育短期大学講師
鈴木 美喜	平塚市教育研究所指導主事
陶山 寧子	横浜市立大学附属病院小児精神神経科医師
◎高木 展郎	横浜国立大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教授
田代 正樹	株式会社たしろ薬品社長
千々布 敏弥	国立教育政策研究所研究企画部総括研究官
鶴岡 貴美子	逗子市立久木中学校教育相談員
當島 茂登	国立特殊教育総合研究所教育支援研究部総括研究員
林 義亮	神奈川新聞社編集委員及び論説委員
宮城 まり子	立正大学心理学部教授
横内 謙介	劇団扉座主宰者

(平成 18 年 8 月 「かながわの教育ビジョンに関する提言」の公表時)

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 神奈川県における教育課題の解決に向けた取組の方向性について、県民との幅広い論議を通じて協議を行い、次代を担う人づくりの視点を柱とした神奈川の教育ビジョンづくりに向けた提言を行うことを目的として、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) その他教育長が必要と認めた者

3 委員会の設置期限及び委員の任期は、平成19年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 委員会には、委員長と副委員長を置く。

2 委員長は互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議の運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員会で議決を行う場合は、委員の過半数の出席を得、出席した委員の過半数により決する。なお、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があるときに、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(協議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 神奈川県における教育課題の解決に向けた取組の方向性に関すること
- (2) 課題別ワークショップの開催に関すること
- (3) かながわ人づくりフォーラムで行う提言の内容に関すること
- (4) その他教育ビジョンづくりに関すること

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を神奈川県教育委員会教育局教育政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月6日から施行する。

2 この要綱の施行後における最初の委員会は、第4条の規定にかかわらず教育長が招集する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(2) ワークショップ

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の委員が中心となって、一般公募した県民の委員や、当日参加の県民の皆様とともに、次に掲げる3つのテーマに分かれて議論しました。

<p>テーマA：少子化時代に対応した家庭教育を支える子育て環境づくり</p> <p>B：学ぶ楽しさやわかる喜びが実感できる学校づくり</p> <p>C：生涯を通じた自分づくりを応援する環境づくり</p>

ア テーマ別ワークショップ グループ構成員一覧

(◎ファシリテーター=ワークショップの進行促進者)

ワークショップA	ワークショップB	ワークショップC
運営推進委員	運営推進委員	運営推進委員
◎ 入江 礼子	荒木 汰久治	◎ 伊藤 昭彦
◎ 金子 佳代子	鈴木 美喜	太田 てる子
佐藤 弘道	◎ 高木 展郎	◎ 佐藤 晴雄
陶山 寧子	◎ 千々布 敏弥	田代 正樹
◎ 當島 茂登	◎ 鶴岡 貴美子	◎ 宮城 まり子
	林 義亮	横内 謙介
公募委員の人数 8人	公募委員の人数 12人	公募委員の人数 10人
<p>ワークショップA構成員の内訳 <カテゴリー></p> <p>* 運営推進委員 大学教授等 4 医師 1</p> <p>* 公募委員 教員 2(小1 中1) 大学生 1 母親 2 無職 2 その他(幼・保講師) 1</p> <p><年代></p> <p>10代 0 20代 1 30代 3 40代 2 50代 5 60代 2</p> <p><男女></p> <p>男性 7 女性 6</p>	<p>ワークショップB構成員の内訳 <カテゴリー></p> <p>* 運営推進委員 大学教授等 2 報道関係 1 教員 1(小) 冒険家 1 NPO職員 1</p> <p>* 公募委員 教員 4(小1 中1 高2) 高校生 2 大学生 1 母親 1 会社員 1 福祉職 1 NPO職員 1 市民ボランティア 1</p> <p><年代></p> <p>10代 2 20代 2 30代 2 40代 7 50代 4 60代 1</p> <p><男女></p> <p>男性 11 女性 7</p>	<p>ワークショップC構成員の内訳 <カテゴリー></p> <p>* 運営推進委員 大学教授等 2 劇作家 1 教員 1(高) 主婦 1 会社経営 1</p> <p>* 公募委員 教員 3(中1 高2) 大学生 3 会社員 1 無職 1 公務員 2</p> <p><年代></p> <p>10代 1 20代 2 30代 1 40代 8 50代 3 60代 1</p> <p><男女></p> <p>男性 12 女性 4</p>



テーマ別ワークショップの様子



ワークショップ全体会の様子

イ ワークショップの開催実績一覧

日程	会場	主なプログラム	参加者数(人)
平成18年 2月11日(土)	県自治総合研究センター (横浜市栄区小菅ヶ谷)	○全体会(オリエンテーション) ○テーマ別ワークショップA・B・C	106
平成18年 3月19日(日)	県自治総合研究センター (横浜市栄区小菅ヶ谷)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○AとB共通テーマによる合同ワークショップ 『『小1プロブレム』を考える!』	80 51
平成18年 4月22日(土)	県立総合教育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA・C ○AとC共通テーマによる合同ワークショップ 「家庭の教育力の再生と新たな地域づくりを考える!」	65 71
平成18年 5月3日(水)	県立近代美術館葉山館 (葉山町一色)	○テーマ別ワークショップB	41
平成18年 5月27日(土)	県立体育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA	35
平成18年 6月3日(土)	県立総合教育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○BとC共通テーマによる合同ワークショップ 「子どもの学びと生き方・進路と一体化に向けたキャリア教育を考える!」	99 74
平成18年 7月1日(土)	波止場会館 (横浜市中区海岸通)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○全体会(まとめ)	104
合 計 (参加者延べ人数)			726

ウ ワークショップで主に論議された事項

ワーク ショップ	論議された事項
A	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに悩み孤立する親の増加などの課題が提起され、地域ぐるみで子育て・家庭教育を支援すること、企業や社会に対する子育て家庭への理解を促進することなどについて論議された。 ・親子のかかわり方の変容、基本的な生活習慣を身に付けるための家庭の教育力の低下などの課題が提起され、親が子どもの発達に応じた自らの役割を理解すること、日常生活体験を豊かにすること、他人を思いやる心を育むことなどについて論議された。
B	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習意欲、コミュニケーション能力の低下などの課題が提起され、基礎・基本を押さえ、わかる喜びを実感できる教育、体験を通して他者理解や思いやりを育てる教育を行うことなどについて論議された。 ・学校理解、保護者や地域との信頼関係が十分でないなどの課題が提起され、学校を保護者や地域に開き、協力を求めることなどについて論議された。 ・教師の孤立化、自覚や責任感・使命感の希薄化などの課題が提起され、学校内外の研修体制の充実による教師の指導力向上、教師の活動実践の適正な評価などについて論議された。
C	<ul style="list-style-type: none"> ・自分づくりや子どもの成長に大きな役割を果たしてきた地域の教育力の低下などの課題が提起され、地域の様々な人々がかかわれる場や機会をつくること、地域・家庭・学校をつなぐ人材を育成することなどについて論議された。 ・フリーターやニートになる若者の増加、生涯を通して自己を高める意欲の低下などの課題が提起され、地域・家庭・学校が協働して、若者の自立支援に向けた生きることや働くことにかかわる教育(キャリア教育)を進めること、多様な学習ニーズに対応できる場や、機会をつくることなどについて論議された。

(3) 教育イベント

参加者が体験を通じて得られた気づきなどをワークショップの議論に生かし、自らの人づくりをめぐる課題解決の端緒とすることもできるよう、他者との関係(コミュニケーション)、自然からの学び、親子のつながりなどをテーマに開催しました。

教育イベント開催実績一覧

日程	会場	主なプログラム	参加者数(人)
平成18年 3月11日(土)	県立青少年センター (横浜市西区紅葉坂)	教育イベント(ワークショップC) 劇作家 横内謙介さんによる体験的演劇ワークショップ 『発見！ 私のチカラ・新たなステージ』	85
平成18年 5月3日(水)	一色海岸 県立近代美術館 葉山館 (葉山町一色)	教育イベント(ワークショップB) 海洋冒険家 荒木汰久治さんによる 『海人丸 移動環境教室』 <small>うみんちゅまる</small>	110
平成18年 5月27日(土)	県立体育センター (藤沢市善行)	教育イベント(ワークショップA) 佐藤弘道さんによる 『弘道おにいさんと親子体操で子育てを考えよう』	620
平成18年 6月17日(土)	県立小田原高校 (小田原市城山)	教育イベント(ワークショップB) 劇作家 横内謙介さんによる体験的演劇ワークショップ 『かかわる楽しさ、伝え合う心』 高校生と教育委員との教育論議 『かながわの教育を考える』	147
合 計 (参加者延べ人数)			962



『発見！ 私のチカラ・新たなステージ』の様子



うみんちゅまる
『海人丸 移動環境教室』の様子



『弘道おにいさんと親子体操で子育てを考えよう』の様子



『かながわの教育を考える』の様子

(4) 県民論議の全体的な状況

場 面	期 間	参加者数 (人)	意見・提案 件数 (件)
かながわ人づくりフォーラム	平成17年11月5日 平成18年8月26日 平成18年11月5日 〔3回〕	921	165
ワークショップ及び教育イベント	平成18年2月11日 ～7月1日 〔ワークショップ 19回〕 〔教育イベント 4回〕	1,688	435
電子会議室	平成18年3月30日 ～9月30日 平成19年1月18日 ～7月23日	—	109
合 計 (参加者延べ人数／意見・提案件数)		2,609	709

(意見・提案件数はアンケートなど、書面で提出されたものの合計)

5 かながわの教育ビジョンに関する提言

かながわ人づくりフォーラムやワークショップ、教育イベントでの県民論議の成果を踏まえ、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会によって、平成18年8月に教育ビジョン策定に向けた提言がまとめられました。（以下は、一部抜粋）

1 提言がめざす方向

私たちは、今回の県民論議を通じて、参加者の皆さまが最も必要と感じていることを次のテーマで表しました。

地域・家庭・学校

つむぐ おりなす かながわの人づくり

○育てる思いを重ね合う ○持ち味や役割が響き合う ○学び合う、学び続ける

これは、地域、家庭、学校が協働し、それぞれの特徴や役割をいかして、これからのかながわの人づくりを、共に考え、実行していこうという願いを込めたものです。

『つむぐ』とは、繊維を引き出して、よって糸にする。『おりなす』とは、糸を織って、美しい模様を織り上げる。』という意味で、未来を担う子どもたち一人ひとりの、それぞれの個性やよさをいかしつつ、まわりの大人たちが様々にかかわり合いながら大切に育てていくさまを表すとともに、子どもたち自身や大人たちも、そこから互いに学び合い、さらに生涯を通じて学び続けることで成長を遂げていく大切さ、すばらしさを表現したものです。



かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会から、県教育委員会への提言手交

これまで、教育というと、その多くを学校が担ってきました。しかし、人の教育という営みは、本来、生涯にわたって様々な場面で行われるものであり、学校のみですべてを行うことはできません。また一方で、学校は、地域の中にあり、家庭とも直接的な関係をもっている存在です。

そこで、地域ができること、家庭ができること、学校ができること、それぞれの役割を明確にした上で、補完し合いながら協働し、子どもを育てていくことが重要となります。その際、それぞれの立場や役割の違いを自覚しつつも、子どもを育てるとして共通の方向性、ビジョンをもつことが必要です。

人は一人では生きていけません。まわりの様々な人とかかわりながら、影響を受けたり、与えたりしながら成長していきます。次代を担う子どもたちに対しても、すべての人々がこのような自覚と責任をもち、かかわっていくことが大切です。そうした行動が、大人自身の学びにもつながり、今を生活していることを実感することになるのです。

このような思いを、地域、家庭、学校というつながりの中で、重ね合い、響き合い、学び合うことで、実現していきたいと考えています。

なお、サブテーマでは「合う」という表現を用いています。双方向性を有する、このような学びの力が発揮されるようになると、学校教育にも新たな学びが加わり、これまでの内容を再構成していくこととなります。人づくりを通じた、このような協働が進めば、学校だけで果たせなかった新たな教育の地平が広がっていくことになると確信しています。



提言の概要（パンフレット）より

2 提言の全体構成

提言がめざす方向

地域 ・ 家庭 ・ 学校

つむぐ おりなす かながわの人づくり

○育てる思いを重ね合う ○持ち味や役割が響き合う ○学び合う、学び続ける

1 地域に根ざした新たな教育コミュニティづくり

視点1 新たな教育コミュニティづくり

提言 1 地域の人々が相互にかかわれる場づくりを進める

提言 2 地域・家庭・学校をつなぐ人材を育成する

視点2 生涯を通じた自分づくりの応援

提言 3 多様な学習ニーズに対応できる場や機会をつくり、情報を提供する

提言 4 子どもの時から生きることや働くことの大切さを考え、実感できる環境づくり

提言 5 一人ひとりが健康・体力を増進させ、生活の質を高める

視点3 かながわの文化芸術・スポーツの振興

提言 6 かながわの文化芸術を継承・発展させ、生活に根付かせる

提言 7 生活の中で身近に運動やスポーツができる場や機会づくりを進める

2 みんなで子育て・家庭教育を支える社会づくり

視点4 子どもの心とからだを育てる家庭教育

提言 8 子どもの発達に応じた親や家庭教育のあり方を考える

提言 9 他者とかかわる楽しさや思いやる心を育てる体験を大切にする

提言 10 家族や家庭を大切にする心や態度を育成する

視点5 少子化時代の子育て・家庭教育への支援

提言 11 子育て・家庭教育を支えるコミュニティづくりを進める

提言 12 幼稚園や保育所、学校における子育て支援を充実する

提言 13 企業や社会が子育ての理解を深め、行動する

3 子どもが成長する場としての学校づくり

視点6 学ぶ楽しさやわかる喜びが実感できる学校教育

提言 14 心を育て、たくましく生きる力を育てる教育を推進する

提言 15 学ぶ大切さを理解し、意欲をもつてのぞめる教育活動を進める

提言 16 基礎・基本をしっかり身に付ける授業づくりに取り組む

視点7 協働と信頼に根ざした学校運営

提言 17 学校の実態に即した創意工夫のある学校づくりを進める

提言 18 多様な教育的ニーズにこたえ、必要な支援を行える環境を整える

提言 19 学校を保護者や地域に開き、情報公開して協力を求める

提言 20 学校評価をいかした効果的な学校経営を行う

視点8 人づくりを担う教職員の確保と育成

提言 21 豊かな人間性と専門性を身に付けた教職員の養成や確保を図る

提言 22 授業研究をいかした新たな校内研修づくりを進める

提言 23 得意分野をもった個性豊かで高い実践的指導力のある教職員を育成する

提言 24 教師の活動実践や研修成果等をいかした人事等のシステムづくりを進める

6 教育ビジョンの策定基本方針

県教育委員会は、「かながわの教育ビジョンに関する提言」を受け、平成 18 年 10 月に教育ビジョン策定に向けた基本方針を発表しました。

「かながわ教育ビジョン（仮称）」策定基本方針

1 趣旨

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、国際化や情報化の進展、産業・就業構造の変容、様々な格差の広がりなど、現代社会は、様々な分野が関連し合い大きな変化が生じている。このような時代にあって、次代を担う子どもたちの育成の重要性がますます高まっている。

一方、子どもたちをめぐる状況も大きく変わってきている。社会性や規範意識の低下に対する危惧、学力伸長や学習意欲をめぐる課題をはじめ、不登校やいじめ、暴力行為などの問題、家庭や地域の教育力をめぐる課題のほか、若者の自立をめぐる問題などが生じている。

こうした状況を踏まえ、すべての県民とともに、明日のかながわを担う人づくりを進めるための総合的な指針となる、「かながわ教育ビジョン（仮称）」（以下「教育ビジョン」という。）を策定する。

2 教育ビジョン策定の基本的考え方

次代を担う子どもたちの育成には、生涯を通じた人づくりの視点が重要である。

神奈川県教育委員会では、家庭・学校・社会へと続く成長の過程で、様々な人々がその役割と責任を自覚し、主体的に人づくりにかかわり、協働・連携を進めることのできる教育ビジョンを策定するため、策定作業に先立ち、平成 17 年 11 月に「かながわ人づくり宣言」を表明した。

この宣言を契機とし、平成 18 年 7 月まで県民論議が継続的に行われた。

平成 18 年 8 月には、県民論議を推進した「かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会」から、「かながわの教育ビジョンに関する提言」を受け取った。

教育ビジョンは、この提言を真摯に受け止め、策定する。

3 教育ビジョンの全体構成

(1) 教育ビジョンの基本的性格

- ① 今後の本県教育を推進するための総合的な指針となるとともに、神奈川県教育委員会として、市町村や関係団体等のもとよりすべての県民と、共有・共感に基づく協働・連携を進め、一体となった施策を展開していくことのできるものをめざす。
- ② 新たな総合計画との関係においては、教育分野における個別計画（指針）となり、教育ビジョンを受けて取り組む具体的な施策・事業については、総合計画の実施計画に位置づけ、実行性のあるものとして着実な推進を図る。

<※次ページ図参照>

- ③ これまで、本県教育の根幹を成してきた「ふれあい教育」の理念は基本的に継承するが、これからの時代に対応できる新たな理念を明らかにする。

(2) 教育ビジョンの見すえる期間

新たな総合計画との整合を図り、概ね 20 年間を見すえることとする。

(3) 教育ビジョンの全体構成

教育ビジョンの構成は、次の 4 章からなる。

第 1 章 「教育ビジョン策定の背景」とし、本県の教育を取り巻く現状と課題を整理する。

第 2 章 「基本理念」及び「教育目標」とし、本県がめざす教育のすがたを明らかにする。

第 3 章 「基本的視点」とし、生涯を通じた人づくりの方向性を明らかにし、具体的な成長の段階に応じた主な教育の主体のかかわりを整理する。

第 4 章 「施策の基本方向」とし、県の施策を展開するにあたっての基本方針を示し、施策の基本方向を体系的に整理する。
なお、県民論議の成果である「かながわの教育ビジョンに関する提言」の内容については、第 3 章「基本的視点」

及び第4章「施策の基本方向」を中心に反映させるものとする。また、具体的な取組みにかかわるものについては、今後の推進過程の中で、適宜その反映に努めることとする。

4 県民協働・県民参加による教育ビジョンづくり

今回の教育ビジョンづくりは、一から県民とつくり上げるため、策定作業に先立ち県民論議を始めたが、今後の策定作業の各段階においても、市町村や関係団体等をはじめ、広く県民との論議を重ねながら教育ビジョンづくりを進める。

5 教育ビジョン策定の庁内体制

教育にかかわる課題は、様々な政策分野に及んでいるため、政策会議及び企画調整会議等を活用し、必要な部局間調整を行う。

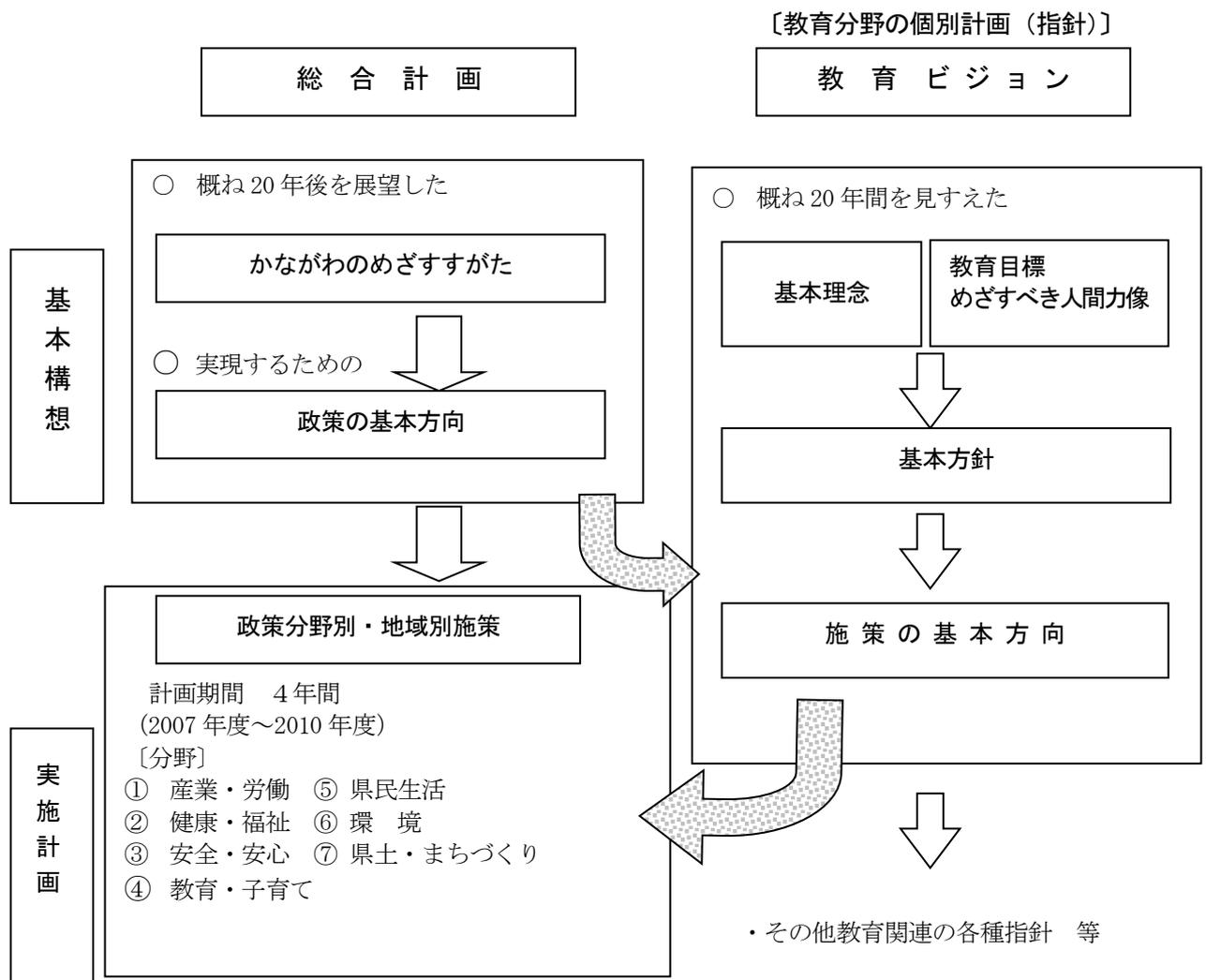
6 教育ビジョン策定のスケジュール

平成18年度中を目途に策定をめざすこととし、スケジュールは別紙に示したとおりとする。

7 その他

この基本方針に定めるもののほか、教育ビジョンの策定及び推進にあたり、必要な事項及び手続き等については、別に定める。

【新たな総合計画と教育ビジョンの関係について】



7 県民意見募集、意見交換などの展開

冊子やリーフレットの配布をはじめ、多様な媒体を利用した情報提供を行い、県民の皆様から、数多くの意見・提案をいただきました。また、人づくりにかかわる様々な主体と、継続的に意見交換を進めました。

(1) 広報の実績

- ・冊子やリーフレットの配布
- ・「県のたより」での紹介
- ・テレビ・ラジオでの放送
- ・新聞での広報
- ・ホームページによる意見等の募集

(2) 骨子案に対する意見募集

ア 募集期間

平成18年10月12日～11月30日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

162人・団体、522件

(3) 素案に対する県民意見募集

ア 募集期間

平成18年12月26日～平成19年2月5日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

344人・団体、630件

ウ 教育ビジョン名称の募集

県民の皆様からの提案を踏まえ、「かながわ教育ビジョン」に決定しました。

エ 意見などの反映状況

県民の皆様からの意見などの反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成し、県政情報センターなどに備え付けます。また、教育ビジョンのホームページでも見ることができます。

内 容	意見・提案件数 (件)
教育ビジョン全般に関するもの	127
教育ビジョン策定の背景に関するもの	56
基本理念・教育目標に関するもの	73
人づくりの視点に関するもの	96
展開の方向に関するもの	92
重点的な取組みに関するもの	89
教育ビジョンの推進に関するもの	23
教育ビジョンの名称に関するもの	62
その他	12
合 計	630

(4) 様々な主体との意見交換

平成18年3月14日～平成19年6月19日

区 分	回 数 (回)	意見・提案件数 (件)
学校教職員	19	1,066
公立小・中学校PTA、県立学校PTA	14	
公立小・中学校校長会、県立学校校長会	57	
市町村教育委員会	31	
企業・事業所経営者団体	7	
NPOなど教育関係団体	5	
合 計	133	

(意見・提案件数は意見交換などの際に、書面で提出されたものの合計)

参考

神奈川の教育の流れ（昭和20年～昭和46年）

	昭和20年	昭和27年	昭和46年
社会情勢	○GHQ、民主化に向けた「五大改革」を指令(S20) ※教育の自由化 ○第1次ベビーブーム(S22-25) ○朝鮮戦争の勃発と特需景気(S25) ○サンフランシスコ講和条約締結(S27)	○ソ連人工衛星打ち上げ成功(S32.「スプートニク・ショック」) ○東京オリンピック(S39) ○学生運動の高等学校への波及（高校紛争 S44) ○第2次ベビーブーム(S46-49)	
県政	(歴代公選知事) 内山岩太郎県政 (昭和22年～42年) → 津田文吾県政 (昭和42年～50年)		
	神奈川県総合開発計画【昭和30年第一次策定、34年第二次策定、40年第三次策定、44年第三次改定】		

	昭和20年	昭和27年	昭和46年
県の教育動向	<p>【戦後教育の再建】</p> <p>【概観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戦後、神奈川軍政部を中心に教育の民主化の推進 (昭和21年に、ペーカーに代わり、マックマナスが本県の教育担当官に就任) ○新学制に基づく、戦後の学校教育の展開 ○昭和23年に神奈川県教育委員会が発足し、公選制による教育委員会制度の下で学校教育や社会教育の展開 ※横浜市教育委員会の発足(S23) ○学校教育では、昭和27年に「神奈川県公立学校教育目標」(1.心身ともに健康な人になる、2.基礎的な生活技能をもつ人になる、3.教養と情操のゆたかな人になる、4.民主的な社会性をもつ人になる、5.職業能力のすぐれた人になる、以上の5項目)の制定 ○社会教育では、スポーツ団体の復活とレクリエーションの普及 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新学制の発足、新制小・中学校のスタート(S22) ○県中学校体育連盟の発足(S22) ○新制高等学校のスタート(S23) ○県教育委員会の発足(S23) ※同年に県教育研究所の設置(S23) ○県高等学校体育連盟の発足(S24) ○昭和24年に『かながわ教育』・『かながわ社会教育』の創刊 (『かながわ教育』は昭和35年に廃刊、同36年から広報紙「教育月報」の発行) ○県学校図書館協議会(SLA)の結成(S25) ○県PTA連絡協議会の結成(S25) ○『神奈川県教育概要』の創刊(S25) ※その後、教育年報等名称の変更 ○公立中学校アチーブメント・テスト実施(S26) ○県立学校教育課程審議会の設置(S26) ○県立近代美術館の設置(S26) ○県文化財保護審議会、県産業教育審議会の設置(S26) ○専任カウンセラーを配置し、生徒指導の充実を促進(S26) 	<p>【経済社会の発展に対応した教育改革】</p> <p>【概観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際復帰後、新教育を見直す中で、任命制の教育委員会制度に移行(S31) ○公立諸学校の校舎建築等に関する教育条件の改善が課題(S40に解消) ○昭和35年以降、都市の過密化・核家族化と相まって、少年非行等の増加 ○学校教育は法的拘束を持つ学習指導要領の下で、系統的な学習が重視され、また高度経済成長や技術革新等を背景に産業教育や理数教育に力点 ○産業教育の振興と近代化、勤労青少年への教育機会の拡大等の施策対応 ○県立栗野養護学校、県立ゆかり養護学校の設置(S33)、県特殊教育の振興の重点化 ○昭和43年、我が国の社会情勢を踏まえ、本県教育行政として4本の推進の柱(1.きめ細かな指導の道をひらこう、2.光をくまなくあてよう、3.豊かな人間性を育てよう、4.よりよい教育の環境をつくろう)を設定 ○社会教育では、県立図書館等の文化施設の設立と県民文化の向上の推進 ○神奈川県教育史編纂事業 ※『神奈川県教育15年』(S40) <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内全市町村に教育委員会の設置(S27) ※全国一斉にスタート ○神奈川県教育委員会事務局を神奈川県庁と改称(S28) ○県立図書館の設置(S29) ※県立音楽堂併設 ○神奈川県文化財保護条例の施行(S30) ※昭和28年制定の旧条例廃止 ○第10回国民体育大会、神奈川県で開催(S30) ○県立高等学校PTA連絡協議会の結成(S32) ○県立武道館の設置(S34) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則、神奈川県公立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則の施行(S35) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の施行(S36) ○県女子体育連盟・県体育指導員連絡協議会の発足(S37) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部改正(幼稚部の設置)の施行(S38) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校への就学事務に関する規程の施行(S39) ○県立教育センターの設置(S39) ○県立博物館の設置(S41) ○県立スポーツ会館の開館、県立藤沢総合運動場を県立体育センターと改称(S43) ○全国に先駆けて、不就学児への「訪問教育」(週4日)の開始(S44) 	

	昭和20年	昭和27年	昭和46年
国の教育動向	<p>〈教育刷新委員会の証言に基づく戦後教育制度の構築〉</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○占領下における教育の民主化 ○児童・生徒は新たな学校制度の下で、経験主義に基づく生活単元学習が展開され、喜びと期待にあふれていたが、教育環境は厳しい状況 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育刷新委員会の設置(S21) (昭和24年、改組・改称して教育刷新審議会) ○民主化の理念の下で、日本国憲法の公布(S21) ○「学習指導要領一般編(試案)」の発行(S22) ○教育基本法・学校教育法の公布(S22) ○教育委員会法の公布(S23) ※教育の地方分権化 ○「保育要領(文部省試案)」の発行(S23) ※幼稚園と保育所での使用前提で作成 ○全国の高校進学率 49%(S23) ○教育公務員特例法の公布(S24) ○教育職員免許法の公布(S24) ○社会教育法の公布(S24) ○私立学校法の公布(S24) ○盲学校及び聾学校の就学義務に関する政令の公布(S25) ○文化財保護法の公布(S25) ○地方公務員法の公布(S25) ○児童憲章の制定(S26) ○産業教育振興法の公布(S26) ○「学習指導要領一般編(試案)」の改訂(S26) 	<p>〈教育の量的拡大等に対応した制度〉</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業経済の発展(重厚長大産業)、人材需要の増大と所得水準の向上、教育に対する国民の熱意 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中央教育審議会の設置(S27) ※教育刷新審議会の終了 ○義務教育費国庫負担法の公布(S27) ○学校図書館法、理科教育振興法の公布(S28) ○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の公布(S28) ○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法と教育公務員特例法の一部改正(いわゆる教育2法)、学校給食法の公布(S29) ○小・中学校の「学習指導要領社会科編改訂」の発行(S30) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の発行(S30) ○「幼稚園教育要領」の制定、公立養護学校整備特別措置法の公布(S31) ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の公布(S31) ○盲・聾学校小・中学部の「学習指導要領(一般編)」の通達(S32) ○学校保健法、義務教育諸学校施設費国庫負担法の公布(S33) ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(S33) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S33) ○教科用図書検定基準の告示(S33) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(一般編)」の通達(S35) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S35) ○スポーツ振興法の公布(S36) ○全国一斉学力調査(中学校2・3年)の実施(S36) ○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の公布(S36) ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の公布(S38) ○養護学校小・中学部の「学習指導要領(改訂)」の通達(S38) ○「幼稚園教育要領(改訂)」、盲・聾学校小・中学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S39) ○養護学校中学部の「学習指導要領」の通達(S39) ○オリンピック東京大会の開催(S39) ○盲・聾学校中学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S40) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S41) ○小学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S43) ○中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S44) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S45) ○盲・聾・養護学校小・中学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S46) 	

神奈川の教育の流れ（昭和46年～平成12年）

	昭和46年	昭和59年	平成12年
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ○第1次オイルショック(S48) ○暴走族・シンナー乱用少年数ピーク(S53) ○中学生・高校生の家庭内暴力・喫煙等問題行動の増加(S53) ○川崎市高津区金属バット事件(大学受験浪人の予備校生が両親を撲殺)(S55) 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本で初めてのエイズ患者の確認(S60) ○愛知県で中学2年生がいじめを苦に自殺(H6) ※いじめの深刻化 ○学級崩壊の深刻化(H9) ○中学3年生による神戸での児童連続殺傷事件(H9) 	
県政	津田文吾県政（昭和42年～50年）	長洲一二県政（昭和50年～平成7年）	岡崎 洋県政（平成7年～15年）
	神奈川県新総合計画【昭和48年策定】 新神奈川計画【昭和53年策定、58年改定】 第二次新神奈川計画【昭和62年策定】 かながわ新総合計画21【平成9年策定】		

	昭和46年	昭和59年	平成12年
県の教育動向	<p>【安定成長下の教育改革】</p> <p>【概観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長のひずみが教育界にも現れ、受験競争の激化、「落ちこぼれ」の顕在化、少年非行と犯罪の増加、児童・生徒の自殺等の深刻化 ○昭和49年1～2月の物価高騰により、給食費等の値上げの問題化 ○昭和48年に策定された「神奈川県新総合計画」では、自然尊重と人間性回復を基調とした豊かな地域社会の実現をめざし、「教育・文化の充実」と「働きがいの充実とスポーツ・レクリエーションの普及」を施策の重要な柱として整理 ○昭和53年に策定された「新神奈川計画」では、教育、福祉、医療など「人(ソフト)」中心の計画及び「地方の時代」の創造・実現に向けた計画を特徴とする、従来にはない斬新な発想がうかがえ、「教育の機会均等を確保し、一人ひとりの個性を生かす教育を重視して、人間性豊かな児童生徒の育成につとめる」、「県民が生涯を通じていつでもどこでも学習できる機会と内容の整備をはかる」、「家庭と地域社会の教育機能を回復し、学校、家庭及び地域社会相互の連携を強める」ことの3つの項目を教育の基本構想として整理 ○学校教育における主任制度化と高校教育の課題等を協議会の設置で検討 ○多様な生涯学習のニーズへの対応に向けた実践的な段階に移行 ○神奈川県の教育史編纂事業 <ul style="list-style-type: none"> ・『神奈川県教育史』(通史編2冊、資料編4冊)(S46-54) ・『神奈川県体育史』(S48) ・『神奈川の教育 戦後30年のあゆみ』(本編・補遺編)(S54-55) <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立伊勢原射撃場、県立野外教育センターの設置(S47) ○「高校百校新設計画」の策定(S48) ※昭和62年に計画の完了 ○県立県央地区体育センターの設置(S51) ○県立高等学校教育課程開発研究事業のスタート(S52) ○県立高等学校教育個性化推進事業のスタート(S54) ○県立高等学校交通安全運動推進会議の発足(S55) ※「4プラス1ない運動」の推進 ○県、米国メリーランド州との友好提携協定に調印(S56) ※教育・文化等の交流 ○長洲知事、県民に「騒然たる教育論議」の提唱(S56) ※知事第1アピール ○特殊教育の研修・研究・相談等の機能を担う、県立第二教育センターの設置(S57) ○県立埋蔵文化財センター、県立西湘地区体育センターの設置(S57) ○神奈川の教育を推進する県民会議の発足(S57) ○第1回かながわ高校芸術祭の開催(S57) ○長洲知事、「ふれあい教育」運動の提唱(S58) ※知事第2アピール ○情報公開制度のスタート(S58) 	<p>【臨時教育審議会以降の教育改革】</p> <p>【概観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和59年以降の本県教育は、「ふれあい教育」を中心に、学校、家庭、地域社会の協働による新しい神奈川の教育の創造を目指して取り組む一方で、いじめ問題や少年による自殺の増加、さらには交通安全対策の新たな取組みが課題として浮上 ○平成7年以降は、国際化・情報化への対応など21世紀に向けた教育への展望や県立高校改革の推進が焦点 ○少年犯罪の低年齢化の進行、不登校への対応や児童・生徒の心の教育の問題など、様々な教育課題の顕在化 ○平成9年に策定された「かながわ新総合計画21」では、「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」の創造を新たな県政運営の指針とし、「彩り豊かな生活をめざして」、「1 多彩な文化の振興と創造」、「2 生涯にわたる学習環境づくり」、「3 スポーツのあるまち・くらしづくり」、「4 個性が生きる学校教育の充実」、「5 未来を担う世代の形成」を柱として施策を整理 ○平成10年のかながわ・ゆめ国体を契機としたまちぐるみの生涯スポーツの振興 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1回「自然、人とのふれあい」親と子のつどいの開催(S59) ○県立近代美術館別館、県立体育センター内にスポーツ情報センターの設置(S59) ○県教育庁内に「いじめ対策」検討会議の設置(S60) ○「いじめ」問題対策緊急アピールの発表(S60) ○県教育懇談会、『翔べ！神奈川のこどもたち』(「臨床の知」が基本理念)の発行(H元) ○新たに採用された教員に対する初任者研修の本格実施(H元) ○神奈川県高等学校文化連盟の発足(H元) ○生徒急増期(～H元)から生徒急減期(H2～) ○県立高等学校特色ある高校づくり推進事業のスタート(H2) ○県立高等学校の交通安全運動「4プラス1ない運動」を見直し、「神奈川新運動」(H2) ○長洲知事、「個性・共生・共有」の提唱(H2) ※知事第3アピール ○神奈川県個人情報保護条例及び神奈川県教育委員会が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の施行(H2) ○県立学習・文化情報センターの開設、県生涯学習審議会の設置(H3) ○神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例及び同規則の一部改正(県立神奈川総合高等学校の設置、二学期制)の施行(H6) ○公立中学校アチーブメント・テスト最終(H7) ○県立歴史博物館、県立生命の星・地球博物館の設置(H7) ○県生涯学習情報センターの設置(H9) ○神奈川県高等学校総合文化祭の開催(H10) ※かながわ高校芸術祭の改称 ○第53回国民体育大会かながわ・ゆめ国体の開催(H10) ○「季刊 教育かながわ」の発行(H11) ※「教育月報」の季刊化 ○「活力と魅力ある県立高校を目指して『県立高校改革推進計画』」の発表(H11) 	

	昭和46年	昭和59年	平成12年
国の教育動向	<p>【安定成長下の教育の質的改善】</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経済の安定成長、知識詰め込み型教育の弊害、受験競争の激化、児童・生徒の問題行動 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(46答申)」答申(S46) ※第3の教育改革 ○冬季オリンピック札幌大会の開催(S47) ○養護学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S47) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S47) ○教頭職の法律化(学校教育法の改正)(S49) ○学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の公布(S49) ○主任制の導入(学校教育法施行規則の改正)(S50) ○専修学校設置基準の文部省令の公布(S51) ○教育課程審議会、ゆとりと充実に向けた教育課程の改善の答申(S51) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S52) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S53) ○国公立大学共通一次試験(受験者数約32万人)の実施(S54) ○養護学校の就学義務化(S54) ○盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S54) ○小・中学校40人学級を12年計画での実現に向けてスタート(S55) ○文部省、新学習指導要領の達成度を把握する学力調査の実施(S57) 	<p>【個性重視、生涯学習体系への移行、変化への対応】</p> <p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業構造の変化(知識集約型産業)、国際化・情報化、知識詰め込み型教育の弊害、受験競争の低年齢化、小・中学校のいじめ・不登校の頻発、都市化・核家族化を背景とした家庭の教育力の低下 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨時教育審議会の設置(S59-62) ※第1次(S60)～第4次(S62)の答申 ○補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例に関する法律の公布(義務教育教材費の国庫負担制度の廃止)(S60) ○単位制高等学校の発足(S63) ※岩手県・石川県・長野県 ○教育公務員特例法の改正(初任者研修制度の創設、平成元年4月実施)(S63) ○小・中・高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H元) ○盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H元) ○「幼稚園教育要領(改訂)」の告示(H元) ※昭和39年以来25年ぶりの改訂 ○大学入試センター試験の実施(H2) ○大学設置基準の大綱化(H3) ○学校の週休2日制月1回(第2土曜日を休校)(H4) ※平成4年9月よりスタート ○文部省、業者テストへの対応を含め、中学校進路指導を見直す方針の決定(H4) ○障害児の通級指導の実施(H5) ○児童の権利に関する条約の発効(H6) ○専修学校設置基準改正の公布(H6) ※「専門士」の誕生 ○学校教育法施行規則の一部改正(飛び入学の制度化)(H9) ○学校教育法の一部改正(中等教育学校の創設)(H10) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(この改訂により、「総合的な学習の時間」が新設。高等学校及び盲・聾・養護学校小・中・高等部も同様に設置)(H10) ○「幼稚園教育要領(改訂)」の告示(H10) ○高等学校、盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H11) ○家庭教育手帳・家庭教育ノートの配布(H11) ○地方分権一括法の公布(H11) 	

神奈川の教育の流れ（平成 12 年～平成 19 年）

	平成 12 年		平成 19 年
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ○学力低下論争(H11) ※ゆとり教育批判、文部科学省「学びのすすめ」緊急アピール対応 ○大阪府池田市での大阪教育大学附属池田小学校事件(H13) ※学校安全管理の問題 ○長崎県佐世保市の小学6年生による女児殺傷事件(H16) ※情報活用・情報モラルの教育課題 ○ニートの社会問題化(H16)や格差社会への警鐘(H17) 		
県政	岡崎 洋県政（平成 7 年～15 年） → 松沢成文県政（平成 15 年～） →		
	神奈川力構想・プロジェクト 51【平成 16 年策定】		神奈川力構想【平成 19 年策定】

	平成 12 年	【教育改革国民会議以降の教育改革】	平成 19 年
県の教育動向	<p>【概観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 12 年度以降は、新学習指導要領への円滑な実施と「県立高校改革推進計画」の着実な推進とともに、生涯学習情報センターを拠点とした県民の多様な学習ニーズへの対応、学校運営の適正化及び教職員の資質向上対策、不登校児童・生徒や LD、AD/HD、高機能自閉症等の児童・生徒への対応など、様々な課題の解決に向けた検討や計画立案の推進 ○平成 13 年度には、県立教育センター内にカリキュラム開発センターを開設し、県内の学校教育等を支援するカリキュラムセンター機能の新設 ○平成 14 年度には、小・中学校の「学習指導要領(改訂)」(平成 10 年告示)の全面実施と完全学校週 5 日制の実施により、新たな学校教育の展開とともに、全県立学校に学校評議員制度が導入されて、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整備し、開かれた学校づくりの推進 ○平成 15 年度には、教職員の新たな人事評価システムが実施されたのをはじめ、10 年経験者研修や英語教員指導力向上研修などが開始される一方で、不審者侵入や情報漏洩等に対する学校安全管理の課題への対応が浮上 ○平成 16 年に策定された「神奈川力構想・プロジェクト 51」では、「活力ある地域社会・生きがいのある暮らしの創造」をめざして、「神奈川を支える(次世代の育成)」を基本方向に、「未来を担う人づくり」・「心豊かなくらしと共生社会の実現」を柱として、教育の主な施策を整理 ○平成 16 年度には、全県立学校で学校評価システムを導入したほか、県立高校改革に関して「後期実施計画」の発表、公立中学校 213 校の3年生の成績について学校ごとに評定結果の分布を県教委ホームページで公開 ○平成 17 年度には、「ふれあい教育」の理念を踏襲しつつも、これからの新たな教育の総合的な指針となる教育ビジョンの策定に向けて、教育委員会より「かながわ人づくり宣言」をアピール ※県民との協働・連携による教育ビジョンづくりに向けて、かながわ人づくりフォーラムの開催、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の設置 ○平成 18 年度には、組織的・機動的な学校運営体制の構築に向けて公立学校に総括教諭(横浜市は主幹)を配置 ○平成 19 年に策定された「神奈川力構想」では、「神奈川力を高め、新たな時代を創造する一生き生と心豊かなくらし地域社会をめざして」を基本理念とし、「1 世界に開かれた 活力ある神奈川」・「2 ゆとりある ぐらしやすい神奈川」・「3 とともに支え ともに創る神奈川」を「実現をめざす3つの神奈川」として掲げ、それらに基づいて、戦略プロジェクトの重点方向である「明日の神奈川を拓く次世代づくり」・「地球環境の保全と持続可能な社会づくり」などを柱として、教育の重点的・優先的な施策を整理 ○平成 19 年度には、「かながわ教育ビジョン」の策定と推進 ※心ふれあう3つの運動の推進をはじめ、教育ビジョンに基づく新たな教育施策・事業の展開 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「神奈川県立高等学校の転入学・編入学の取扱について」、県立高等学校長に通知(積極的な理由に基づく進路変更による転・編入学機会の拡大)(H12) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(県立学校に事故防止会議の設置を義務づけ)の施行(H13) ○県立教育センターにカリキュラム開発センターの設置(H13) ○県立総合教育センターの設置(H14) ※県立教育センターと県立第二教育センターを改編・統合 ○全県立学校に学校評議員制度の導入、第 26 回全国高等学校総合文化祭神奈川大会の開催(H14) ○県立学校教職員に向けて「教職員の新たな人事評価システム」の実施、教職員の 10 年経験者研修、5 年間の英語教員指導力向上研修の実施(H15) ○県立近代美術館葉山館の開催(H15) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(学校評価及び公表の制度化)の施行(H16) ※平成 16 年度より、全県立学校に「学校評価システム」導入 ○神奈川県立の高等学校通学区域規則の廃止(学区撤廃)(H17) ○「県立高校改革推進計画 後期実施計画」の策定(H17) ○神奈川県教育庁を神奈川県教育局と改称し、組織改正(H17) ○「生徒による授業評価」を全県立高等学校で本格実施(H17) ○かながわの教育ビジョン策定に向けてのアピール「かながわ人づくり宣言」(かながわ人づくりフォーラムにて)の表明(H17) ○かながわ人づくりフォーラム・ワークショップの開催(H18) ※教育ビジョンづくりに向けた県民との協働・連携による取組み ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(県立学校に分掌組織、総括教諭、企画会議の設置)の施行(H18) ○高校生ボランティアセンターの開設(かながわ県民センター内)(H18) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(副校長の設置)の施行(H19) ○「かながわ教育ビジョンー心ふれあう しなやかな 人づくりー」(冊子)及び概要版の作成・配布(H19) 		

	平成 12 年	〈新しい時代にふさわしい教育、豊かな人間性の育成〉	平成 19 年
国の教育動向	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○冷戦構造の崩壊、経済社会のグローバル化、いじめ・不登校・学級崩壊・凶悪な青少年犯罪の続発、行き過ぎた平等主義による教育の画一化、時代の流れに取り残されつつある教育システムの改革 ○省庁再編による文部科学省の発足(H13) ※文部省と科学技術庁を統合再編 ○科学技術の進歩や少子高齢化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題が生じる中で、創意工夫を生かした具体的施策に取り組み、信頼に根ざした学校づくりの促進や教育に携わる者の意識改革を進めるなど、教育の新時代を切り拓くことへの期待感の高まり <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育改革国民会議の発足(H12) ○学校教育法施行規則の一部改正(民間人等校長・教頭の登用、学校評議員制度の導入、校長の補助機関としての職員会議の位置づけ)(H12) ○教育職員免許法の一部改正(教科「情報」「福祉」の新設に伴い)(H12) ○教育改革国民会議の答申(H12) ※人間性豊かな日本人の育成をはじめ、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直し等を「教育を変える 17 の提案」として報告 ○子育てサポーターの配置等の子育て支援ネットワークの充実(H12) ○文部科学省、「21 世紀教育新生プラン」の策定(H13) ※確かな学力と豊かな心の育成、信頼される学校づくり、奉仕・体験活動の推進等 ○文部科学省、「幼児教育振興プログラム」の策定(H13) ○文部科学省、「確かな学力の向上のための 2002 アピール『学びのすすめ』」の発表(H14) ○小・中学校等の設置基準の施行(学校評価の努力義務と情報の積極的な提供等)(H14) ○完全学校週 5 日制の実施、文部科学省が全国の小・中学生に「心のノート」の配布(H14) ○構造改革特別区域法の公布(H14) ※教育特区を生かした保護者や地域住民等のニーズに応じた教育への挑戦 ○文部科学省、「人間力戦略ビジョン」の公表、「新子どもプラン」の策定(H14) ○小・中・高等学校、盲・聾・養護学校の「学習指導要領」の一部改正(H15) ○文部科学省、「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」の発表、「子どもの居場所づくりの新プラン」のスタート(H16) ※「放課後子どもプラン」(H19) ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(コミュニティ・スクール=学校運営協議会の設置)(H16) ○義務教育諸学校に栄養教諭の設置(H17) ○文部科学省、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の策定(H18) ○「スポーツ振興基本計画」の改訂(H18) ※新たな政策課題の一つに「子どもの体力の向上」を付加 ○教育再生会議の発足(H18) ○改正教育基本法の公布・施行(H18) ○「盲・聾・養護学校」の制度から「特別支援学校」の制度への転換(学校教育法等の一部改正の施行)(H19) ○平成 19 年度全国学力・学習状況調査の実施(H19) ○教育3法(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法)の改正(H19) 		

資料 2（平成 27 年 10 月一部改定時）

「かながわ教育ビジョン」の一部改定に向けて、平成 25 年 11 月のかながわ人づくりコラボをきっかけに始められた「県民論議」、それを踏まえて県教育委員会がいただいた「提言」や、「県民意見募集」などを中心に、県民の皆様とともに進めてきた取組みの記録や資料などを整理しました。

1	教育ビジョンの策定時と比較した現在の状況に関する参考資料	・・・ 1
2	教育ビジョンの一部改定の過程	・・・ 8
3	教育ビジョンの一部改定に向けた県民論議の展開	・・・ 9
4	「かながわ教育ビジョン」の一部改定に関する提言	・・・ 14
5	県民意見募集の展開	・・・ 17
参考	第 4 章・第 5 章に関する平成 27 年一部改定と平成 19 年策定時との比較	・・・ 18

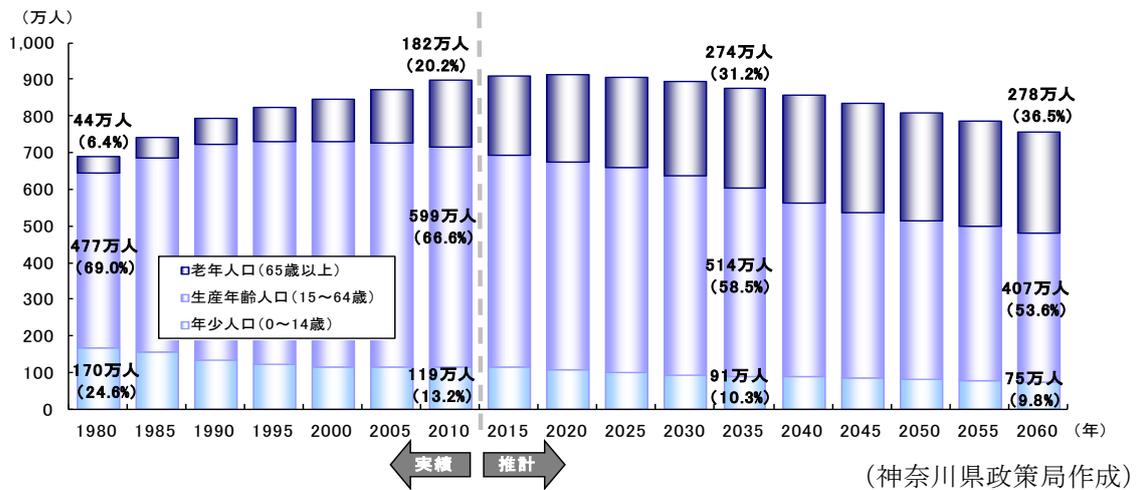
1 教育ビジョンの策定時と比較した現在の状況に関する参考資料

1 社会状況の変化

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

本県の人口は、全国よりも遅く 2018 年にピークを迎え、その後、減少していくことが見込まれています。また、全国平均を上回るスピードでの高齢化、出生率の低下が続き、本県も人口減少社会を迎えることが確実視されています。

■ 図 1 年齢 3 区分別の人口推計（中位推計）



出典：総合計画審議会計画推進評価部会報告書「社会環境の変化に伴う課題について」

※2010年までの実績値は国勢調査結果
※年齢3区分の割合は、年齢不詳を除いて算出

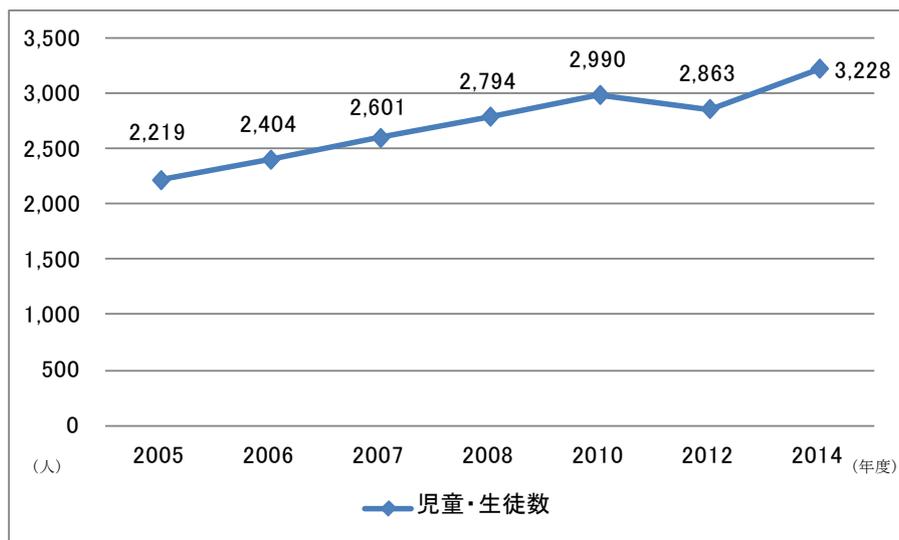
(2) 国際化と情報化の進展

社会はボーダレス化が進み、人やモノが国境を越えて、自由に移動するようになっています。日常的な生活の場面でも、多様な文化や価値観を認め合っていくことが必要です。

外国籍県民の増加、定住化が進む中で、学校でも外国につながるのある子どもたちが増えています。

また、情報化が急速に進み、今後、スマートフォン、タブレット型端末などによるインターネット利用はますます増加していくことが見込まれています。

■ 図 2 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の受入れ状況（神奈川県）



（文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」より作成）

◆ 表 1 都道府県別情報化指標（「平成 25 年版情報通信白書」）

都道府県	携帯インターネット人口普及率(%) ※1	順位	携帯電話契約数人口普及率(%) ※2	順位
東京都	69.6	1	161.5	1
神奈川県	68.5	2	96.5	4
滋賀県	63.2	3	85.7	14
埼玉県	62.8	4	89.0	9
大阪府	62.3	5	101.0	2

（総務省「平成 25 年版情報通信白書」より作成）

- ※1 各都道府県人口に占める携帯電話インターネット利用者の割合
 [携帯インターネット利用者の定義：平成 24 年の 1 年間に携帯電話（スマートフォン、PHS、携帯情報端末（PDA）なども含む）よりインターネットを 1 回以上利用したことのある人（インターネットの利用が無回答を除く割合）]
- ※2 都道府県別携帯電話・PHS 契約数を住民基本台帳（平成 23 年 3 月 31 日）に基づく都道府県人口で除した数値

◆ 表 2 都道府県別情報化指標（「平成 17 年版情報通信白書」）

都道府県	携帯インターネット人口普及率(%) ※1	順位	携帯電話・PHS 契約数人口比(%) ※2	順位
東京都	49.8	1	115.2	1
奈良県	48.8	2	63.1	19
香川県	48.3	3	71.5	8
神奈川県	44.0	4	69.5	10
埼玉県	43.9	5	64.4	16

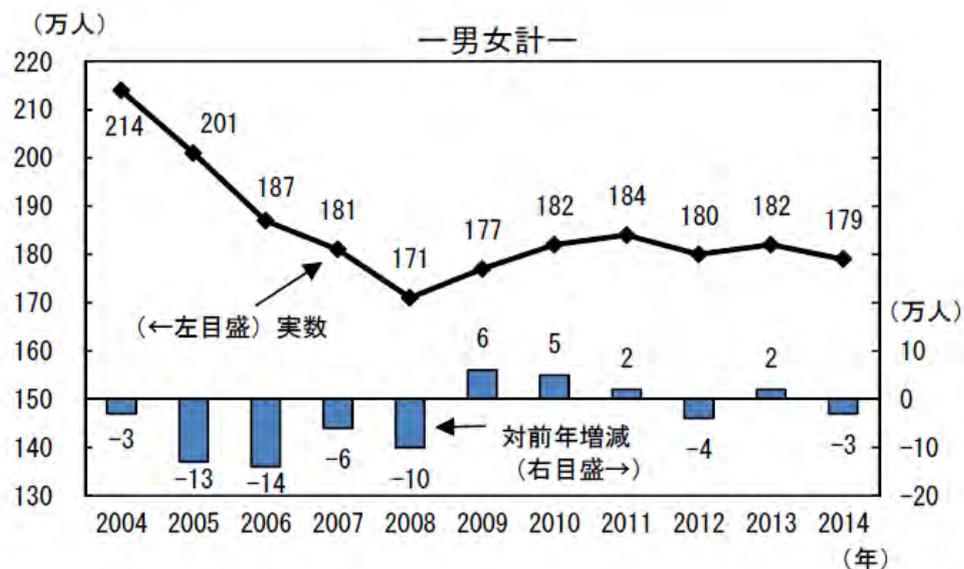
（総務省「平成 17 年版情報通信白書」より作成）

- ※1 携帯インターネット＝インターネットに接続できる携帯電話から、インターネット、メール又はウェブアクセス利用目的での利用者数を調査回答者数で除した数値（平成 17 年 1 月～3 月の調査結果）
- ※2 都道府県別携帯電話・PHS 契約数（平成 16 年 12 月末現在）を住民基本台帳（平成 16 年 3 月 31 日現在）に基づく都道府県別人口で除した数値

(3) 産業・就業構造の変化

産業構造の転換が進み、多様な働き方が広がる中で、若者の勤労観・職業観や企業の雇用形態も変化しています。そうした中で、多様な能力を生かして活躍できる機会が広がる一方、フリーターなどの非正規雇用の割合も高まり、若年層の無業者（いわゆるニート）の増加が社会問題化しています。

■図3 フリーター（「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」）の数



(総務省統計局「労働力調査(詳細集計)平成26年(2014年)」)

(4) 地方分権改革の進展

「地域でできることは地域で」行うことを基本に、地方分権を推進する取組みが進められています。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る関係法令の整備、市町村への権限移譲が進められています。

(5) 多様な主体との協働・連携の拡大

県民ニーズの多様化に伴い、本県では多くの人々が、ボランティアやNPO法人等の活動を行っており、地域の課題等に対して自発的・主体的に取り組んでいます。

◆表3 特定非営利活動促進法に基づく認証数

順位	所轄庁名	認証数	全国に占める割合 (%)
1	東京都	9,464	18.9
2	大阪府	3,516	7.0
3	神奈川県	3,406	6.8
4	兵庫県	2,101	4.2
5	北海道	2,043	4.1
	全国計	50,094	100.0

(内閣府「特定非営利法人の認証数」(平成27年)より作成)

2 かながわの教育をめぐる現状

県では、教育ビジョンの策定に際し、当時の社会状況を把握するため、平成17年度に学校関係者及び県民の方々を対象として教育に関する意識調査を実施しました。そこで、今回の教育ビジョンの一部改定にあたって、前回の調査を踏まえて、「子どもの実態」「家庭教育」「学校と地域」「県が取り組むべき施策」など、9つのテーマに沿って、「平成25年度教育に関する意識調査」を実施しました。

○回答結果

(単位：人)

学校関係者回答数	平成25年度						平成17年度				
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	校種不明	計	小学校	中学校	高等学校	盲・ろう・養護学校	計
教職員	875	474	447	194	56	2,046	806	515	354	188	1,863
保護者	1,179	1,167	1,059	130	97	3,632	1,300	1,290	1,233	53	3,876
学校評議員	180	168	101	24	61	534	195	185	108	27	515
児童・生徒	1,254	1,316	1,684	124	—	4,378	1,394	1,446	1,636	65	4,541
計	3,488	3,125	3,291	472	214	10,590	3,695	3,436	3,331	333	10,795
県民回答数	1,233						1,530				

(1) 子どもの思いと育ちの姿

子ども自身に関する質問項目のうち、子どもへの「夢中になれるとき」という質問をみると、平成17年度に実施した教育に関する意識調査に比べて、子どもたちの他者とのかかわりに関する項目での回答の割合と、趣味など自分の好きなことやゲームといった個人的な楽しみに関する項目での回答の割合に変化が見られます。

◆表4 夢中になれるとき(高校生)

高校生	平成25年度	平成17年度	増減
友だちと遊んだり、話したりしているとき	70.5%	74.4%	－ 3.9pt
スポーツをしているとき	38.4%	44.8%	－ 6.4pt
趣味など自分の好きなことをしているとき	73.2%	69.7%	＋ 3.5pt
ゲームをしているとき	20.5%	10.5%	＋10.0pt

(2) 家庭について

家庭に関する質問項目のうち、子どもたちの家庭における学習習慣に関する質問をみると、「家で勉強する習慣がある」という質問に対して「そう思う」という回答の割合（表5）や、学校外での生活について「学校の宿題や予習・復習などの勉強をする」と回答した割合（表6）は、平成17年度調査に比べて、小中高のいずれも高くなっています。また、「家で勉強する習慣がある」という質問については、小学生と中高生の回答の割合は大幅な差が見られます（表5）。

◆表5 自分自身について

問：「家で勉強する習慣がある」自分自身についてどのように思うか。

答：「そう思う」

	平成25年度	平成17年度	増減
小学生	52.3%	39.5%	+12.8pt
中学生	28.1%	21.2%	+6.9pt
高校生	18.6%	11.7%	+6.9pt

◆表6 学校外での生活

問：学校にいるとき以外の過ごし方について

答：「学校の宿題や予習・復習などの勉強をする」

	平成25年度	平成17年度	増減
小学生	23.9%	18.9%	+5.0pt
中学生	21.2%	14.2%	+7.0pt
高校生	15.3%	9.0%	+6.3pt

(3) 地域について

地域に関する質問項目のうち、学校・家庭・地域の連携・協力の状況に関して、「家庭や学校との連携・協力が行われている」と考える回答の割合は、平成17年度調査に比べて高くなっています（表7）。

一方で、「学校への地域の望ましい関わり方」という質問に対して、「地域の方が学校関係者と協働して、直接学校運営に参画する」（表8）、「家庭、地域が学校運営に積極的に関わることでできるしくみをつくる」（表9）に対する回答については、教職員と学校評議員や県民との割合の差が大きくなっています。

◆表7 学校・家庭・地域での教育課題

問：地域では児童・生徒の教育のために、家庭や学校との連携・協力が行われているか。

答：「そう思う」と「どちらかというと思う」

	平成25年度	平成17年度	増減
教職員	54.8%	50.5%	+4.3pt
保護者	36.0%	28.4%	+7.6pt
学校評議員	56.0%	48.4%	+7.6pt
県民	21.7%	16.7%	+5.0pt

◆表8 学校への地域の望ましい関わり方（教職員）

問：学校活動への地域の関わり方について	平成25年度
答：地域の方が学校関係者と協働して、直接学校運営に参画する 教職員	4.1%

◆表9 学校・家庭・地域との連携（学校評議員、県民）

問：学校、家庭、地域がより連携協力を進めるためには、特にどのようなことが必要か	平成25年度
答：家庭、地域が学校運営に積極的に関わることのできるしくみをつくる 学校評議員	24.3%
県民	23.4%

(4) 学校について

学校に関する質問項目のうち、「学校では確かな学力の定着が図られている」と回答する割合が、教職員、保護者、学校評議員、県民のすべてにおいて平成17年度調査に比べて高くなっています（表10）。

また、学習指導に関しては、保護者や学校評議員に比べて、教職員では「自ら考える力・表現する力」に重点を置くとする回答の割合に顕著な変化が見られます（表11）。

◆表10 学校・家庭・地域での教育課題

問：学校では、確かな学力の定着が図られているか。

答：「そう思う」と「どちらかというと思う」

	平成25年度	平成17年度	増減
教職員	55.7%	41.8%	+13.9pt
保護者	41.5%	26.8%	+14.7pt
学校評議員	61.4%	46.4%	+15.0pt
県民	24.3%	14.3%	+10.0pt

◆表11 かながわの学習の重点

問：「多くの知識や技能（A）」「自ら考える力・表現する力（B）」のどちらを重視するか。

答：学習指導の重点（A（B）+どちらかというA（B））（教職員）

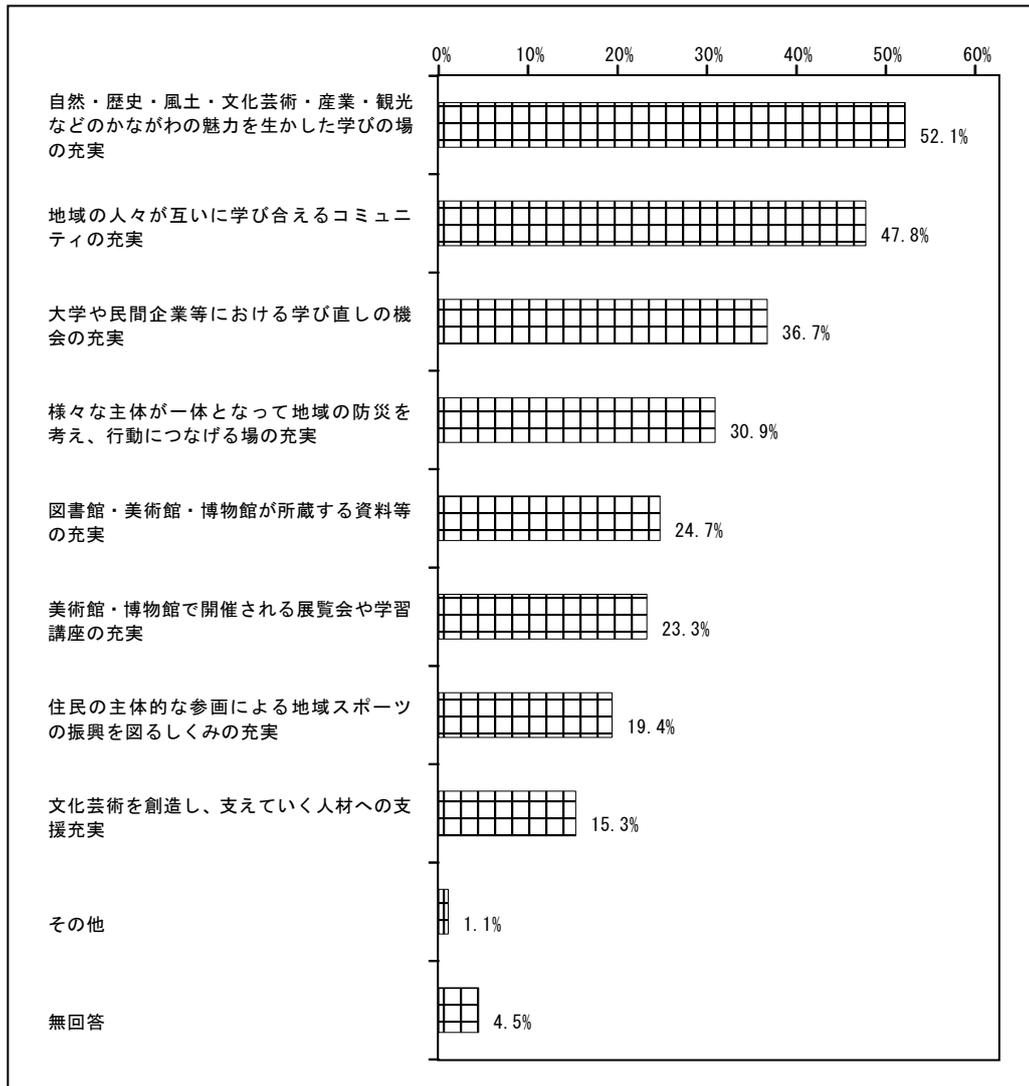
教職員		平成25年度	平成17年度	増減
小学校	多くの知識や技能（A）	16.7%	28.0%	-11.3pt
	自ら考える力・表現する力（B）	83.0%	71.4%	+11.6pt
中学校	多くの知識や技能（A）	28.7%	42.9%	-14.2pt
	自ら考える力・表現する力（B）	71.1%	56.3%	+14.8pt
高等学校	多くの知識や技能（A）	32.0%	51.4%	-19.4pt
	自ら考える力・表現する力（B）	67.8%	46.1%	+21.7pt
特別支援学校	多くの知識や技能（A）	16.0%	28.7%	-12.7pt
	自ら考える力・表現する力（B）	83.5%	69.1%	+14.4pt

(5) 自分づくり・人づくりについて

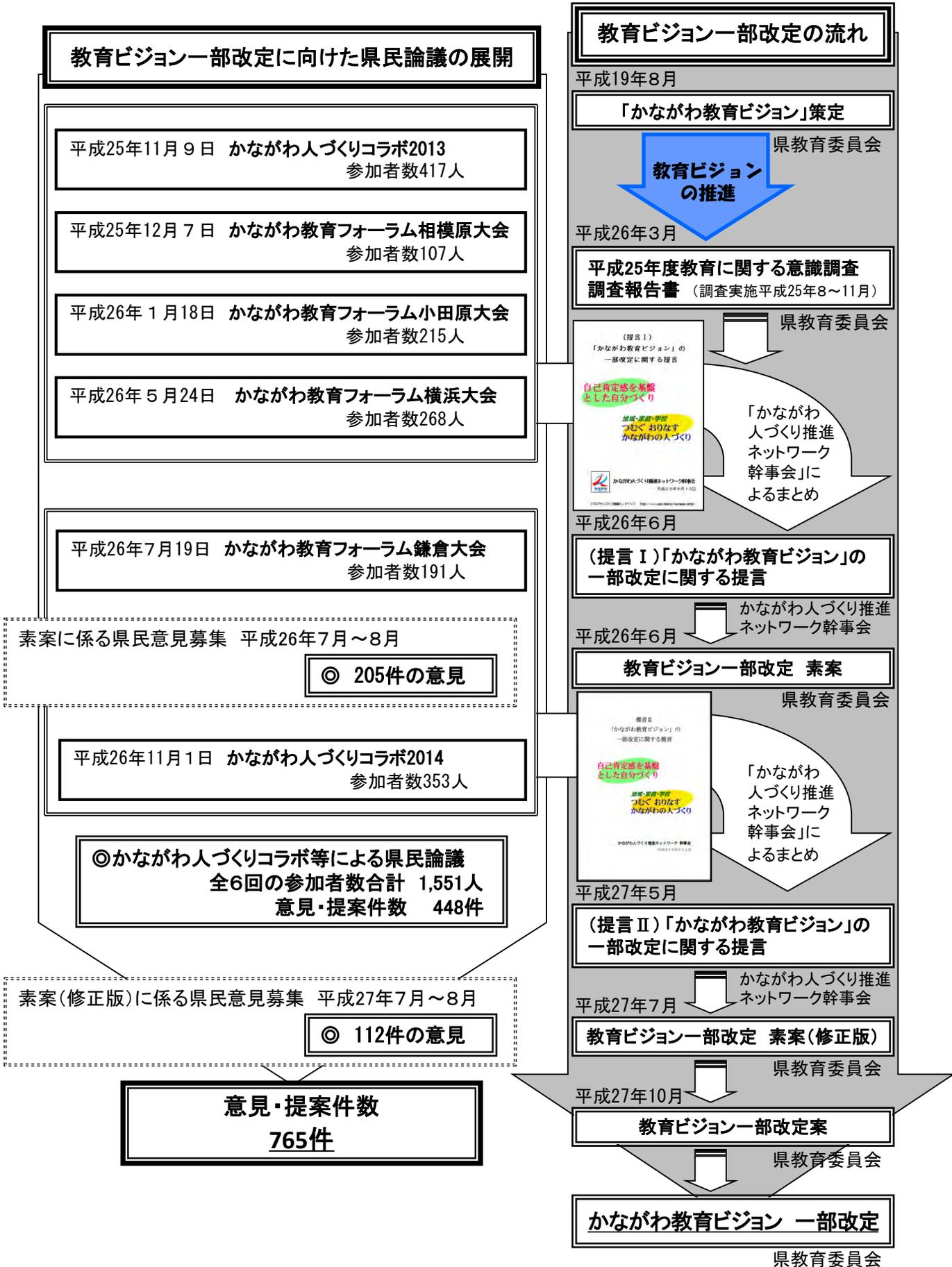
生涯にわたる自分づくり・人づくりに関する質問項目では、県民は、「自然・歴史・風土・文化芸術・産業・観光などのかながわの魅力を生かした学びの場の充実」や「地域の人々が互いに学び合えるコミュニティの充実」、「大学や民間企業等における学び直しの機会の充実」を期待する回答の割合が高くなっています。

■ 図4 生涯にわたる自分づくりの実践

問：生涯にわたる自分づくりの実践について、期待すること



2 教育ビジョンの一部改定の過程



3 教育ビジョンの一部改定に向けた県民論議の展開

かながわ人づくりコロボや、かながわ教育フォーラムを開催し、多くの県民の皆様や教育関係者などと、論議を重ねました。

(1) かながわ人づくりコロボ

教育ビジョンの推進状況などをもとに、県民の皆様と検証を行い、課題解決に向けた今後の方向性について論議する場として、平成25年と26年は、教育ビジョンの一部改定に向けた論議を多くの県民の皆様や教育関係者と行いました。

ア かながわ人づくりコロボ2013

「かながわの教育の未来像を考える～『かながわ教育ビジョン』による今後の展開と取り組み～」をテーマに、教育ビジョン一部改定に向けた説明に続き、基調提案と教育論議を行い、今後の教育論議を進めて行く上での視点をまとめました（学校教育の視点として5つ、家庭教育・地域協働の視点として5つ）。

また、平成17年から数えて10回目の記念開催として特別記念講演を行いました。

日時：平成25年11月9日（土） 場所：県立神奈川総合高等学校

参加者数：417人

○コロボ2013～2014年度への展開

○教育論議

・基調提案

「教育の『意義』とは」 東京大学 本田由紀 教授

「今後の高校教育の在り方」 玉川大学 坂野慎二 教授

・教育論議

「県民との協働・連携による教育・人づくりの推進について」

「家庭・地域との連携による学校教育の推進について」

○特別記念講演「～明日のかながわのアスリートをつくる～」

神奈川県教育委員会 具志堅幸司 委員長

日本体育大学教員 田中理恵 選手

県立岸根高校 白井健三 選手



イ かながわ人づくりコロボ2014

「かながわの教育のこれからを考える～地域・家庭・学校をつなぐかながわの人づくり～」をテーマに、教育ビジョンの「策定とその推進」「今後の展開」について説明を行い、基調講演の後、「コミュニティが人を育てる」をテーマとした教育論議を行いました。

日時：平成26年11月1日（土） 場所：横浜市西公会堂

参加者数：353人

○「かながわ教育ビジョン」について

○教育論議

・基調講演

「地域・家庭・学校をつなぐかながわの人づくり」

日本大学 佐藤晴雄 教授

・教育論議

「コミュニティが人を育てる」



(2) かながわ教育フォーラム

「かながわ教育ビジョン」の第4章・第5章の検証と改定に向けて、県民の皆様と、実効性のある教育論議を深めるために、平成25年12月から、4回にわたり開催しました。

ア かながわ教育フォーラム相模原大会

「これからの学校教育を考える」をテーマに、基調提案に続き、5つのテーマ（「学校に期待する育みたい学力」「求められる交流・体験の教育活動」「必要な児童・生徒への支援のあり方」「期待される教職員」「これからの学校運営と環境整備のあり方」）によるワークショップを行い、その後、結果発表と教育論議を行いました。

また、記念演奏を行いました。

日時：平成25年12月7日（土） 場所：県立相模原中等教育学校

参加者数：107人



○ワークショップで主に論議された事項

ワークショップ テーマ	論議された事項
学校に期待する育みたい学力	①これからの社会を生き抜く上で、子どもたちにどのような学力を身に付ける必要があるか（あるいは不足している学力は何か）。 ②「生き方・社会について考え、行動する力」を身に付けるためには、どのような教育活動に取り組む必要があるか。
求められる交流・体験の教育活動	①現在の子どもの日常や学校教育において、交流や体験的な活動は充実していると思うか。 ②これからの教育・人づくりにとって、どのような力を育むために、いかなる交流や体験的な活動が必要であるか。
必要な児童・生徒への支援のあり方	①支援を必要とする子どもたちが求めている教育・人づくりとは何か（どのような状況にある子どもたちにとっていかなる支援が必要か）。 ②支援が必要な子どもと保護者にとって、共に学び、共に生きる環境をどのようにつくるか。
期待される教職員	①子どもたちに信頼され、求められる教師とはどのような教師か（期待する教師の力とは）。 ②教師に期待する指導力とは何か、そのためにはどのような手立てが必要であるか。
これからの学校運営と環境整備のあり方	①協働と信頼に根ざした学校づくりを行う上では、学校はどのような運営改善が必要であるか。 ②子どもが快適で安全安心して学べる学校環境として、何をどのように整備していく必要があるか。

ウ かながわ教育フォーラム横浜大会

「これからのかながわの教育・人づくりを考える～かながわ教育ビジョンの一部改定に向けて～」をテーマに、基調提案として、教育ビジョンの一部改定に関する「提言 I (案)」の説明の後、「提言 I (案)」について教育論議を行いました。

日時：平成 26 年 5 月 24 日（土） 場所：県立横浜平沼高等学校

参加者数：268 人



エ かながわ教育フォーラム鎌倉大会

「かながわの教育の今後の展開と取り組み～生涯にわたる自分づくり・人づくり～」をテーマに、基調提案（提言 I の概要）に続き、提言の 5 つの柱をテーマとしたワークショップを行い、その後、結果発表と教育論議を行いました。

日時：平成 26 年 7 月 19 日（土） 場所：鎌倉女子大学大船キャンパス

参加者数：191 人



○ワークショップで主に論議された事項

ワークショップ テーマ	論議された事項
「いのち輝く」かながわ の生涯にわたる <自分づくり>	①生涯にわたって自ら学び続けることや、社会に参画・協働していくためには、どのような交流・体験、学びの機会があるとよいか。 ②社会との相互関係を保ちながら自分らしい生き方を実現していく、自立した社会人・職業人になるためには、どのような教育が必要か。
新たな教育コミュニティ を創出し、活力ある <地域づくり>	①地域が一体となり、かながわらしい教育力を向上させるためには、どのような場や機会や手段が考えられるか。 ②地域協働によるコミュニティの創出に向けて、どのような取組みが考えられるか。
変化する社会における家 庭での子育て・家庭教育 を支える <社会の仕組みづくり>	①地域が一体となって子どもを育てるために、地域はどのような交流・体験の機会をつくることができるか。 ②子どもが家庭から学校、社会に出る際の環境の変化に対応するために、家庭が抱える課題に対して、どのような支援が必要か。
子どもの個性と能力を大 切にし、互いに成長し合 う場としての <学校づくり>	①全ての児童・生徒に分かる授業と個を大切にした支援づくりを行うには、どのような方法や体制づくりが必要か。 ②教育の質の向上と県民からの信頼と期待に応える学校づくりのために、どのような学校運営や教職員の確保・育成が必要か。
地域・家庭・学校をつな ぐ <教育環境づくり>	①生涯学習のための教育環境の充実として、どのような教育ネットワークの構築が考えられるか。また、グローバル化やインクルーシブ教育に向けてどのような教育環境の整備が考えられるか。 ②かながわ教育ビジョンに基づき、県民ニーズを捉え着実に教育施策を実施するためには、立案、点検・評価など、どのような方法が効果的か。

(3) 県民論議による意見・提案の状況

県民論議においては、その場で直接発言いただいたものや書面により、448件の意見・提案をいただきました。

- 「かながわ人づくりコラボ」での書面等による意見・提案件数 : 191件
- 「かながわ教育フォーラム」での書面等による意見・提案件数 : 257件

4 「かながわ教育ビジョン」の一部改定に関する提言

かながわ人づくりコラボや、かながわ教育フォーラムでの県民論議の成果を踏まえ、かながわ人づくり推進ネットワーク幹事会によって、「めざす方向性」と柱・視点をまとめた「提言Ⅰ」（平成 26 年6月）に続き、平成 27 年5月に教育ビジョンの一部改定に関する提言がまとめられました。（以下は一部抜粋）

私たちは、これまでの県民論議を通じて、参加者の皆様が最も必要と感じていることを次のテーマで表しました。

提言がめざす方向

未来を拓く・創る・生きる

自己肯定感を基盤とした自分づくり（生涯学習）

知識基盤社会において生涯にわたる自分づくりを支援する

地域 ・ 家庭 ・ 学校

つむぐ おりなす かながわの人づくり

○育てる思いを重ね合う ○持ち味や役割が響き合う ○学び合う、学び続ける

これは、地域、家庭、学校が協働し、それぞれの特徴や役割をいかして、これからのかながわの人づくりを、共に考え、実行していこうという願いを込めたものです。

「『つむぐ』とは、繊維を引き出して、よって糸にする。」「『おりなす』とは、糸を織って、美しい模様を織り上げる。」という意味で、未来を担う子どもたち一人ひとりの、それぞれの個性やよさをいかしつつ、まわりの大人たちが様々にかかわり合いながら大切に育てていくさまを表すとともに、子どもたち自身や大人たちも、そこから互いに学び合い、さらに生涯を通じて学び続けることで成長を遂げていく大切さ、すばらしさを表現したものです。

教育ビジョンの策定時以降、社会状況が変化し、生涯学習社会が進展する中で、未来を拓き、創り、生きることのできる、自己肯定感を基盤とした生涯にわたる「自分づくり」がますます重要となってきています。教育ビジョンの一部改定とその推進にあたっては、この「生涯にわたる自分づくり」の視点が大切であると考えています。

そのうえで、一人ひとりの「いのち輝く」生涯にわたる「自分づくり」を支援していく、「生涯にわたる人づくり」を一層進めていくことが大切になってきます。この「生涯にわたる人づくり」を支援する「場」という観点から、これまでと同様に、「地域・家庭・学校」という3つの場のそれぞれの役割を再度見つめ直し、協働・連携を進めていきたいと考えています。

そこで、新たな教育コミュニティの創出、活力ある地域づくりを進めること、産業構造や社会構造が変化する中で、安心して子どもを育てることができる子育て・家庭教育を支える社会の仕組みづくりを進めること、子どもの個性と能力を大切に、互いに成長し合う場としての学校づくりを進めていくことが必要です。

そして、このような地域・家庭・学校という3つの場をつなぐ「教育環境づくり」を進めることで、それぞれの役割を補完し合い、知識基盤社会を生き抜く生涯にわたる自分づくりが可能となってきます。この地域・家庭・学校というつながりの中で、重ね合い、響き合い、学び合うことによる協働・連携が進むことによって、新しい教育が展開されていくものと確信しています。

2 提言Ⅱの全体構成

1 「いのち輝く」かながわの生涯にわたる〈自分づくり〉

視点1 多様化した社会の中で自ら学び続けることのできる自分づくり

提言1 かながわの豊かな学びの機会や環境をいかして、生涯にわたって自ら学び続け、主体的かつ積極的に自分づくりに取り組む

提言2 地域・家庭・学校が協働して取り組む「人づくり」の場や機会をいかして「自ら学ぶ力」を育み高める

視点2 一人ひとりの個性や能力をいかした社会的・職業的に自立した自分づくり

提言3 自ら生きる意欲や態度を育み、社会の一員としての役割と責任を自覚し、自立した自分づくりに取り組む

提言4 キャリア教育を通じて、一人ひとりの成長に応じた社会活動と職業生活を意識し、行動力あふれる自分づくりに努める

視点3 これからの社会の創造に参画・協働できる自分づくり

提言5 子どもから大人まで、社会の創造に参画し、社会貢献活動を通じて自分づくりを進める

2 新たな教育コミュニティを創出し、活力ある〈地域づくり〉

視点4 生涯学習社会を支える地域の教育力の向上

提言6 誰もが学び、生き生きと活動できるように、生涯学習の環境整備と地域教育力の向上を図る

提言7 地域に根ざしたボランティア活動等の推進を通じた学びを充実する

視点5 協働して取り組むことのできる活力あるコミュニティの創出

提言8 地域力をいかしたコミュニティ・スクールの普及と充実に取り組む

提言9 地域の人が学び続けるための場づくりを進める

視点6 かながわの伝統文化の継承と芸術やスポーツによる地域の振興

提言10 地域の伝統文化・伝統芸能への興味・関心を高め普及・継承するための環境づくり

提言11 コミュニティ・スポーツの環境整備を進める

3 変化する社会における家庭での子育て・家庭教育を支える〈社会の仕組みづくり〉

視点7 変化する社会の中で求められる子育て・家庭教育への理解と協力

提言12 多様な子育て環境を理解し、家庭の孤立を防ぐために情報伝達の一層の推進を図る

提言13 家庭教育への地域の人々や企業の理解を促進し、協力し合うシステムを構築する

視点8 地域との連携による子どもの社会的な経験や体験の機会の充実

提言14 子どもが地域について学び、考え、行動できる環境を整える

視点9 家庭から学校や社会への円滑な接続・連携を図る教育的な支援

提言15 子どもが立場や状況の異なる人々とふれあい、自己肯定感を育める環境づくり

提言16 子どもの成長過程に応じた相談体制や支援を充実する

4 子どもの個性と能力を大切に、互いに成長し合う場としての〈学校づくり〉

視点10 学ぶ楽しさや分かる喜びを実感できる授業と個に応じた支援を大切にする学校教育

提言17 豊かな心を育てる教育をより一層推進する

提言18 主体的に学び、確かな学力を身に付けられるように、きめ細かで質の高い教育活動に取り組む

提言19 学校段階間の円滑な連携・接続に向けて、小中一貫教育等を推進する

視点11 信頼と期待に応える自主的・自律的な学校運営

提言20 魅力と活力があり、創意ある学校づくりを推進する

提言21 学校マネジメント機能をいかした学校運営の充実を図る

視点12 子どもの成長を図る教育の質の保証・向上を担う教職員の確保と育成

提言22 学ぶ側の立場を理解することのできる、豊かな人間性と専門性を身に付けた教職員の確保と育成を図る

提言23 教育の質の保証・向上に向けた、教職員の創意工夫による教育活動を推進する環境づくり

5 地域・家庭・学校をつなぐ〈教育環境づくり〉

視点13 グローバル化の進展に対応した教育やインクルーシブ教育の推進に向けた環境整備

提言24 グローバル化が進行する社会において、子どもたちが国際社会の中で生きていく力を身に付けるための教育環境を整える

提言25 共生社会の形成に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つ「インクルーシブ教育」のための教育環境を整える

視点14 生涯にわたる自分づくりを支える教育ネットワークの構築

提言26 子どもから大人までの生涯にわたる自分づくりを支援するため、地域・学校と社会教育機関との連携・協力により、社会教育施設等の新たな活用に取り組む

提言27 豊かな人間性や社会性を育む体験活動やボランティア活動のため、行政や大学、企業、NPO等の人材や施設をいかしたネットワークづくりと活用を進める

視点15 教育行政に係る施策・事業の計画的な実施と対応

提言28 子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができる、信頼に応える教育環境づくりに計画的に取り組む

提言29 「かながわ教育ビジョン」の理念の実現に向け、かながわの教育を考える機会として「かながわの教育の日、教育週間等」を設定し、県民との協働を推進する

提言30 点検・評価等の外部の専門家等による充実を図り、「かながわ教育ビジョン」に基づく教育施策・事業の計画的で着実な実施に取り組む

5 県民意見募集の展開

多くの県民の皆様からご意見をいただくため、素案、素案(修正版)において、県民意見募集を行いました。

(1) 素案に対する意見募集

ア 募集期間

平成 26 年 7 月 11 日～8 月 10 日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

132 人・団体、205 件

ウ 意見などの反映状況

県民の皆様からの意見などの反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成し、県政情報センターなどに備え付けます。また、教育ビジョンのホームページでも見ることができます。

内容	意見・提案件数(件)
一部改定の方角の全体に関する事(第4章、第5章)	39
「第4章 展開の方角」に関する事	38
「第5章 重点的な取組み」に関する事	85
素案の構成に関する事	5
その他(感想、質問等)	38
合計	205

(2) 素案(修正版)に対する意見募集

ア 募集期間

平成 27 年 7 月 14 日～8 月 12 日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

58 人・団体、112 件

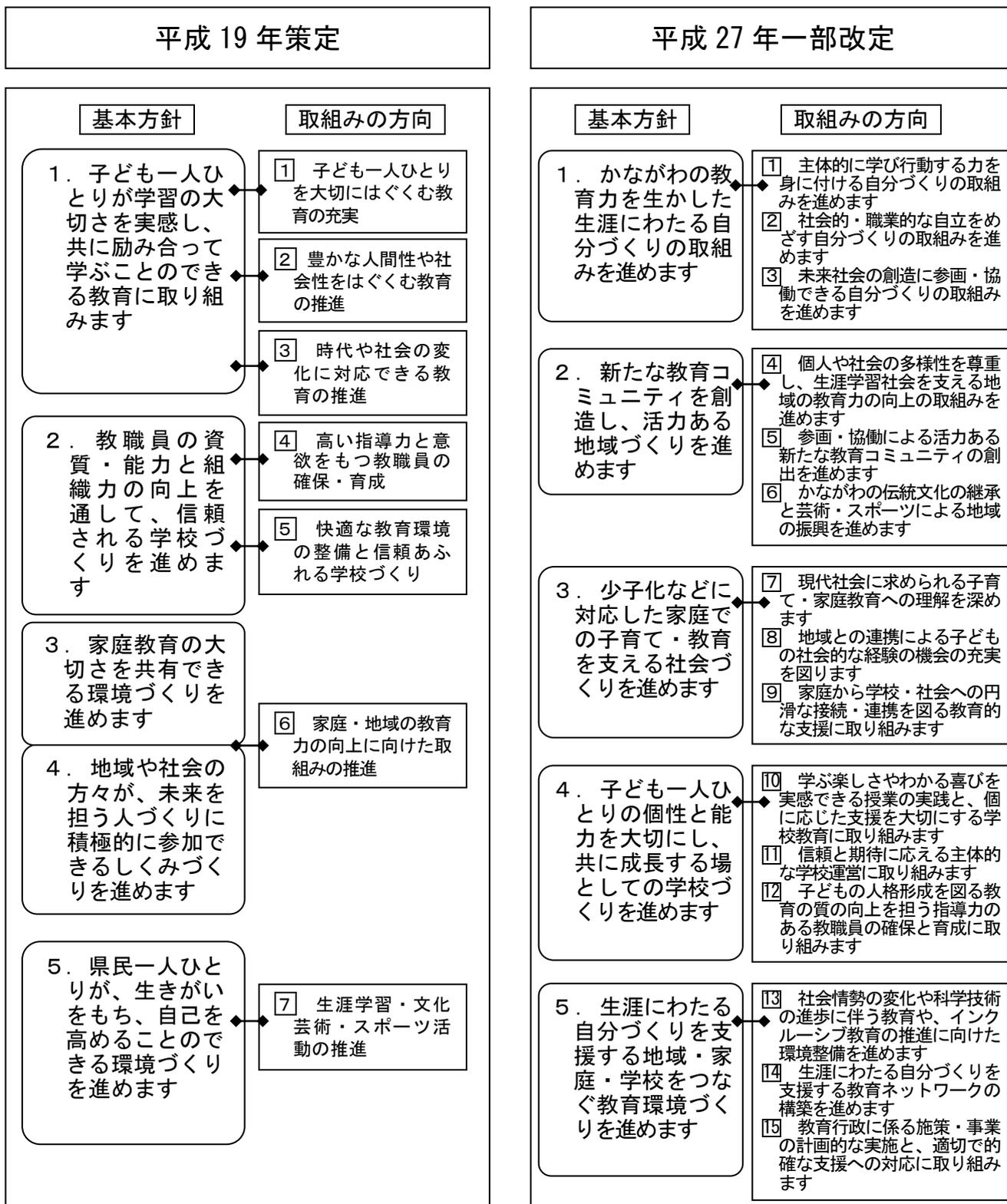
ウ 意見などの反映状況

県民の皆様からの意見などの反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成し、県政情報センターなどに備え付けます。また、教育ビジョンのホームページでも見ることができます。

内容	意見・提案件数(件)
一部改定の方角の全体に関する事(第4章、第5章)	4
「第4章 展開の方角」に関する事	25
「第5章 重点的な取組み」に関する事	64
素案(修正版)の構成に関する事	4
その他(感想、質問等)	15
合計	112

参考 第4章・第5章に関する平成27年一部改定と平成19年策定時との比較

○第4章について



○第5章について

平成 19 年策定	
I. 心ふれあう教育	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな心をはぐくむ「交流・体験」の充実 ○不登校、いじめなど緊急課題への対応の強化
II. 共に育ち合う教育	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援教育の推進 ○企業等と連携した就労支援の充実
III. 学び高め合う学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや地域の実態に応じた教育指導の充実 ○これからの時代に向き合うことのできる力を獲得する学びの推進 ○生き方や社会を学ぶ教育の充実 ○学び直しを大切に学習環境の充実
IV. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○かながわの学校教育を担う教職員の確保・育成 ○学校支援や教職員研修に関するセンター機能の純化と強化
V. 県立学校の教育環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に基づく着実な教育環境の改善
VI. 協働と信頼に根ざした学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自主的・自律的な学校経営を実現するシステムづくり ○「評価と支援」が一体化した学校評価システムづくり ○保護者や地域住民等との協働による学校づくり ○多様な選択の機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくりの検討
VII. 子育て・家庭教育への応援	<ul style="list-style-type: none"> ○楽しい子育て環境づくりの推進 ○家庭の絆づくり運動の推進
VIII. 学びを通じた地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での学び合いコミュニティづくり ○スポーツや文化芸術活動を通じた県民ライフの推進 ○かながわの魅力にもとづく「かながわ学」の発信

平成 27 年一部改定	
I. 生涯学習社会における人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実 ○社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実 ○生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実
II. 共生社会づくりにかかわる人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化 ○インクルーシブ教育の推進 ○「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実
III. 学びを通じた地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進 ○地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実
IV. 子育て・家庭教育への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの社会的な経験の機会の充実 ○子育て・家庭教育への理解と環境づくり
V. 学び高め合う学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ○確かな学力の向上を図る取組みの充実 ○生き方や社会を学ぶ教育の充実 ○グローバル化などに対応した教育の推進
VI. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進 ○学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化 ○信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり ○学校評価や第三者評価を活用した学校経営の推進
VII. 県立学校の教育環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな学びを実現する教育環境の整備 ○効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善
VIII. 文化芸術・スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ○かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展 ○健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興

資料 3（令和元年 10 月一部改定時）

平成 30 年 6 月に策定された国の「第 3 期教育振興基本計画」など、国の動向や社会状況の変化などを踏まえた「かながわ教育ビジョン」の一部改定に向けて、かながわ人づくり推進ネットワークによる「提言」や、「県民意見募集」などを中心に、県民の皆様とともに進めてきた取組みの記録や資料などを整理しました。

- | | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | 平成 27 年度改定時と比較した現在の状況に関する参考資料 | ・・・ 1 |
| 2 | 「かながわ教育ビジョン」の一部改定に関する提言 | ・・・ 4 |
| 3 | 県民意見募集の展開 | ・・・ 5 |

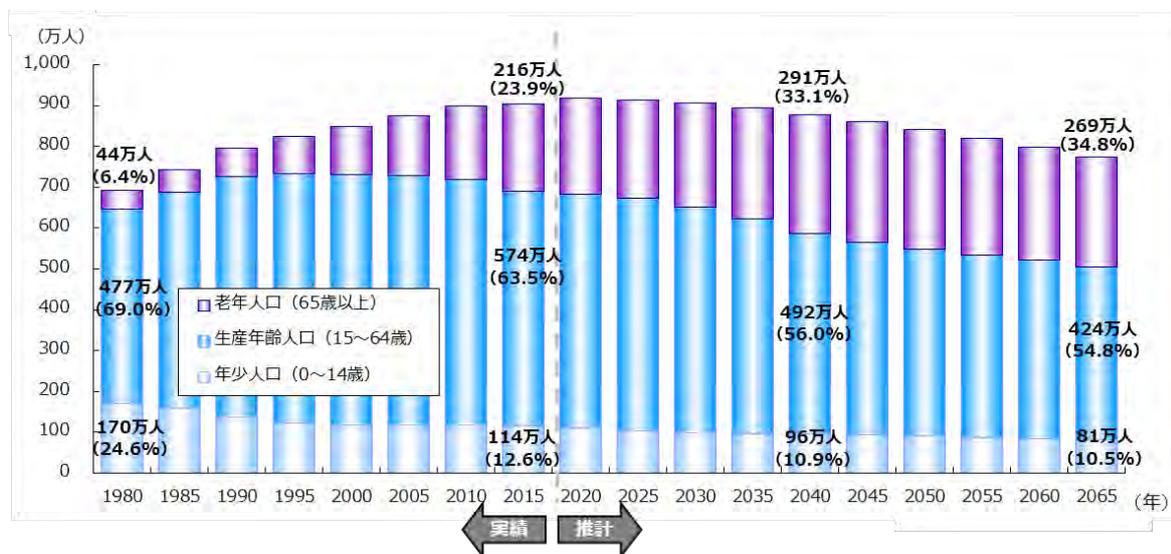
1 平成 27 年度改定時と比較した現在の状況に関する参考資料

1 社会状況の変化

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

本県の人口は、全国よりも遅く 2020 年頃にピークを迎え、その後、減少していくことが見込まれています。また、高齢化、出生率の低下が続き、本県も人口減少社会を迎えることが確実視されています。

■ 図 1 年齢 3 区分別の人口推計（中位推計）



※2015年までの実績値は国勢調査結果。
※年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出。

(「かながわグランドデザイン第3期実施計画(2019年)」)

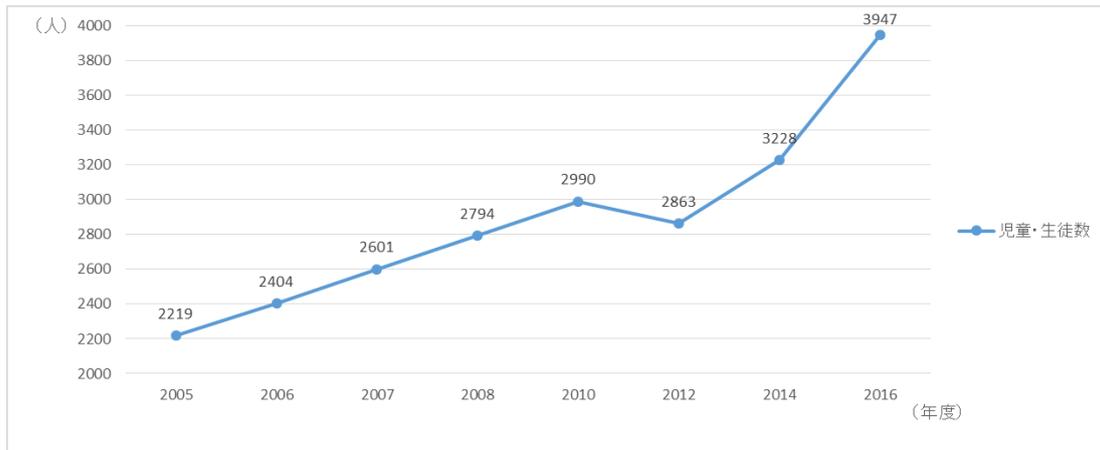
(2) 国際化と情報化の進展

社会はボーダレス化が進み、人やモノが国境を越えて、自由に移動するようになっています。引き続き日常的な生活の場面でも、多様な文化や価値観を認め合っていくことが必要です。

外国籍県民の増加、定住化が進む中で、学校でも外国につながるのある子どもたちが継続的に増えています。

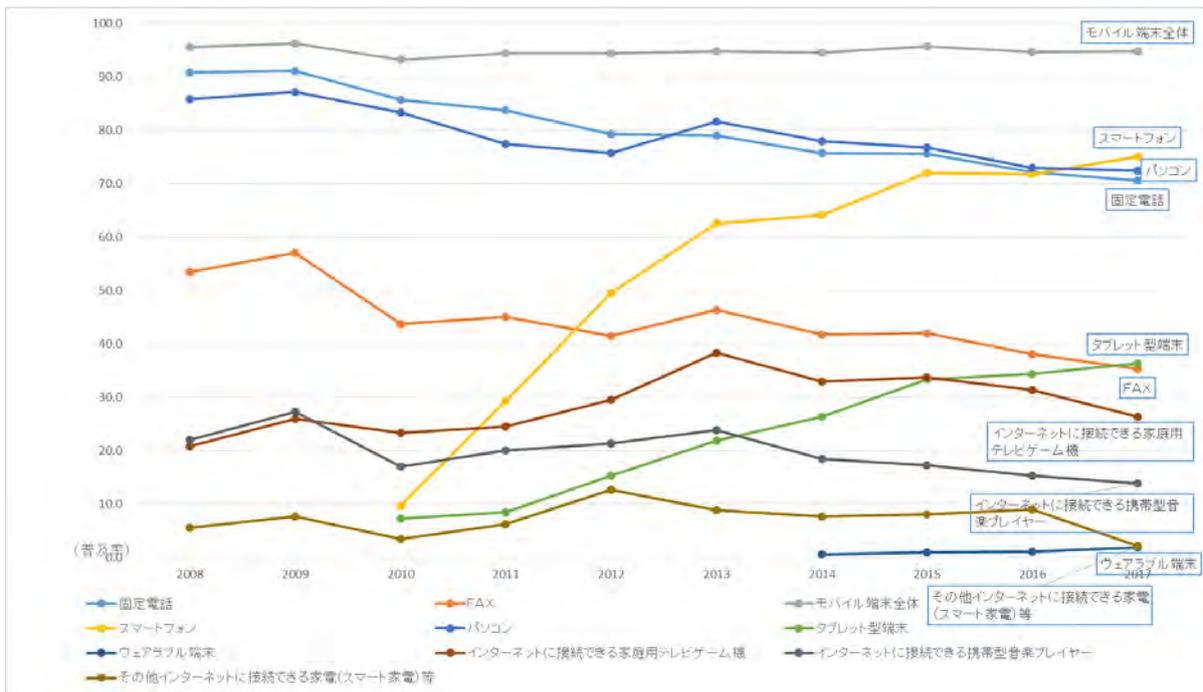
また、情報化が急速に進み、スマートフォン、タブレット型端末などによるインターネット利用が継続的に増加しています。

■ 図2 日本語指導が必要な外国人児童・生徒の受入れ状況（神奈川県）



（文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」より作成）

■ 図3 主な情報通信機器の保有状況（全国）



（総務省「通信利用動向調査」より作成）

(3) 産業・就業構造の変化

産業構造の転換が進み、多様な働き方が広がる中で、若者の勤労観・職業観や企業の雇用形態も変化しています。そうした中で、多様な能力を生かして活躍できる機会が広がる一方、フリーターなどの非正規雇用の割合も高まり、若年層の無業者（いわゆるニート）も依然として社会問題化しています。

■図4 フリーター（「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」）の数（全国）



(総務省統計局「労働力調査(詳細集計)平成30年(2018年)」)

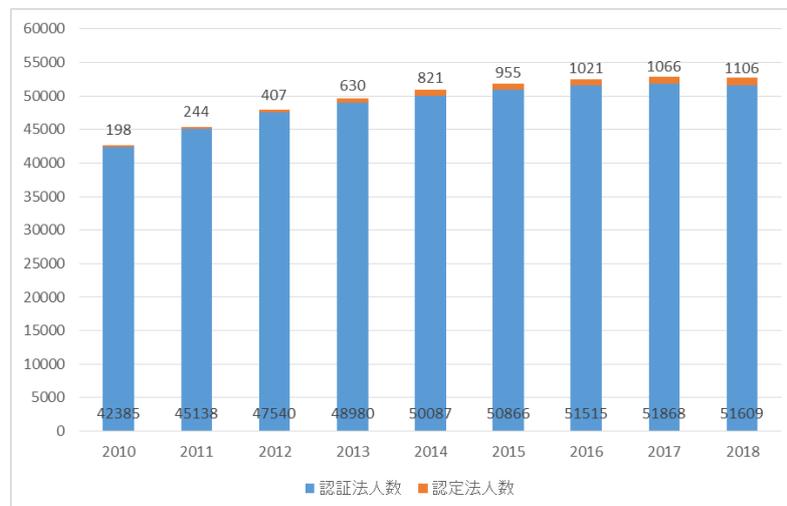
(4) 地方分権改革の進展

「地域でできることは地域で」行うことを基本に、地方分権を推進する取組みが進められています。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る関係法令の整備、市町村への権限移譲が進められています。

(5) 多様な主体との協働・連携の拡大

県民ニーズの多様化に伴い、多くの人々が、ボランティアやNPO法人等の活動を行っており、今後も地域の課題等に対して自発的・主体的な取組みが期待されます。

■図5 特定非営利活動法人の認定数の推移（全国）



(内閣府HP「特定非営利活動法人の認定数の推移」より作成)

2 「かながわ教育ビジョン」の一部改定に関する提言

かながわ人づくり推進ネットワークによる教育ビジョンの検証から、令和元年7月に教育ビジョンの一部改定に関する提言がまとめられました。(以下は概要版)

『かながわ教育ビジョン』の一部改定に関する提言について

県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」(以下、「教育ビジョン」という。)について、国の「第3期教育振興基本計画」(以下、「第3期計画」という。)が策定されたことなどから、国の動向や社会状況の変化等に対応しているかを確認するため、教育ビジョンに基づく県教育委員会の取組みの実施状況の確認を行うとともに、教育ビジョンの内容について検証を行い提言を取りまとめた。

1 提言書の構成

	構成	主な内容
提 言 編	1 はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・社会状況の変化 ・教育ビジョンの概要 ・かながわ人づくり推進ネットワークの概要
	2 第3期計画等を踏まえたネットワークによる教育ビジョンの検証	<ul style="list-style-type: none"> ・経緯 ・検証方針 ・検証内容(資料1、資料2) ・検証結果の概要
	3 検証結果を踏まえた提言	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章～第6章の扱い ・教育ビジョンへの反映を検討する9つの提言 ・実施状況に関する意見(資料3)の扱い
	【提言する項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・人生100歳時代やAI等の技術革新による社会状況の変化 ・インクルーシブ教育の更なる推進 ・医療的ケアを必要とする児童・生徒の支援 ・地域学校協働活動の推進 ・SDGsの推進に向けたESDの取組み ・起業家精神等の育成 ・中学校夜間学級の設置に向けた取組み ・教員の働き方改革の推進 ・児童・生徒の安全・安心を確保するための取組み
	【用語集】	<ul style="list-style-type: none"> ・各用語についての解説
資 料 編	資料1 教育ビジョン第4章と第3期計画(基本的な方針)の比較	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ビジョン第4章「展開の方向」と第3期計画(基本的な方針)とを比較し、お互いの理念や考え方が共通していることを確認
	資料2 教育ビジョン第5章と第3期計画(具体的な目標)の比較	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ビジョン第5章「重点的な取組み」と第3期計画(具体的な目標)とを比較し、お互いの方向性や目標が共通しているかを確認
	資料3 教育ビジョンに基づく取組みの実施状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ビジョン第5章に基づき、県教育の取組みの実施状況を検証し、ビジョンが着実に推進されているかを確認
	参 考 かながわ人づくり推進ネットワーク検証体制・検証経過	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ人づくり推進ネットワークの検証体制 ・かながわ人づくり推進ネットワークの検証経過

3 県民意見募集の展開

多くの県民の皆様からご意見をいただくため、素案において、県民意見募集を行いました。

(1) 素案に対する意見募集

ア 募集期間

令和元年7月26日～8月26日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

34人・団体、47件

ウ 意見などの反映状況

県民の皆様からの意見などの反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成し、県政情報センターなどに備え付けます。また、教育ビジョンのホームページでも見ることができます。

内容	意見・提案件数（件）
一部改定の方角の全体に関する事	1
「第5章 重点的な取組み」に関する事	25
素案の構成に関する事	3
その他	18
合計	47

かながわ教育ビジョン

心ふれあう しなやかな 人づくり

発行 平成 19年 8月 16日 策定
平成 27年 10月 21日 一部改定
令和 元年 10月 24日 一部改定

発行者 神奈川県教育委員会
〒231-8509 横浜市中区日本大通 33
TEL (045) 210-1111 (代表)



神奈川県

教育委員会教育局総務室 教育ビジョン・広報グループ 電話(045)210-8078(直通)
横浜市中区日本大通 33 丁 231-8509 FAX(045)210-8920
電話(045)210-1111(代表) 内線 8078・8079
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/cnt/f4816/index.html>